

会 議 録

会議の名称		第1回つくば市未来構想等審議会		
開催日時		令和6年(2024年)2月8日 開会 13:30 閉会 15:30		
開催場所		つくば市役所5階庁議室		
事務局(担当課)		政策イノベーション部企画経営課		
出席者	委員	小森谷委員、宇津野委員、小島委員、貝塚委員、加納委員、後藤委員、柴田委員、武石委員、中井委員、布浦委員、柳田委員、大澤委員、姉崎委員、池田委員、小澤委員、鈴木委員、三石委員、飯野委員、松本委員、森田委員		
	その他	五十嵐市長(辞令交付、諮問、挨拶)		
	事務局	稲葉政策イノベーション部次長、横田企画経営課長、中村課長補佐、岩橋係長、石川主任、瀬戸主任、坂本主事		
公開・非公開の別		<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部公開	傍聴者数	3名
非公開の場合はその理由				
議題		(1) 諮問第1号「第2期つくば市戦略プラン」の改定について ①つくば市未来構想及び戦略プランの改定方針について ②つくば市を取り巻く環境(社会情勢) ③つくば市が今後力を入れるべき分野(意見交換)		
会議録署名人		確定年月日	年	月 日
会議次第	【辞令交付式】			
	1 開式			
	2 辞令交付			
	3 自己紹介			
	4 閉式			
	【第1回未来構想等審議会】			
	1 開会			
	2 会長及び副会長選出			
	3 諮問			
	4 市長挨拶			
5 議事				
6 その他				
7 閉会				

<審議内容>

【辞令交付式】

(司会)

本日はお忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。ただいまより、つくば市未来構想等審議会辞令交付式を開式いたします。

辞令交付に当たり、つくば市未来構想等審議会委員の就任をご承諾くださいました皆様につきましては、基礎資料2をご覧ください。ご承諾いただきました全23名の皆様でございます。後程、名簿順に自己紹介をお願いしたいと思います。

それでは、人事発令通知を交付いたします。大変申し訳ございませんが、お時間の都合上、代表の方1名に交付させていただきます。代表としまして、今回、市民委員としてご承諾をいただきました、委員に交付させていただきたいと思います。委員におかれましては、大変恐縮ですが、前方にご移動をお願いいたします。

【人事発令通知を交付】

(司会)

ありがとうございました。他の委員の皆様には、机上に配布させていただいておりますので、ご確認をお願いいたします。

それでは、次第の3に移ります。委員の皆様におかれましては、資料の名簿順に一言ずつ自己紹介をお願いしたいと思います。

【委員の自己紹介】

(司会)

以上をもちまして、辞令交付式を終了いたします。ご協力ありがとうございました。

【第1回つくば市未来構想等審議会】

(司会)

第1回つくば市未来構想等審議会を開会いたします。会長が決定されるまで、引

き続き進行を務めさせていただきます。

はじめに、本審議会の会長、副会長を選出していただきたいと思います。つくば市未来構想等審議会条例第5条に、会長及び副会長は委員の互選によって定めると規定されています。どなたかご意見がございましたらよろしく願います。

(委員)

会長、副会長ですが、もしやっていただけの方がいらっしゃるならば、事務局からどなたかご提案いただいたらよろしいかと思えます。私の意見は以上でございます。

(事務局)

委員から、事務局から提案することについて、ご意見いただきましたので、事務局からご提案を申し上げてよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

(事務局)

それでは、事務局からご提案させていただきます。会長でございますが、都市計画がご専門で、行政に関わる各種審議会で委員を務めていただいております。つくば市のまちづくりにも造詣の深い、筑波大学の大澤委員を推薦させていただきます。

また、副会長につきまして、本日ご欠席ではございますけれども、つくば市議会議員を務めていらっしゃる、つくば市の情勢を熟知されている、つくば市議会議長の五頭委員を推薦させていただきます。

(司会)

ただいま、大澤委員を会長に推薦する提案がございましたが、皆様いかがでしょうか。

(異議なしの声)

(司会)

ありがとうございます。次に副会長ですが、五頭委員を推薦する提案がありました。いかがでしょうか。

(異議なしの声)

(司会)

ありがとうございます。委員の皆様の互選により、大澤委員が会長に、五頭委員が副会長に選出されました。

この場で恐縮ですが、大澤会長ご挨拶をお願いいたします。

(大澤委員)

ご指名いただきました大澤と申します。どうぞよろしく申し上げます。

先ほどの自己紹介で、皆様がつくば市にそれぞれ何年住んでいますという話がありましたが、計算してみますと、私はちょうど40年住んでいました。初めてつくば市に来たのは、松本副市長と同じく、筑波大学に入学したときで、私は青森県の三沢というところから来て、研究学園都市というのはとても立派だなと思っていました。そのつくば市で、総合計画である未来構想等審議会の会長を拝命するのは非常に光栄だと思っていますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

私のミッションは、皆様の意見を引き出すことだと思っていますので、是非、積極的にご発言いただければと思います。どうぞよろしく申し上げます。

(司会)

ありがとうございました。五頭副会長ですが、本日はご欠席ですので、後程、事務局からご説明し、ご了承いただきたいと思いますと考えております。

続きまして、市長の五十嵐からつくば市未来構想等審議会へ諮問をいたします。

大澤会長におかれましては、大変恐縮ですが、前方にご移動をお願いいたします。

皆様のお手元には、諮問書の写しをお配りしておりますのでご確認ください。

(五十嵐市長)

【市長から会長へ諮問書を手交】

(司会)

ありがとうございました。続きまして、五十嵐市長から委員の皆様にご挨拶を申し上げます。

(五十嵐市長)

【市長挨拶】

(司会)

ありがとうございました。市長につきましては、ここで退席となります。

(五十嵐市長)

会議はここまでしか出ないですが、皆様の発言の議事録はすべて読ませていただきますので、是非、積極的にご発言いただければと思います。よろしく願いいたします。

【市長退席】

(司会)

大澤会長におかれましては、お席のご移動をお願いいたします。

議事に入る前に、つくば市未来構想等審議会条例について、私からご説明いたします。

【つくば市未来構想等審議会条例について説明】

(司会)

それではここから、条例第6条第2項に基づきまして、大澤会長に議長をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

(会長)

それでは初めに、本審議会の公開について、皆様にお諮りします。会議の公開、非公開について、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

【会議の公開・非公開について説明】

(会長)

ありがとうございます。先ほど市長からご説明ありましたが、未来構想は市の最上位計画であるということですので、審議の内容を公開するという事で、市政の運営の透明性に貢献できると思います。したがって、本市審議会は原則公開にしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なしの声)

ありがとうございます。それでは、本審議会は原則として公開します。傍聴者の方がいらっしゃいましたら、引き続き会議を傍聴することができます。

それでは、議事に入りたいと思います。議事(1)①つくば市未来構想及び戦略プランの改定方針について、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

【議事(1)① について説明】

(会長)

ありがとうございました。ご説明いただいた資料1の1は改定方針ということですが、①では、現行の計画の説明がありました。一方で課題もあり、資料1の36ページでは、現行計画の課題が2つ示されています。こうした課題は、つくば市だけではなく、総合計画に共通する課題でして、市長が最初におっしゃったように、市の最上位計画ですので、どうしてもこういう課題が出てくるということです。

1つ目が情勢の変化が激しいということで、新型コロナウイルスというのは、計画段階で全く想定していなかった。また、今はチャットGPTもそうですが、新しい要素がどんどん入ってくるということで、それに応じた修正が必要だということです。

2番目ですが、個別計画は当然、組織内でたくさん走っています。それとの整合

性や関連性、あるいは重複があるということです。この部分の整理が必要だということで、説明がありました。

それを受けての改善ということで、今回は、前期・後期で分けるとすると後期です。大きな枠組みは変えず、更新するということで、変えるのは資料 1 の 40 ページに書いてある赤の部分 2 点、ここを重点的に議論するということです。その下の個別施策に関しては、個別計画に委ねるということで、今回の審議会は進めていければと思っています。

改定の進め方に関しては、42 ページ以降に記述していただいたということです。

それでは、今回は情報共有ですので、どういう質問でも構いません。遠慮なく言っていていただいて、スタートラインはできるだけ足並みを揃えたいと思っています。ご質問、ご意見いただければと思います。いかがでしょうか。

(委員)

ご説明ありがとうございました。資料 42 ページの赤枠部分が、この審議会で、先ほど諮問を受けたところですが、その下に市民の参画とありますけど、これは市民委員の皆さんのことをおっしゃっているのでしょうか。市長がキャラバンをすることで、そのキャラバンで出た意見をこの審議会でどう把握したらいいのかというところを確認させてください。

(会長)

事務局、お願いします。

(事務局)

ご質問ありがとうございます。資料 1 の 46 ページ、今スクリーンにも出ているかと思いますが、こちらの意見交換は、およそ 6 回開催したいと思っています。いただいた意見については、どんな意見が出たのかを事務局で整理して、審議会にお示ししたいと考えています。どんな意見が出たのか、原文データに加えて、情報

を整理してお示しすることで、今後議論しやすいように準備したいと考えております。

(委員)

資料1の45ページが見やすかったですね。ギャップ分析については、市民と市長の意見交換会とアンケート、市民意識調査を反映するというところで、審議会の皆さんの意見についても、どこまでできるかということはあると思いますが、できれば録音した音声データとかがいいのではと思います。色々な立場の方が審議会に参加している中で、それぞれのアンテナが違うと思いますので、まとめた資料を読むよりは、逐語録もしくは、録音のようなものを聞いた方が、いいと思いましたので、ご検討いただければと思います。

(事務局)

ありがとうございます。今後意見交換会の開催を控えているところで、意見のまとめについて、アイデアをいただきましたので、検討させていただきたいと思っております。

(会長)

他にいかがでしょうか。委員、お願いします。

(委員)

42ページの改定の進め方というページでございますが、間接的な市民参加型だと思うのですが、パブリックコメントはどのぐらいの人数を予想されていらっしゃいますでしょうか。

(事務局)

前回どれくらいだったのか、ちょっと記憶しておりませんので、正確にはお答え

できませんが、直近12月から1月にかけてパブリックコメント5件実施しました。その中でも、1件あたり10人を超える案件もあり、意見を分解していくと、50件を超える意見が集まった案件もありましたので、本件についても同様に周知方法を工夫していきたいと考えております。

(委員)

なるべく多くの方のアンケートが得られるようにお願いしたいと思います。ありがとうございました。

(会長)

ありがとうございました。次回、ぜひ現行計画策定時のパブコメ件数をお聞かせいただければと思います。他にどうでしょうか。委員、お願いします。

(委員)

今回の戦略プランの見直しは後期5年計画の策定ということで、直接こども・若者を事業の対象としてスポットを当てている感じではないとは思いますが、今年度の春に、こども基本法が施行になって、こどもや若者に関する施策に関しては、こども・若者の意見を聴取して、反映させなければならないというようなことが義務化されていたかと思います。

おそらくですが、この未来構想も次の、2030年以降の大きなプラン策定のタイミングに、こども・若者も入ってというような形になっていくのかなと思いますが、そういった先々に向けても、試行的に、市長が行うキャラバンでもいいですが、もう少しこどもの意見聴取、そしてフィードバックのようなところを、先々を見据えた上で、何かやってみてもらうことも検討していただけないかなと思っておりますが、いかがでしょうか。5年前の未来構想の策定スタート時のキャラバンでは、こどもたちの意見を聞く場面もあったような記憶があります。

(事務局)

ありがとうございます。委員がおっしゃる通り、前回の未来構想策定時には、つくば市の大きな将来像を描くということで、学生や中高生とも市長が意見交換会を行った経緯がございます。今回はそういった大きな未来像を話し合うというよりは、各回のキーワードを設定して、意見交換をしようという流れにはなっておるんですが、委員の意見も踏まえまして、やり方やテーマなどは検討しなければいけないと思うんですけども、例えば学生さんですとか、そういった方を対象にした意見交換会の場を設定することも検討したいと考えております。

(会長)

ありがとうございます。よろしいですか。

資料1、47ページの建付けですね。ご指摘いただいたと思っております。

(事務局)

先ほどご質問にあったパブリックコメントの件ですが、今、手元のデータがありましたので、ご報告させていただきます。先ほど委員からご助言いただいた件です。前回、戦略プランの改定の際は、12人の方から42件のご意見をいただいたことがありましたので、この場でご報告させていただきます。

(会長)

ありがとうございます。委員のご指摘は、おそらく、それより多く集まるような仕掛け、準備をお願いしたいということだと思います。

(委員)

実は、今おっしゃられたように、若い人もいろんな意見持ってらっしゃると思うんです。私は、もっとパブリックコメントの人数が多いのかなと期待していたんですけど、もっとやる方法はいろいろあるかなと思いますので、よろしくお願ひい

たします。

(会長)

ありがとうございます。他に意見はいかがでしょうか。委員、お願いします。

(委員)

基本的なことの確認ですが、資料の 40 ページにあるように、この第 2 期戦略プランは 2020 年から 2024 年ということで、今後審議するのは、2025 年からの 5 年間ということでした。基本施策の 17 個と個別施策 49 個について、これは固定で、未来像とのギャップや方向性、取組むことについて内容を変えてくということによろしいでしょうか。

(事務局)

ありがとうございます。ただいまのご質問に関しましてご説明させていただきます。お手元に戦略プランの冊子ございましたら、27 ページをご覧ください。未来構想の方で、市民の方からたくさんのご意見をいただきながら作り上げた、17 個の 2030 年の未来像というものを掲げております。目指すべき未来像、中間マイルストーンの 2030 年の未来像は固定で考え、未来像と現状のギャップを改めて分析し、今後 5 年間で何に取り組むべきか、そちらを今後の審議会でご議論いただきたいと考えております。

例えば、冊子の 27 ページですと、基本施策 I - 1 の「市民と共に創るまちづくりを推進する」で目指しているまちの姿と、第 2 期戦略プランを作った 2018 年、2019 年当時のつくば市における現状と未来像とのギャップが書かれております。こちらについて、市では今後、市民アンケートや、意見交換会で、様々な意見を拾い上げながら分析を行って、今後 5 年間で取り組むことを検討していきたいと考えております。以上です。

(会長)

ありがとうございます。委員、お願いします。

(委員)

資料の 36 ページの個別計画等との関係というところで 1 点お伺いします。ここに、一部で重複した管理が生じているという記載がありますが、この重複した管理とは具体的にどういう事例があるのでしょうか。

(事務局)

戦略プランの冊子、22 ページをお開きください。つくば市戦略プランについては、2030 年の未来像実現に向けた総合計画となりますので、様々な分野、具体的には福祉、医療、教育、スポーツ、芸術等がございます。

重複した管理と言っているのは、戦略プランで掲げている施策の指標と、未来構想の基で実行していく個別計画、例えば、福祉分野では、地域福祉計画があって、さらにその下には、障害福祉計画や子ども・子育て支援プランと、様々な計画がございます。それぞれの個別計画間や、総合計画の中で、レイヤーが少し重複している情報がある、というところを言及する意図で作成した資料になります。

(委員)

わかりました。ありがとうございます。

(会長)

ありがとうございます。少し時間がタイトになってきました。一旦、議事を進めさせていただければと思います。

議事の(1)②です。つくば市を取り巻く環境について、事務局からご説明をお願いいたします。

(事務局)

【議事(1)② について説明】

(会長)

ありがとうございます。続いて、意見交換が③としてあります。今の説明とあわせて次の意見交換で、皆様からご意見をいただきたいと思います。まずは、③の意見交換について、事務局から趣旨あるいは意見例をご紹介いただければと思います。お願いします。

(事務局)

【議事(1)③ について説明】

(会長)

ありがとうございます。今のご説明にありましたように、必ずしもこの計画にとられることなく、まずはご自由にご意見をいただきたいと思っています。

最初に市民委員の方からご意見をお伺いしたいなと思っています。まず委員いかがでしょうか。未来構想等推進会議から継続ということですので、先に指名させていただきます。

(委員)

今の段階では、質問ありませんが、推進会議から私が少し思っていたのは、市民委員に若い人が欲しいなというのは思っています。この構想は、2050年まででしたか、目指すまちの姿。残り25年とちょっとです。もう2050年となると、皆さんも年を取って、現役じゃなくなる。だから、もう少し若い人がいたらいいなと思っていました。

(会長)

どうでしょうか、事務局。

(事務局)

委員、ありがとうございます。先ほど、委員からも、若い方の声を拾うことについてお話をいただいていますので、今後進めていく中でどういった方法がいいか、検討させていただきたいなと思います。

(会長)

それでは、委員、お願いします。

(委員)

私も、昨年から推進会議にも出ています。推進会議は、2回の会議でしたが、いろいろ勉強させていただきました。この意見交換の中でどれに該当するかはわかりませんが、自分つくば市でも少し郊外の方に住んでいるんですが、最近、私の家の周りに新しい家がどんどん建ってきて、小さいこどもも増えてきて、私の周りでは、人口減少していないなという気がします。非常にいいことだと思っています。

ただその反面、もう少し離れたところで、小さな森とか畑などにソーラー発電が非常に増えてきて、例えば、資料(5)のCO2削減とか、そういうところで貢献はしていると思いますが、本当にこれでいいのかなというところが、気になっています。極端な話、私の家から5メートルのところにソーラーがずらっと並んでいます。そんなに大きい面積ではありませんが、場所を限定するとか、そういうやり方が必要ではないか、というのを感じています。

(会長)

ありがとうございます。今、ご指摘のところは、おそらく、資料(5)のところ、ポジティブに見ると、環境問題に貢献するということですけど、ネガティブに見ますと、当然、安全安心のところ、土砂災害だとか、あるいは景観ということで、このカテゴリ横断型になっていまして、そういう問題ですね。議論するのは非常に大事ななと思います。

それでは委員、いかがでしょうか。

(委員)

私はつくばに 30 年間住んでいます。当時は新住民だったんですけれども、今はもうつくばのベテランになっています。30 年前を思い出したときに、つくば市に住まいを建てた理由というのは、私が先ほど言いましたゆりの木とか、環境とか、景観がすごく好きだったんです。それで、つくばセンターの中央公園とか、公園の緑、そういうのが大好きで、良い環境で子育てできるなということで、つくばに住まいを決めました。それから、思い返してみると、だんだん家とかが増えてきましたが、大通りや公園の緑が少なくなってきたような気がいたします。

例えば、中央公園は、昔は森のようで、何かちょっと秘密めいた場所だったのが、今は原っぱになっています。

私は旅行が好きなのでヨーロッパとかに行ったりすると、木がとてもいきいきと成長しているように見えてましたが、つくばの木はだんだん元気がなくなってきた気がしていて、それが少し不満といたしますか、今日もここに来る前に、西大通りのユリの木を見ると、電柱が立っているような感じで、何か惨めな感じがいたしました。もう少し、景観を考えた方がいいのではないかと思います。

私は、つくばが昔よりも景観が悪くなったように思いますし、遊歩道なども、石畳などすごく綺麗な歩道だったのが、センタービルのあたりを見ますとアスファルトになっている部分もあり、今の時代に逆行しているのではないかと思います。

そういうところを踏まえて、新しいことを考えるだけではなく、古いものを大事にしていく、古いものを直していく方向で、もう少し景観を直して欲しいというのが私の希望です。例えば、ヨーロッパの街並みが綺麗なのは、石畳の石を 1 つ 1 つ手作業で修復しています。つくば市の道路は、せっかく綺麗な石畳だったのをはがしてコンクリートにしてしまっている。私は、新しいことも大事だけでも、古いものを大事にして欲しいという意見です。

(会長)

ありがとうございました。確かに、つくばの都市インフラ、緑地も含めて、本当に日本の中でも財産だと思っております。そういうところを大切にしていきたいですね。

(委員)

最初、30年前につくばに来たとき、私はすごく感激しました。つくばの環境は、日本の遺産だと思います。それをだんだん壊してきているような、そういうところも行政の方できちんとやっていただけないかな、というのが意見です。

(会長)

ありがとうございます。委員、お願いします。

(委員)

(1)番の少子高齢化の進行のところで少し伺います。高齢化の進行についてですが、周辺市街地は、やはりその傾向が顕著かなと思います。特に頭に浮かぶキーワードとして、孤独死というのが気になります。現状どの程度発生していて、どのような対策がとられているのでしょうか。その点を伺えたらと思います。

(会長)

事務局いかがでしょうか。可能な範囲で結構です。

(事務局)

孤独死の発生の状況について、現在手元にデータがありませんが、基本的には福祉部で、一人暮らしの高齢者世帯であるとか、障害者の単身世帯等のお宅を、民生委員さんが普段から見回りなどをやっていただいていると理解しています。データ

については、お調べして次回提示できればと思います。

(会長)

ぜひ次回、つくば市に限らず、全国の傾向や県内の傾向もあわせてお示しいただければと思います。今後、そういった事例が増えていくことが予想されますので、ぜひお願いしたいと思います。

それでは、委員お願いします。

(委員)

(4) 番のライフスタイルの変化というところで共働きというキーワードがありますが、説明資料の 33 ページ（参考：第 2 期つくば市戦略プランの指標推移について）の「Ⅲ-1 つくば市には安心して子どもを産み育てられる環境が整っていると感じる人の割合」というところで、残念なことに少し下がっているという結果がありました。主人と私はフルタイムで働いている共働きですが、子どもの放課後の居場所というのでしょうか。つくば市ではあまり充実してないと思っている方が、私の周りに結構おまして、その点がとても気になっているところです。

(会長)

ありがとうございます。事務局いかがでしょうか。

(事務局)

ありがとうございます。ただいま、こどもの放課後の居場所が少ないと感じている方が委員の周りに多くいらっしゃる印象があるということで、ご意見いただきました。市には、こどもの居場所づくり、学習スペース等について、様々な声が届いているところと理解しています。具体的に挙げますと、例えば児童館がありますが、次回の審議会までにお調べしてお示しし、今後議論していただく際には、課題を改善するために市がどう取り組んでいるのか、また、それでも足りないところは何な

のか等、ご意見いただけたらと思います。

(会長)

よろしいでしょうか、委員。

それでは、他の委員からもぜひご意見いただければと思います。委員、お願いします。

(委員)

資料の 33 ページですが、「つくば市の魅力を市外の友人に紹介したいと思う人の割合」というデータがございまして、2022 年の実績が 59.9%、目標値が 60%ということで、達成に近く喜ばしい結果だと思います。

私がボストンに住んでいる受講生の 1 人にメールでつくば市の写真をお送りしているうちに、何度かつくば市にいらっしゃいました。その方がつくば市にマンションを買いたいと、つくば市に住みたいということになり、あちらこちらマンションを紹介して、先月契約になりました。

彼女にどうしてつくば市を選んだのかということ进行深入しました。ボストンは非常に森も多くございますし、彼女はMITの近くの林の中に住んでいますが、つくばに来まして、非常に景観がいいということ、空気が澄んでいるところ、そして夕日の美しさに感動して、つくば市に住みたいということでした。

先ほど委員から、景観の問題が出たと思いますが、街路樹の切り方はもう少し美的感覚のある切り方があるのではないかなと思います。

この前の木は何だったのかしら、というような切り方も、たまに見られることがございます。ですから、今度アメリカからつくばに移り住むにあたり、そういう絶望感がないように、景観の美しさを保っていただけたらと思ってございます。

また、洞峰公園の問題がございましたが、市民が自然を大事にするということを中心にかけながら、市も一体となって、市全体の自然の景観を維持していただけたらと思います。以上でございます。

(会長)

ありがとうございます。今いただいたご意見も本当に貴重ですので、しっかりと議事録に残しながら、次回以降につなげていきたいと思っています。

もしよろしければ、特に今日ご発言されていない委員からも、ぜひご意見いただければと思います。委員、お願いします。

(委員)

ご説明ありがとうございました。わからないことがかなりクリアになったと思います。今、議論しているところで言いますと、これから考えなければいけない 17 の施策と挙げていただいている 7 つの情勢について、どんな関係があつてこれを選ばれているのかということをお伺いしたいです。それと、先ほどから出ている景観の話であるとか、孤独死の話もそうですけれども、議論すべきことは、とりあえずコストや実現可能性はあまり考えずに話をするのか、ある程度現実を考えながら見ていくのか、その辺りは少し気になるところです。

それから、17 の施策についてのお話で言うと、資料の 36 ページに 2 つの課題を挙げていらっしゃるんですが、17 の施策で時勢を捉えた素早く柔軟な対応が必要だと思われるものが具体的にどんなものかも気になります。

また、個別計画との関係で重複した管理が事務負担になっていると赤字で書かれているところがありますけども、私はむしろ複数の目で施策を進めることで分厚くなるので、それはそれでいいと思います。足りないところは、おそらく担当課レベルでのコミュニケーションかなと思います。その辺の情報がうまく流れるようにするための仕掛けそのものが、どれだけ整っているのかと。それは、単にしゃべれば済むという話ではなくて、組織としての管理上の問題でもあるので、おそらく施策を見直すという話とは別の観点だと思います。

会議で私たちが言う意見の 1 個 1 個に打ち返そうとしていくと、詰まってしまうような気もするので、17 の施策について見直すのであれば、見直さなければいけな

い根拠であるとか、行政として考えうる施策、それに対してどうすればいいのかという論点整理みたいなものを、今後いただけるものだと思いますが、それを見てからいろいろな意見をお話させていただければと思います。

いろいろと勝手なこと言いましたけども、ご検討いただければと思います。

(事務局)

委員ありがとうございます。

総合計画は非常に幅広い分野をまとめる計画になるので、今後は、論点をある程度整理した中で、どういう角度で意見を求めているのかを明確にして議論を進めた方が、良いだろうというご助言だと受けとめております。

17の施策について、例えば、どの施策にどういった対応が必要なのか、また計画の重複した管理というところで、現状どうやって管理していて、何が制約になっているのかといったところも、今後議論いただけるように、もう少しご説明した上で進めていきたいと思います。今日は、大きな課題感としてご提示させていただいたとご理解いただければと思います。

(会長)

ありがとうございます。他はどうでしょうか。委員、お願いします。

(委員)

すみません、繰り返してしまいますが、こどもからの意見聴取についてもう1つだけよろしいでしょうか。委員として教育長もご参加いただいているというところで、この戦略プランに関しては、大学生などとも市長が懇談するような機会を、というようなお話も先ほど出たところですが、この未来構想の中には、まちづくりに関わる市民の育成のようなところも大きな柱として盛り込まれていると思います。大人になったから急にまちづくりに主体的に取り組む人になるか、というところでもないかなと思います。やはり、こどもと言われてしまっているけれども、

1人の人間としてこのまちで暮らしている人たちが、主体的にこのまちをどうしていくかということについて何かしらの意見を表明したり、アイデアを出したりということを、例えば小学校や中学校ぐらいから、少しずつそうした機会があつてこそ、大人になったときに身になっていくという流れが、これからどんどん必要になっていくと思います。

ですので、例えば、つくばスタイル科ですとか、いきなり広く子どもたちにといいのはなかなか難しいとしても、モデル校を設けて実施するとかいかがでしょうか。また、募集という形にすると、手を挙げられる積極的な、大人に喜ばれる意見を述べる子どもが手を挙げがちで、そういう子の意見を聞いて大人も満足しがちですが、そうではなくて、例えば、あるクラス全体の多様な背景を持つ子どもたちから、こういうまちづくりをこれからつくば市で進めていこうと思うけれども、どう思うかというように、子どもにどのように説明をするのか、そして意見をもらうのか、それに対してどういうフィードバックをしていくのかということ、教育行政も含めて、これから少しずつ検討されていくといいのかなと思います。よろしくお願ひします。

(委員)

大変貴重なご意見ありがとうございます。

今おっしゃったように、よりよい社会は自分たちの手で作っていくという思いを子どもたちに育てていくことが、やはり未来の社会を幸せにしていくことに繋がると思っていますので、そういう取組は徐々に進めているところです。ですので、今回も子どもたちの意見を聞いていくというところに、どのように関わったらいいのかということは、考えていきたいなと思います。

おっしゃったように、つくばスタイル科の中で、誰かがやるのではなくて、やはりみんなが関わって、全員が関わっていくことが大事だと思いますので、そういう考え方で進めていきたいと思っています。

(会長)

他にどうでしょうか、もしよろしければもう一人くらい。

(委員)

目指すまちの姿の1番の「魅力をみんなで作るまち」の3番が「つくばならではの街並みや体験の創出」ということで、つくばならではの街並みと先ほどおっしゃっていたような景観だと思いますが、「Ⅱ-5 多様な移動手段のあるまちをつくる」ということで、車いすユーザーやベビーカーとか、今政策イノベーション部で「バリアフリーマスタープラン」を同時に進行していることもありますので、景観とバリアフリーを両立できるような街並みを目指していただきたいなと思います。

(会長)

ありがとうございます。1つの観点だけではなく、景観についてもバリアフリーを含めて考えることなども大事だと思っております。

それでは、時間が大体2時間を超えましたので、一旦ここで終えたいと思っております。進行も含めて、事務局にお返ししたいと思います。

(司会)

ありがとうございました。次第6「その他」としまして、次回の第2回審議会については、3月中の開催を予定しております。具体的な日程につきましては、改めてご連絡させていただきますので、引続き皆様のご協力をお願いいたします。

それでは以上をもちまして、第1回つくば市未来構想等審議会を閉会いたします。会議後でも結構ですので、気がついたことやご質問などがございましたら、遠慮なく事務局までご意見いただければと思います。

本日は長時間にわたり、ありがとうございました。

つくば市未来構想等審議会 辞令交付式
及び第1回つくば市未来構想等審議会 会議次第

日時 令和6年(2024年)2月8日(木)13時30分~15時30分
場所 つくば市役所 5階 庁議室

【辞令交付式】

- 1 開式
- 2 辞令交付
- 3 自己紹介
- 4 閉式

【第1回つくば市未来構想等審議会】

- 1 開会
- 2 会長及び副会長選出
- 3 諮問
- 4 市長挨拶
- 5 議事
(1) 諮問第1号 「第2期つくば市戦略プラン」の改定について
 - ①つくば市未来構想及び戦略プランの改定方針について
 - ②つくば市を取り巻く環境(社会情勢)
 - ③つくば市が今後力を入れるべき分野《意見交換》
- 6 その他
- 7 閉会

配付資料

基礎資料1	つくば市未来構想等審議会条例
基礎資料2	つくば市未来構想等審議会名簿
参考資料1	つくば市附属機関の会議及び懇談会等の公開に関する条例
参考資料2	会議の非公開に関する条件(抜粋)
参考資料3	つくば市を取り巻く環境(社会情勢)に係る参考データ
資料1	つくば市未来構想及び戦略プランの改訂方針について
資料2	つくば市を取り巻く環境(社会情勢)について
資料3	意見交換(つくば市が今後力を入れるべき分野)について
【別冊】	つくば市未来構想
【別冊】	第2期つくば市戦略プラン(2020-2024)

〇つくば市未来構想等審議会条例

平成元年 3 月 29 日

条例第 19 号

(設置)

第 1 条 つくば市未来構想及びつくば市戦略プランの策定に関する基本事項を調査及び審議をするため、つくば市未来構想等審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、つくば市未来構想及びつくば市戦略プラン（つくば市未来構想を実現するために策定する計画であって、市政の中で特に重点的に取り組む施策を掲げるものをいう。）について必要な調査及び審議を行い、意見を取りまとめて市長に答申する。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 30 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 市議会議員
- (2) 地方行政機関及び公共的団体の役職員
- (3) 学識経験者
- (4) 市の副市長及び教育長
- (5) 市民

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 前条第 1 号、第 2 号及び第 4 号に規定する者で当該職又は地位により委員に任命されたものが当該職又は地位を離れたときは、委員の職を失うものとする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、必要に応じ、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

(専門部会)

第7条 審議会に、専門的事項について調査及び審議をするため、専門部会を置くことができる。

2 前2条の規定は、専門部会について準用する。

(関係者の出席)

第8条 委員以外の者で会長が審議上必要と認める者は、審議会に出席し、意見を述べることができる。

(幹事)

第9条 審議会に幹事若干人を置く。

2 幹事は、市職員のうちから市長が任命する。

3 幹事は、審議会の議事が円滑に進行するよう会務を処理するとともに、付議事案の提案及び調整を行うものとする。

(庶務)

第10条 審議会の庶務は、政策イノベーション部において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則 省略

つくば市未来構想等審議会（令和5～6年度）委員

	区分	氏名	所属
1	市議会議員	五頭 泰誠	つくば市議会 議長
2		小森谷 さやか	つくば市議会 副議長
3	地方行政機関及び公共的団体の役職員	宇津野 茂樹	公益財団法人つくば文化振興財団 常務理事
4		小島 康夫	茨城県社会保険労務士会 副会長
5		貝塚 厚	一般社団法人つくば観光コンベンション協会 事務局長
6		加納 誠介	筑波研究学園都市交流協議会 企画調整委員会委員長
7		後藤 真紀	つくば市福祉団体等連絡協議会
8		柴田 敦	つくば市記者会 茨城新聞社土浦・つくば支社長
9		武石 佳宏	つくば市金融団 常陽銀行研究学園都市支店長
10		中井 聖	特定非営利活動法人ままとーん 理事
11		原 辰幸	茨城県政策企画部地域振興課 課長
12		布浦 万代	一般財団法人つくば市国際交流協会 理事長
13		柳田 貢	つくば市商工会 事務局長
14	学識経験者	大澤 義明	国立大学法人筑波大学システム情報系 社会工学域教授
15	市民	姉崎 順子	市民委員
16		池田 里美	
17		小澤 貴子	
18		鈴木 俊二	
19		松村 かおり	
20		三石 満智子	
21	市の副市長及び教育長	飯野 哲雄	つくば市副市長
22		松本 玲子	
23		森田 充	つくば市教育長

〇つくば市附属機関の会議及び懇談会等の公開に関する条例

平成 29 年 12 月 22 日

条例第 35 号

(目的)

第 1 条 この条例は、附属機関の会議及び懇談会等を公開すること等により、市政運営における透明性の向上を図り、及び市民の市政運営に対する理解を深め、もって開かれた市政の一層の推進に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

当会議は
附属機関
に該当

(1) 附属機関 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項に規定する附属機関をいう。

(2) 懇談会等 市民、有識者等のうち執行機関が選任した者から意見、知見等を聴取し、市政運営の参考とすることを主な目的として開催する懇談会、懇話会、検討会、研究会その他市政運営上の会議をいう。

(3) 執行機関 地方自治法第 138 条の 4 第 1 項の規定に基づき市に置かれる執行機関のうち附属機関の属する執行機関又は懇談会等を開催する執行機関をいう。

会議は原則公開で、非公開に該当しないことを当日確認予定

(会議公開の原則)

第 3 条 附属機関の会議及び懇談会等は、これを公開する。

(非公開とすることができる会議)

第 4 条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、執行機関又は附属機関若しくは懇談会等の長は、附属機関の会議又は懇談会等の全部又は一部を非公開とすることができる。

参考資料 2 参照

(1) 会議において、つくば市情報公開条例(平成 27 年つくば市条例第 27 号)第 5 条に規定する不開示情報(以下「不開示情報」という。)が発言される見込みがあるとき。

(2) 会議を公開することにより、公正又は円滑な会議の運営に著しい支障が生じ、会議の目的が達成されないと認められるとき。

(会議の非公開の決定方法)

第 5 条 前条の規定による附属機関の会議及び懇談会等の非公開の決定は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により行うものとする。

(1) 前条第 1 号に該当するおそれがあるとき 次のいずれかの方法

ア 執行機関が規則で定める事項を勘案し、決定する方法

イ 附属機関又は懇談会等の長が当該附属機関の会議又は当該懇談会等に諮り、規則で定める事項を勘案し、決定する方法

(2) 前条第 2 号に該当するおそれがあるとき 附属機関又は懇談会等の長が当該附属機関の会議又は当該懇談会等に諮り決定する方法

(会議開催の事前公表)

第 6 条 執行機関は、規則で定めるところにより、附属機関の会議及び懇談会等の名称、

開催日時その他の規則で定める事項を当該会議を開催する日の7日前までに公表しなければならない。ただし、緊急に附属機関の会議又は懇談会等が開催されるときは、この限りでない。

(会議の傍聴等)

第7条 附属機関の会議及び懇談会等を傍聴することができる者の数は、その都度、執行機関が定める。

2 附属機関の会議又は懇談会等を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者その他の規則で定める者は、当該会議を傍聴することができない。

3 附属機関の会議又は懇談会等を傍聴する者(以下「傍聴人」という。)は、規則で定める事項を遵守し、及び会場の秩序維持に関して附属機関又は懇談会等の長の指示に従わなければならない。

4 附属機関及び懇談会等の長は、傍聴人が前項の指示に従わないときは、当該傍聴人に対し、退場を命ずることができる。

(会議資料の閲覧)

第8条 執行機関は、附属機関の会議及び懇談会等が公開されるときは、当該会議の資料(不開示情報が記載されているものを除く。以下同じ。)を傍聴人の閲覧に供しなければならない。

(会議録の作成)

第9条 執行機関は、規則で定めるところにより、附属機関の会議及び懇談会等について、公開又は非公開にかかわらず、当該会議終了後遅滞なく会議録を作成しなければならない。

(会議録の写し等の公表)

第10条 執行機関は、規則で定めるところにより、公開の附属機関の会議及び懇談会等にあつては前条の規定により作成した会議録及び当該会議の資料を、非公開の附属機関の会議及び懇談会等にあつてはその概要を記録したものを公表しなければならない。

(公開状況の公表)

第11条 市長は、規則で定めるところにより、附属機関の会議及び懇談会等の公開状況について、公表しなければならない。

(他の条例に特別の定めがある場合の取扱い)

第12条 附属機関の会議の公開等について、他の条例に特別の定めがあるときは、その定めるところによる。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

〇つくば市情報公開条例

平成 27 年 7 月 1 日

条例第 27 号

改正 平成 28 年 3 月 24 日条例第 26 号

平成 29 年 6 月 30 日条例第 22 号

令和 5 年 3 月 30 日条例第 5 号

令和 5 年 3 月 30 日条例第 6 号

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、民主主義の理念にのっとり、知る権利の保障としての行政文書の開示を請求する権利につき定めること等により、市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市の行政活動を市民に説明する責務が全うされるようにするとともに、行政運営の透明性の向上及び公正で民主的な行政の推進に資することを目的とする。

(略)

以下の不開示情報が含まれる
会議の場合は非公開となる

(行政文書の開示義務)

第 5 条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。

(1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第 2 項において同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令、条例若しくは規則の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 2 条第 1 項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 4 項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 2 条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分。ただし、当該公務員等の氏名に係る部分を公にすることにより、当該個人の権利利益を害するおそれがある場合は、当該公務員等の氏名に係る部分を除く。

(2) 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 60 条第 3 項に規定する行政機関等匿名加工情報（同条第 4 項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この号において「行政機関等匿名加工情報」という。）又は行政機関等匿名加工情報の作成に用いた同条第 1 項に規定する保有個人情報から削除した同法第 2 条第 1 項第 1 号に規定する記述等若しくは同条第 2 項に規定する個人識別符号

(3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、公にしないと条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(4) 公にすることにより、公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

(5) 市の機関、財産区、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(6) 市の機関、財産区、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

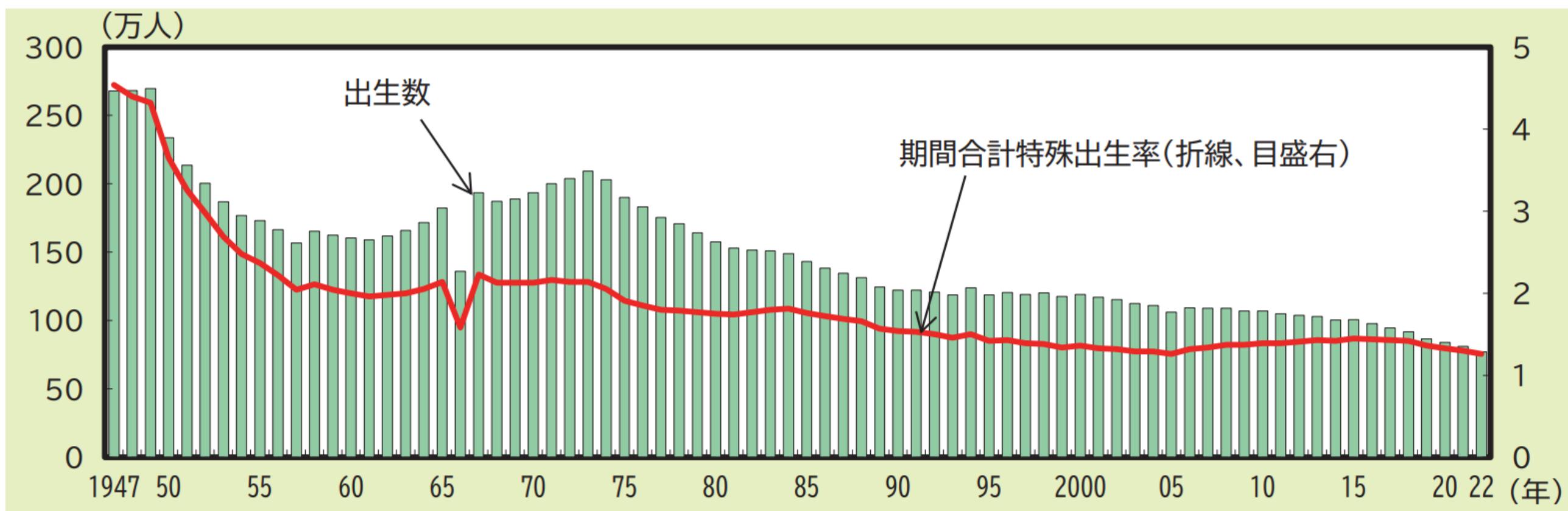
(7) 法令又は他の条例の規定により公にすることができないと認められる情報

(以下、略)

つくば市を取り巻く環境

(1) 少子・高齢化の進行とまち・ひと・しごと創生 合計特殊出生率の推移

- 出生数と合計特殊出生率は1973年以降低下傾向にあり、その後2005年を底に幾分回復し、2015年以降は再び幾分低下する状況となっている
- 令和4年の出生数（日本人のみ）は77万747人と過去最少、合計特殊出生率は1.26で過去最低となった
- 減少理由としては、コロナ禍以前からの中期的な減少傾向のトレンドがあったものの、コロナ禍によって婚姻数が減少したことの影響が考えられる
- 年齢階級別では特に25～29歳の母親の年齢階級の出生率が大きく低下しており、未婚率の上昇との相関が考えられる



(1) 少子・高齢化の進行とまち・ひと・しごと創生 高齢者人口及び割合の推移

【高齢者人口及び割合の推移】

- 高齢者（65歳以上）人口は1950年以降一貫して増加傾向にあったが、2023年は3623万人（前年比1万人減）となり減少に転じた
- 一方で総人口に占める割合は29.1%と前年と比較し0.1ポイント上昇し過去最高となった
- 高齢者人口の割合は日本が世界（人口10万人以上の200の国及び地域）で最も高い

図1 高齢者人口及び割合の推移（1950年～2023年）

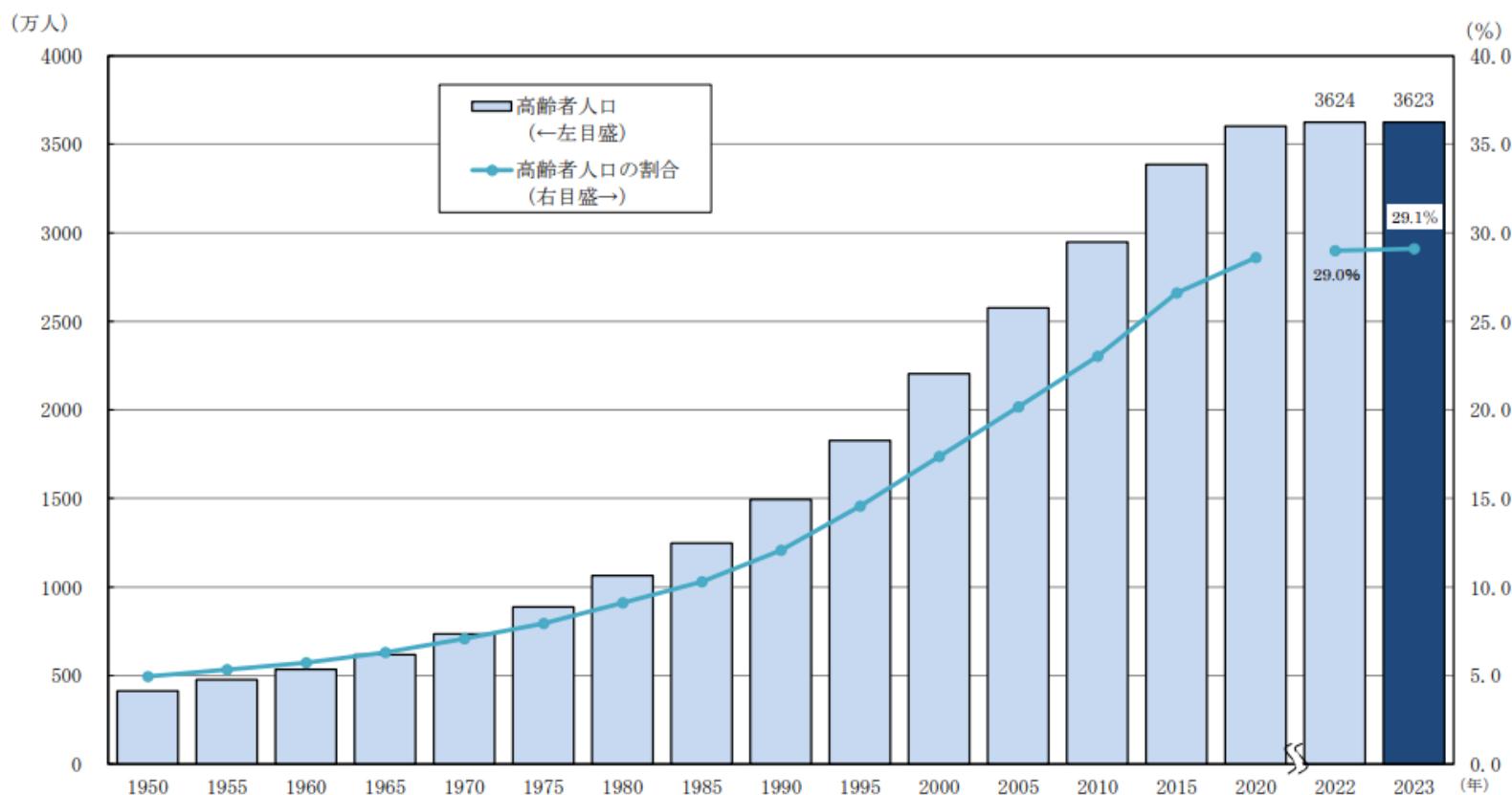


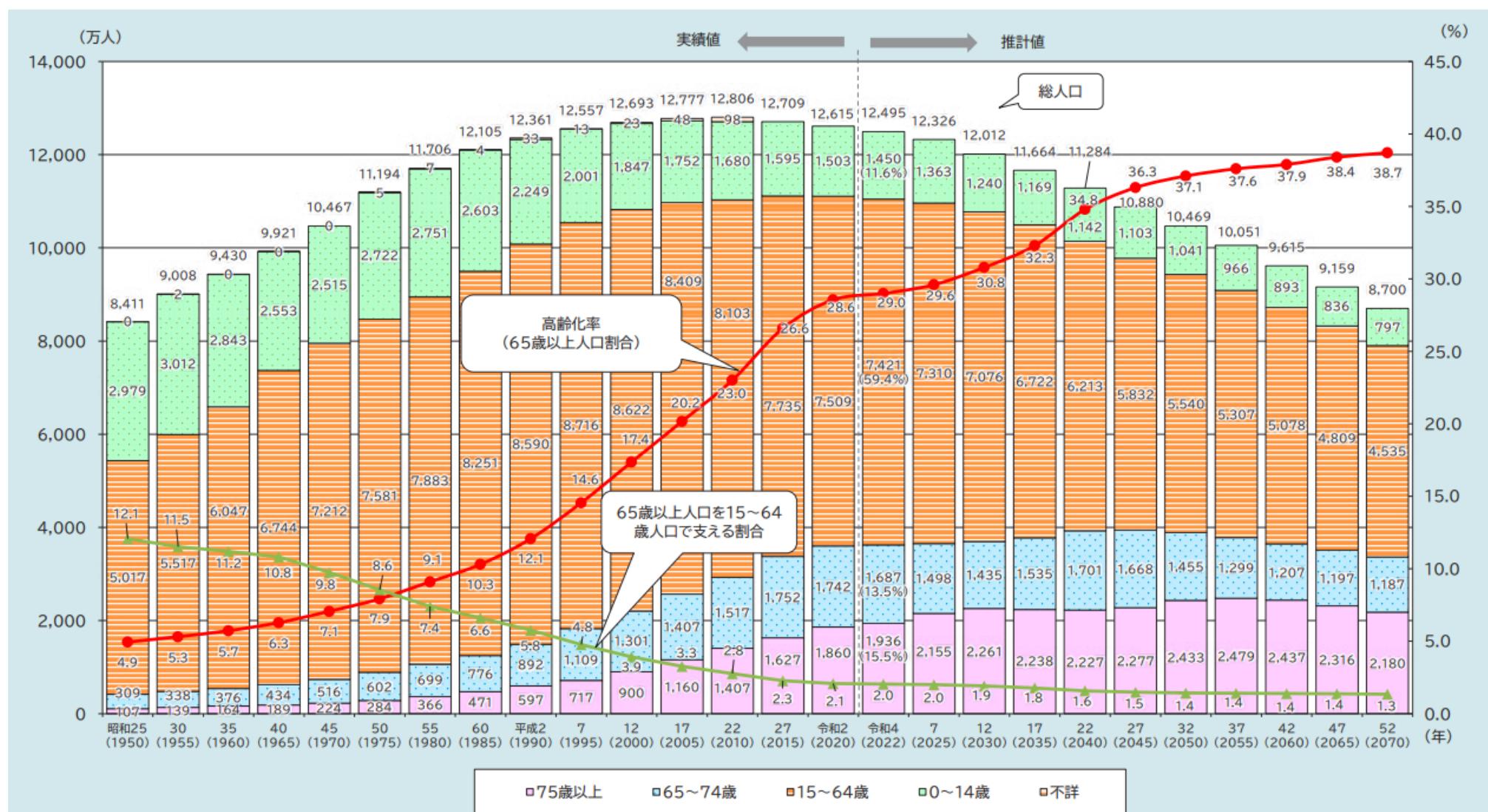
表3 高齢者人口の割合（上位10か国）（2023年）

順位	国・地域	総人口 (万人)	65歳以上人口 (万人)	総人口に占める65歳以上人口の割合 (%)
1	日本	12442	3623	29.1
2	イタリア	5887	1440	24.5
3	フィンランド	555	131	23.6
4	マルティニーク	37	9	23.5
5	プエルトリコ	326	76	23.4
6	ポルトガル	1025	239	23.3
7	ギリシャ	1034	239	23.1
8	クロアチア	401	91	22.7
9	ドイツ	8329	1895	22.7
10	ブルガリア	669	149	22.3

出典：統計トピックスNo.138統計からみた我が国の高齢者（総務省）
<https://www.stat.go.jp/data/topics/pdf/topics138.pdf>

(1) 少子・高齢化の進行とまち・ひと・しごと創生 年齢別の将来人口推計

- 総人口は長期の減少過程に入り、2060年には1億人を下回ると推計されている
- 65歳以上人口は増加傾向が続き、2045年に3,945万人でピークを迎える
- 併せて高齢化率は上昇を続け、2070年には65歳以上の割合が38.7%に達する見込みである



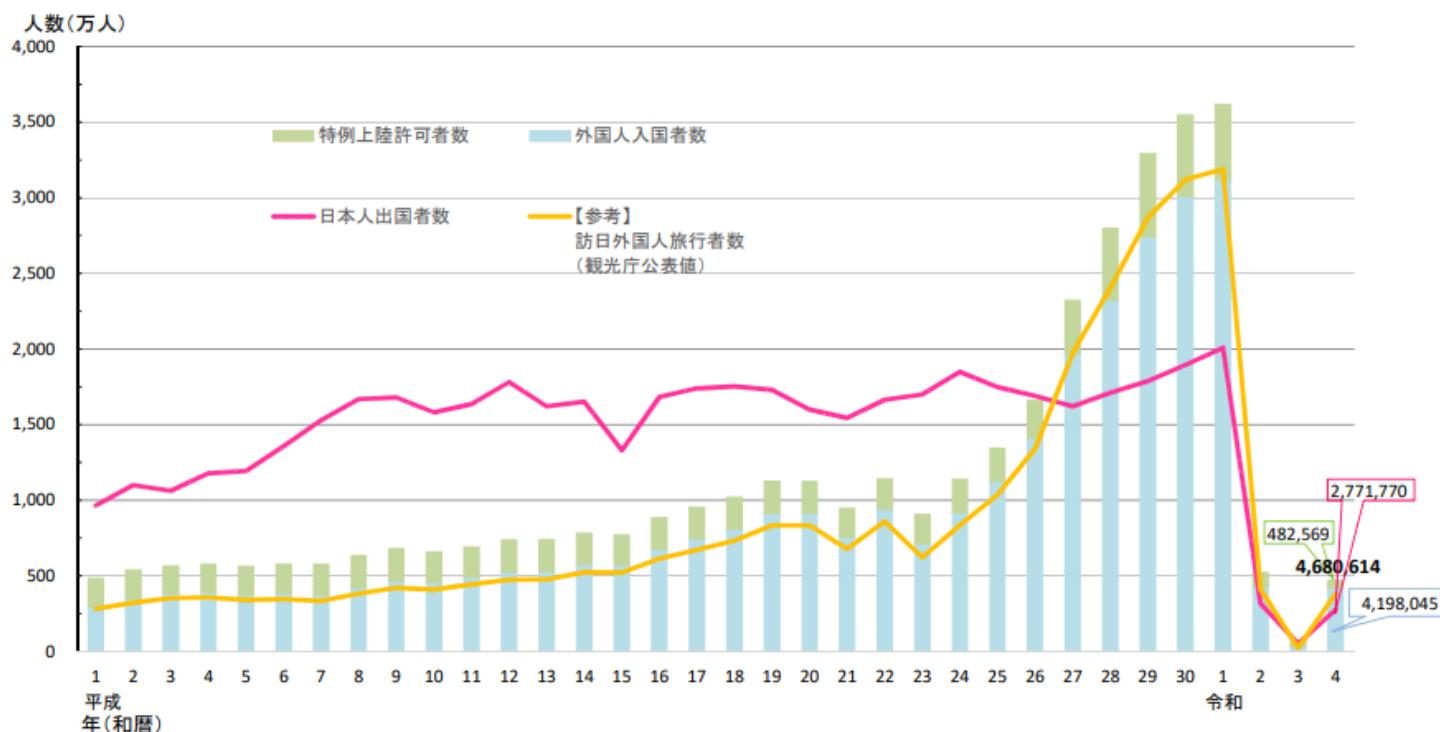
出典：令和5年版高齢社会白書 第1章高齢化の状況
第1節高齢化の状況 1高齢化の現状と将来像
https://www8.cao.go.jp/kourei/whitepaper/w-2023/zenbun/pdf/1s1s_01.pdf

(2) ボーダレス化の進行 人流の傾向

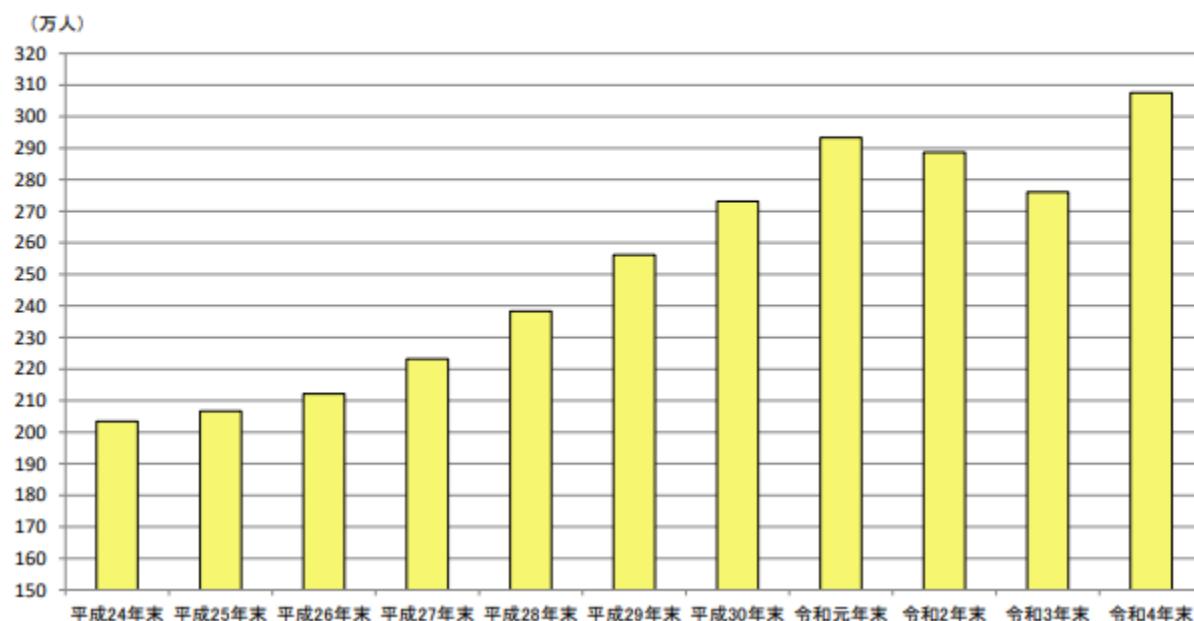
- 訪日外国人旅行者数は平成23年から一貫して増加傾向にあったが、新型コロナウイルス感染症の拡大を契機に大幅に減少し、令和4年から復調傾向にある
- 在留外国人※数は令和2年度末及び令和3年末時点を除き増加傾向にあり、令和4年末には過去最高の307.5万人となった

※在留外国人：中長期在留者（永住者や家族滞在、留学等の在留資格をもって日本で生活している方）及び特別永住者

図1 外国人入国者数・日本人出国者数等の推移



【第1-1図】在留外国人数の推移(総数)



出典：【令和4年】統計資料(出入国在留管理庁)
<https://www.moj.go.jp/isa/content/001393060.pdf>

出典：令和4年末現在における在留外国人数について(出入国在留管理庁)
https://www.moj.go.jp/isa/publications/press/13_00033.html

(2) ボーダレス化の進行 産業別外国人労働者数の推移

- 外国人労働者数は2008年から増加傾向にあり、令和4年は約182万人と過去最高を更新した
- 産業別にみると、「製造業」が最も多く全体の26.2%を占める
- 対前年増加率をみると、「医療、福祉」が最も多く28.6%となった

図2-1 産業別外国人労働者数の推移

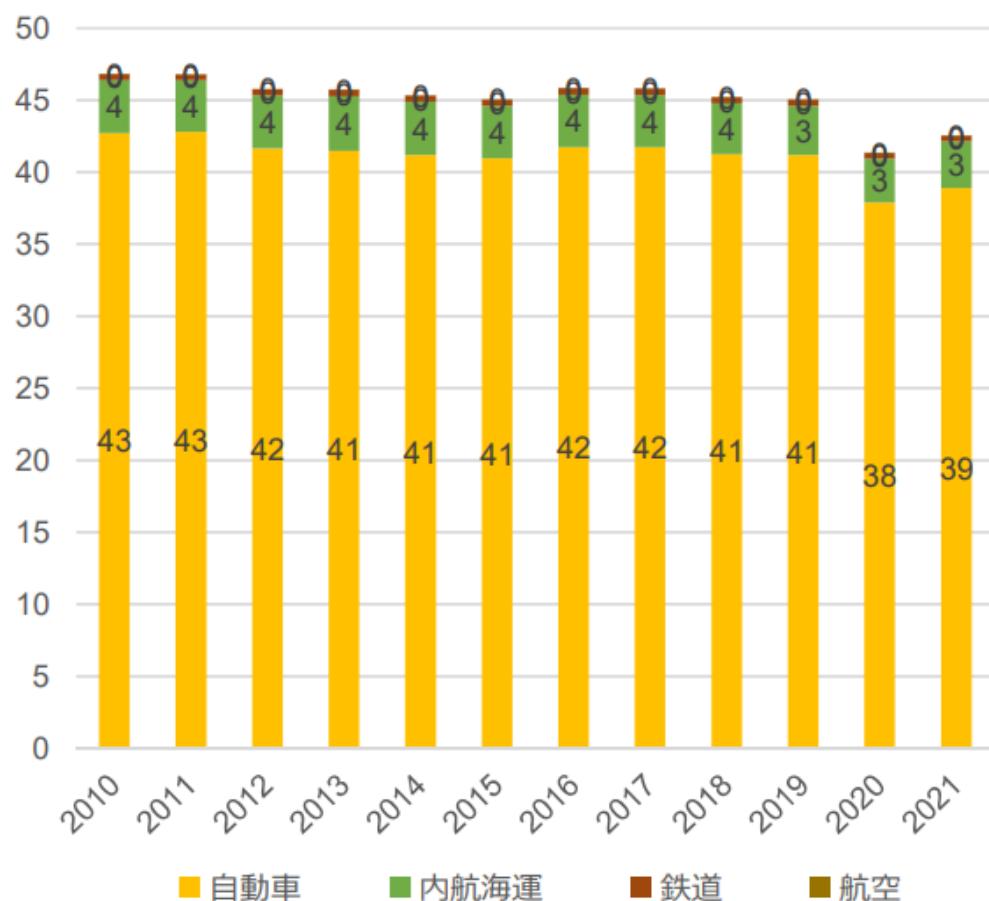


(2) ボードレス化の進行 物流の傾向

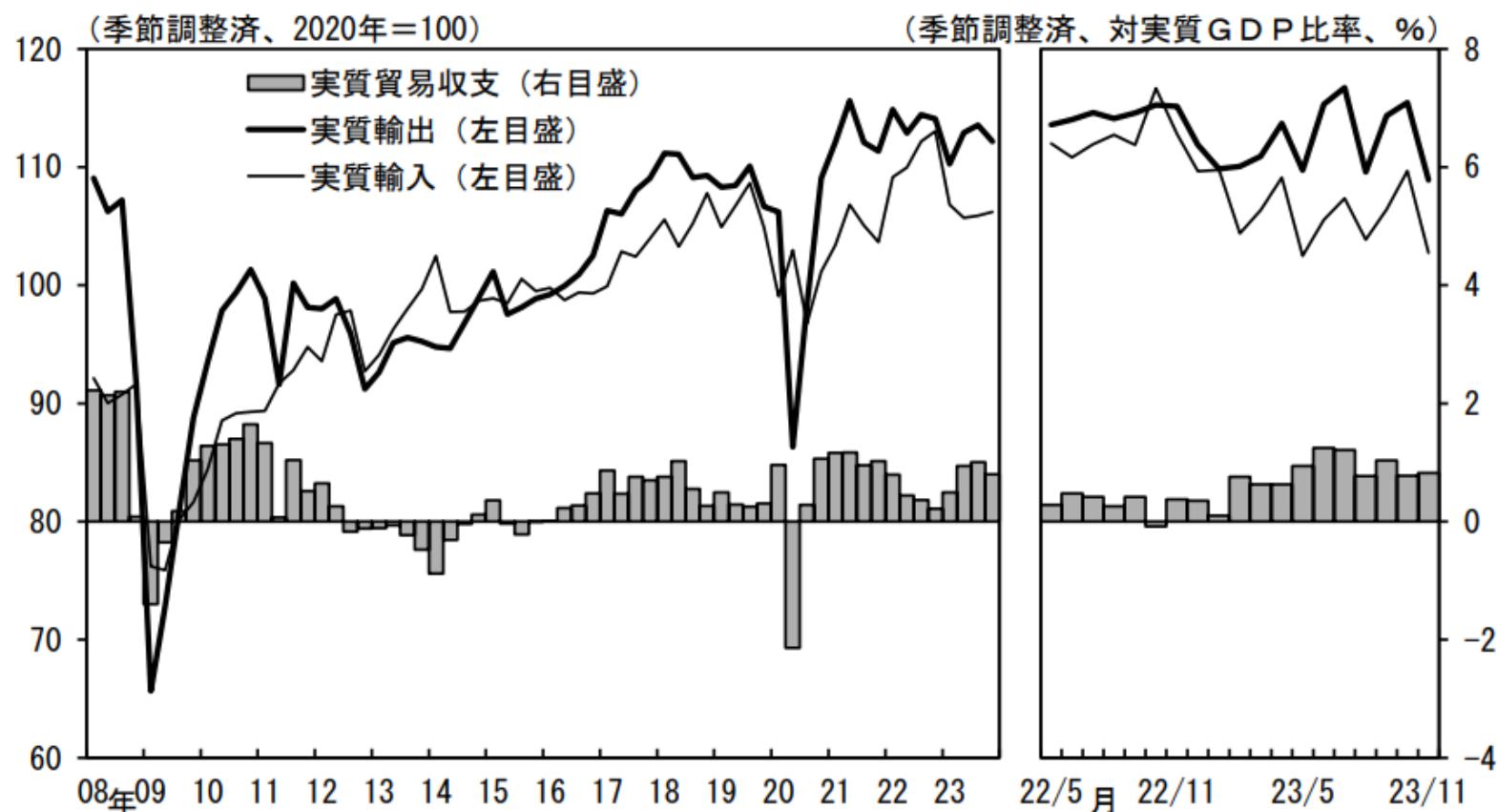
- 国内貨物輸送量（輸送重量）はほぼ横ばいで推移していたが、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大した2020年度は大幅に減少し、2021年度は復調傾向にある
- 実質輸出入※は、新型コロナウイルス感染症の影響により2020年は大幅に縮小したものの、2021年には復調しその後増加傾向にある

※輸出入金額を輸出入物価指数で除し物価変動の影響を除去し価値ベースでの比較に適した数値

(億トン) 国内貨物輸送量の推移 (トンベース)



(1) 実質輸出入



(注) 2023/4Qは、10～11月の値（下の図表も同じ）。実質貿易収支（対実質GDP比率）の2023/10月以降は、2023/7～9月の実質GDPを用いて算出。

出典：実質輸出入の動向（日本銀行）
https://www.boj.or.jp/research/research_data/reri/index.htm

(2) ボーダレス化の進行 物流における2024年問題

- 物流業界においては、2024年度からのトラックドライバーへの時間外労働の上限規制等の働き方改革や脱炭素化に向けた取組への対応が求められている。
- トラックドライバーの長時間労働を抑制する際、労働時間削減のために具体的な対応を行わなかった場合には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大以前の2019年度の貨物輸送量等と比較して、2024年度は輸送能力の14.2%が不足すると見込まれる。
- さらに、ドライバー数の減少の影響も加味した場合、2030年度には輸送能力の34.1%が不足する可能性がある。
- 地域別にみると関東地方は輸送能力の15.6%が不足すると見込まれ、全国平均以上に影響が大きい地域の一つである。

(1) 不足する輸送能力 (全体)

	不足する輸送能力の割合	不足する営業用トラックの輸送トン数
2024年度	14.2%	4.0億トン
2030年度	34.1%	9.4億トン

※2024年度において、拘束時間を3,400時間とした場合、不足する輸送能力は5.6%、不足する営業用輸送トン数は1.6億トンと見込まれる。

(2) 不足する輸送能力 (発荷主別) (2019年度データ)

業界	不足する輸送能力の割合
農産・水産品 出荷団体	32.5%
建設業、建材 (製造業)	10.1%
卸売・小売業、 倉庫業	9.4%
特積み	23.6%
元請の運送事業者	12.7%
紙・パルプ (製造業)	12.1%
飲料・食料品 (製造業)	9.4%
自動車、電気・機械・精密、 金属 (製造業)	9.2%
化学製品(製造業)	7.8%
日用品 (製造業)	0.0%

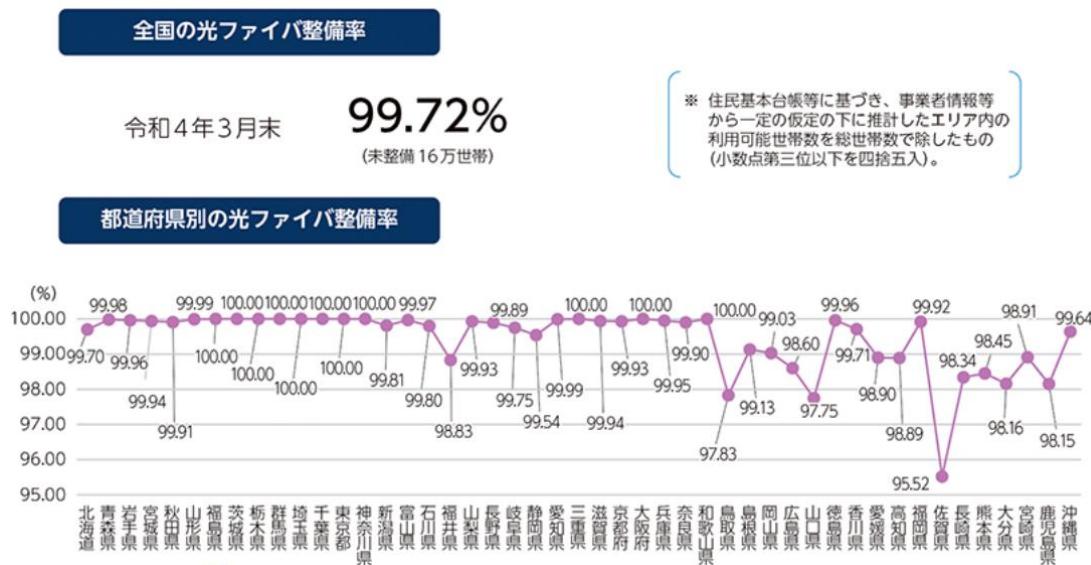
(3) 不足する輸送能力 (地域別) (2019年度データ)

地域	不足する輸送能力の割合
北海道	11.4%
東北	9.2%
関東	15.6%
北陸信越	10.8%
中部	13.7%
近畿	12.1%
中国	20.0%
四国	9.2%
九州	19.1%

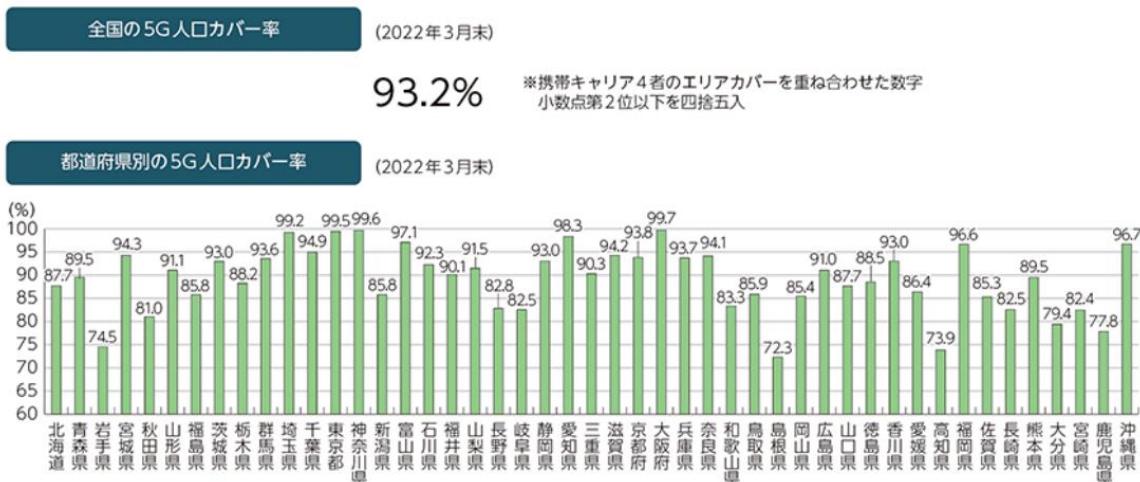
(2) ボーダレス化の進行 データ流通の傾向

- 光ファイバ整備率・5G※人口カバー率ともに90%超とデジタルインフラの普及が進んでいる
- インターネットトラフィック（通信量）は、固定系ブロードバンドサービス※、移動通信※とともに新型コロナウイルス感染症の発生後に急増し、その後も総じて増加を続けている

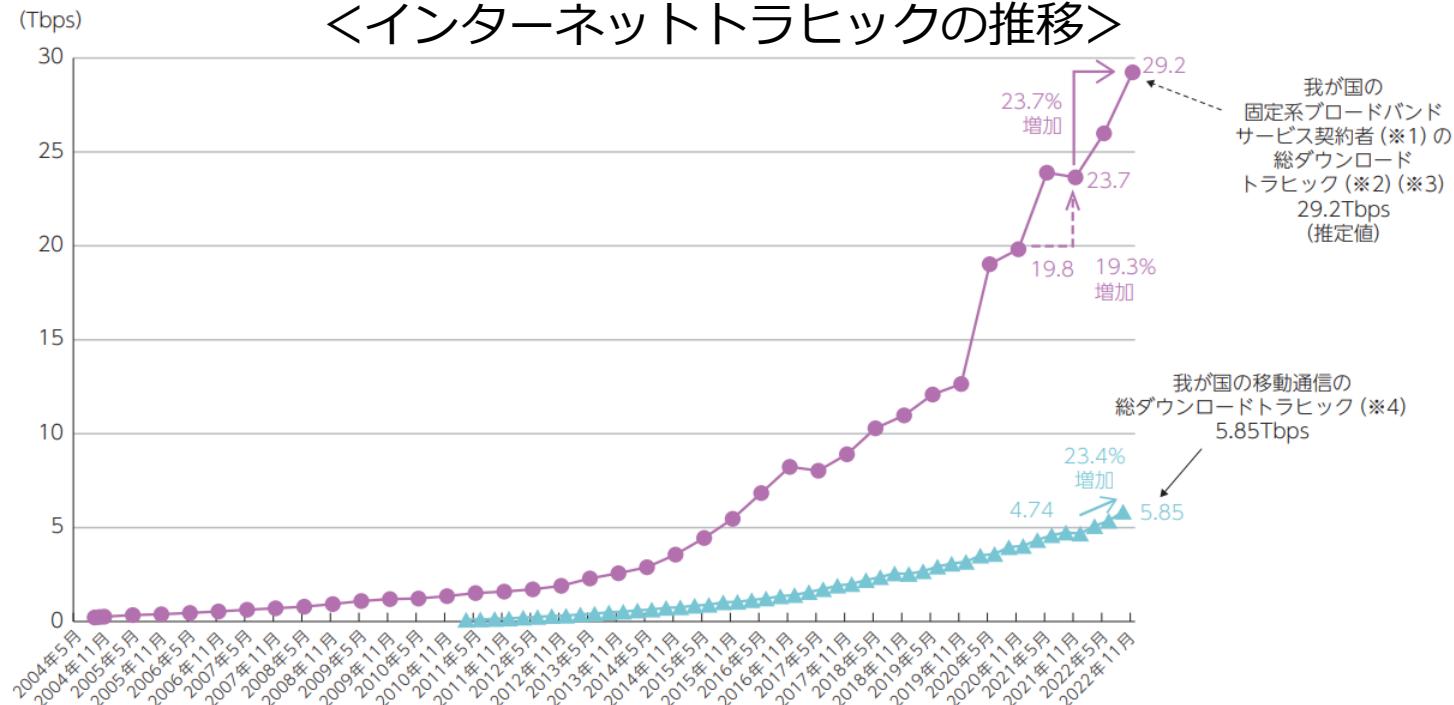
＜光ファイバの整備状況（2022年3月末）＞



＜5Gの人口カバー率（2022年3月末）＞



＜インターネットトラフィックの推移＞



※ 5G：従来の無線通信システムである4Gに比べ、高周波数帯を利用した超広帯域伝送などによる「高速・大容量」の通信が実現できる第5世代移動通信システム

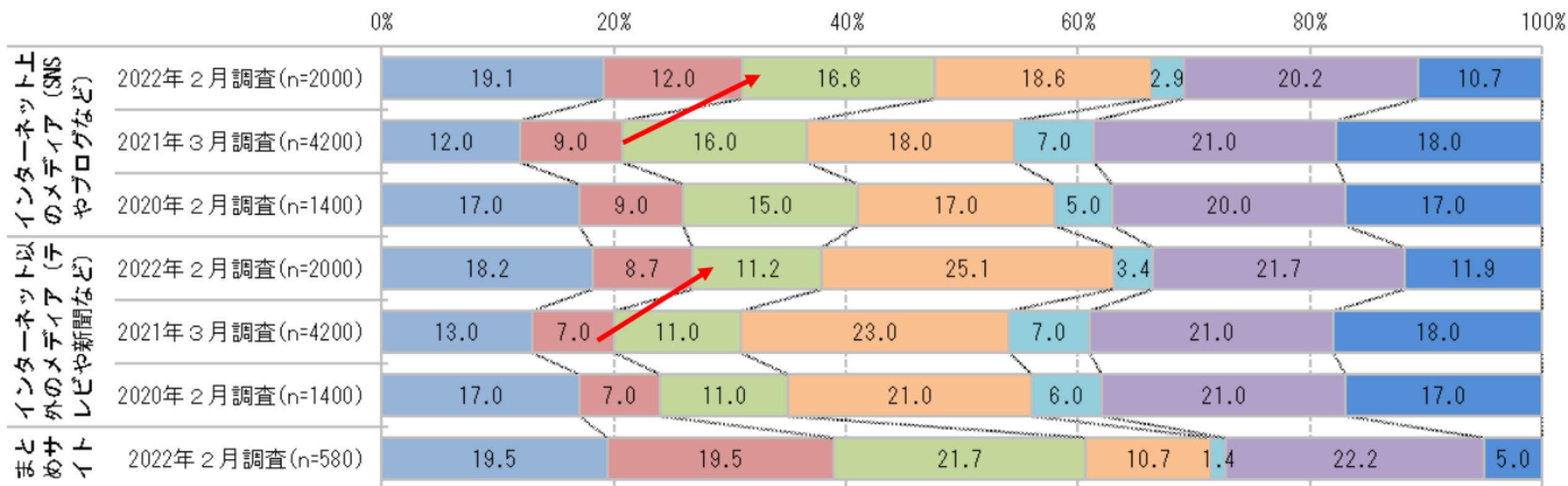
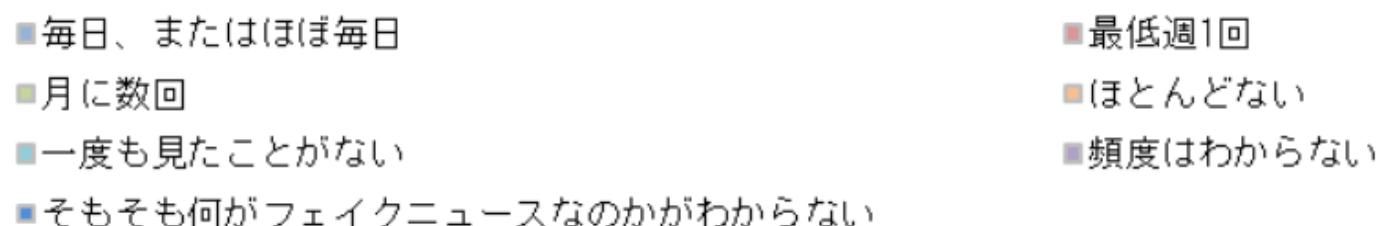
※ 固定系ブロードバンドサービス：光ファイバやケーブルテレビ回線等、固定された場所からインターネットへアクセスする際のブロードバンド回線

※ 移動通信：持ち運べる通信機器を使う通信

(2) ボーダレス化の進行 フェイクニュースを見かける頻度

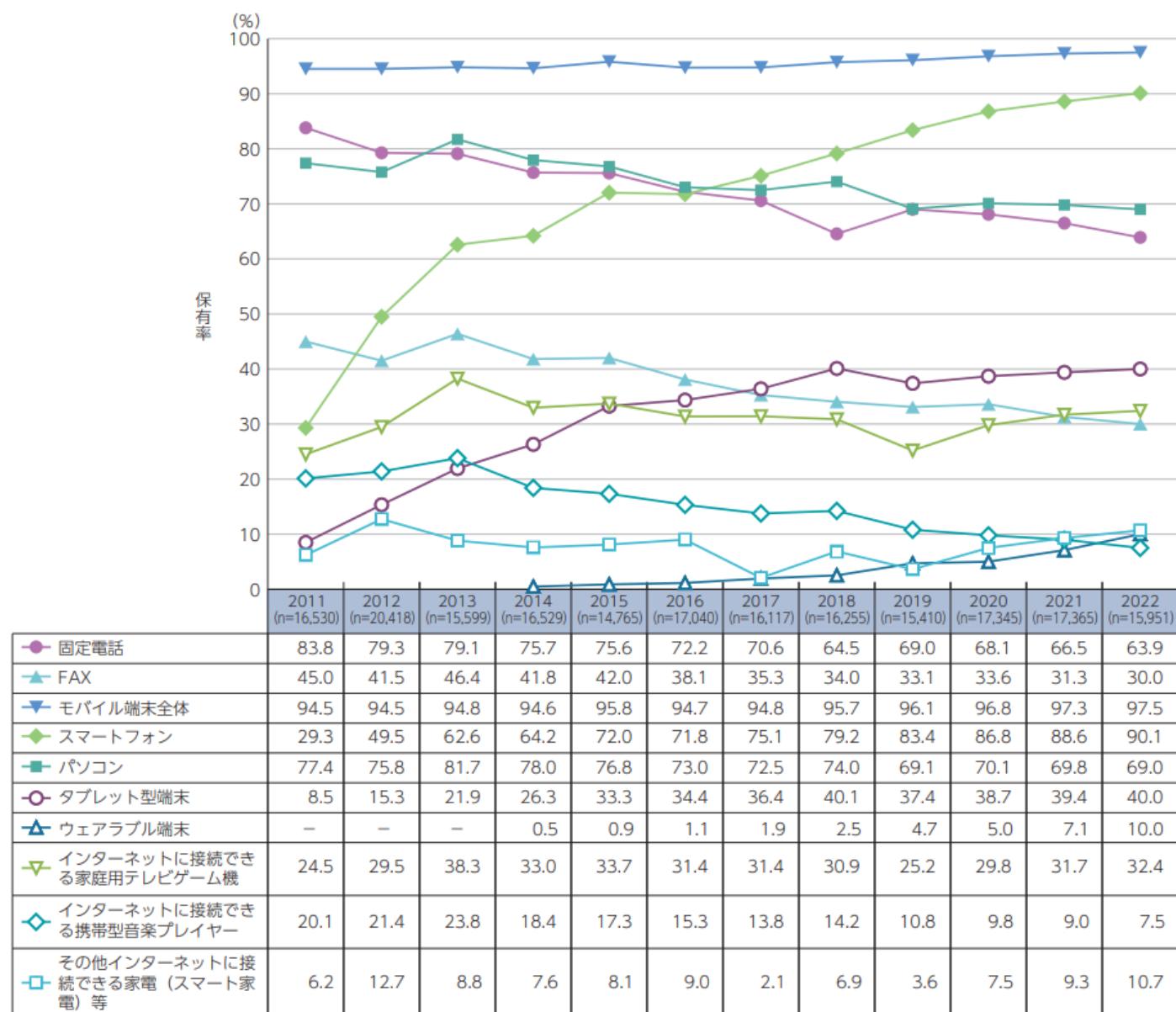
- 直近1ヶ月の間にフェイクニュース※を見かける頻度について、「週1回以上」（毎日、ほぼ毎日+最低週1回）に着目すると、各メディアともに約3割程度ある。
- 「インターネット上のメディア（SNSやブログなど）」では、2022年に31.1%（2021年比10.1ポイント増）であり、新型コロナウイルス感染症関連のフェイクニュースが増加した2020年よりもさらに増加している。

※フェイクニュース：虚偽又は誤解を招くと考えられる情報/ニュース



(3) AI・ICTなどの科学技術の進展 情報通信機器の世帯保有率の推移

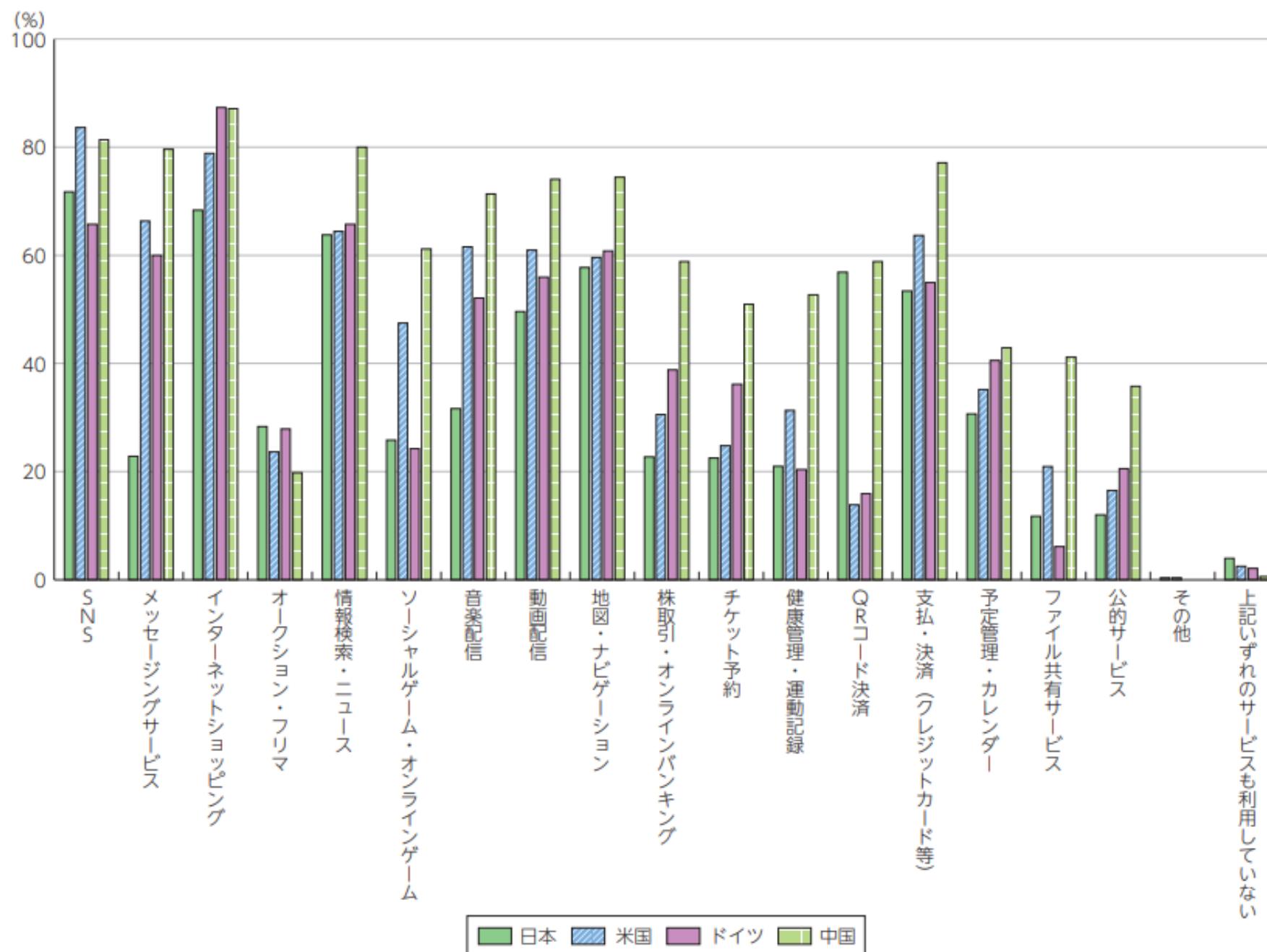
- モバイル端末（携帯電話・スマートフォン）の世帯保有率は緩やかに増加傾向にあり、2022年は97.5%である
- スマートフォンの保有率は90.1%とおおよそ10年で3倍に増加した
- 一方でパソコンの保有率は69.0%と、ピークの2013年から約12ポイント下落した



(出典) 総務省「通信利用動向調査」**

(3) AI・ICTなどの科学技術の進展 デジタルサービスの利用状況（国際比較）

- 日本は他国と比較し、QRコード決済以外の利用状況が高くない
- 公的サービスは10%台と中国の1/2未満であり、4か国中最下位となっている

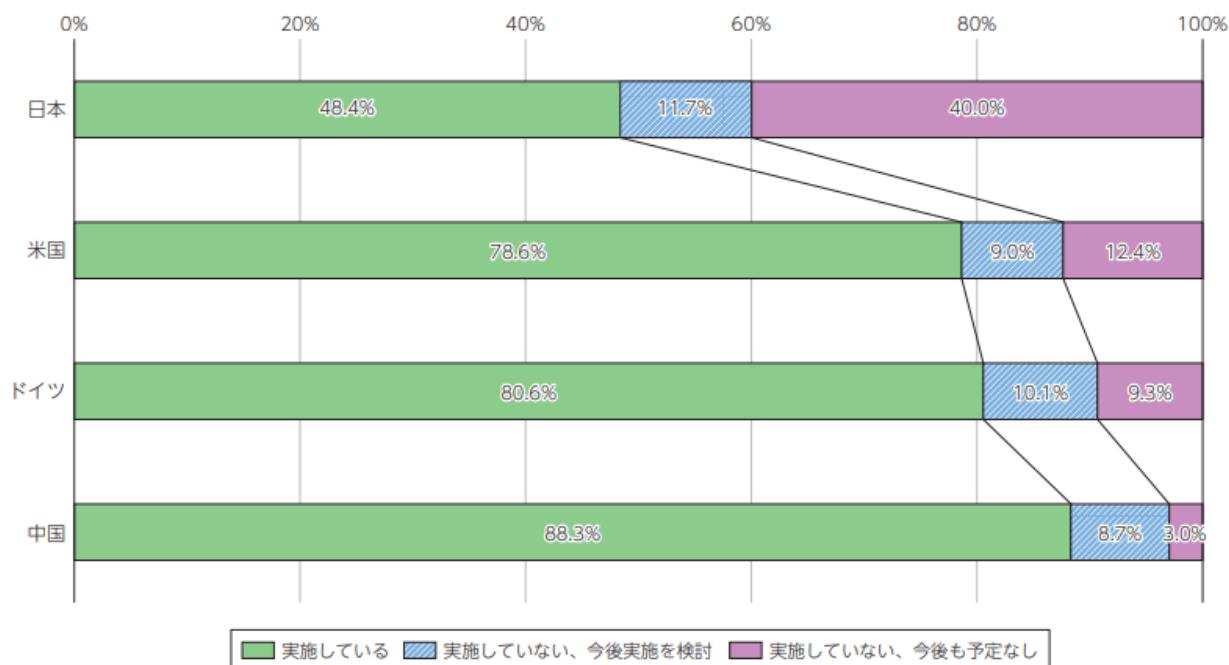


(出典) 総務省 (2023) 「国内外における最新の情報通信技術の研究開発及びデジタル活用の動向に関する調査研究」

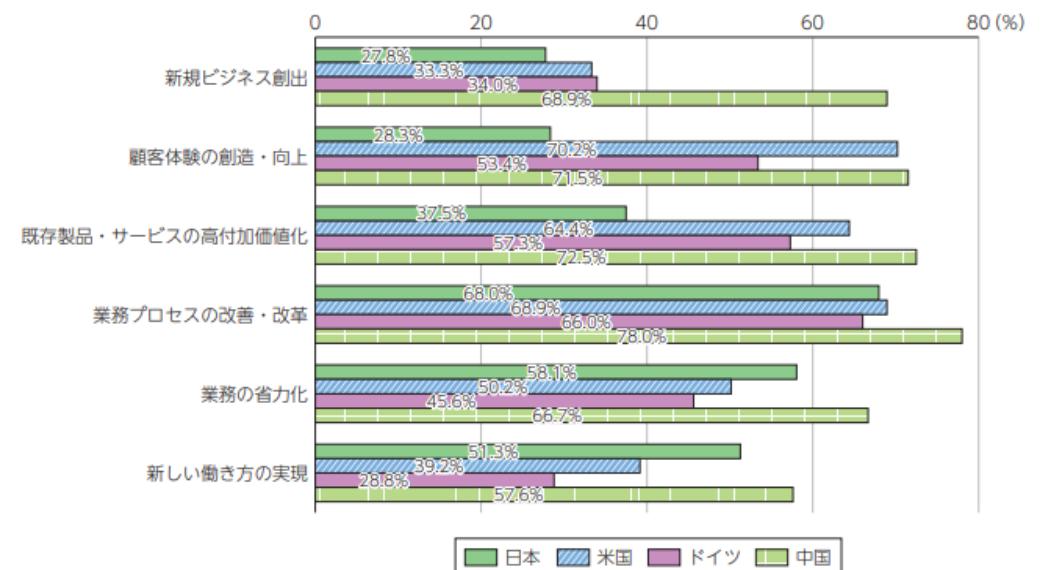
(3) AI・ICTなどの科学技術の進展 企業活動におけるデジタル化の状況（国際比較）

- デジタル化の取組状況について、日本では「未実施」と回答した企業が50%を超えており、他の3カ国と比較してデジタル化の実施が遅れている
- 日本での取組状況を企業規模別にみると、大企業では約25%、中小企業では70%以上が「未実施」と回答しており、企業の規模によりデジタル化の取組状況に差異が生じている
- デジタル化推進に向けて具体的に取り組んでいる事項については、日本では「業務プロセスの改善・改革」「業務の省力化」や「新しい働き方の実現」との回答が多かったのに対し、諸外国では働き方や業務の改革に加えて「顧客体験の創造・向上」や「既存製品・サービスの高付加価値化」との回答も多かった

図表 4-11-2-1 デジタル化の実施状況（各国比較）



図表 4-11-2-2 デジタル化推進に向けて取り組んでいる事項（各国比較）



(出典) 総務省 (2023) 「国内外における最新の情報通信技術の研究開発及びデジタル活用の動向に関する調査研究」

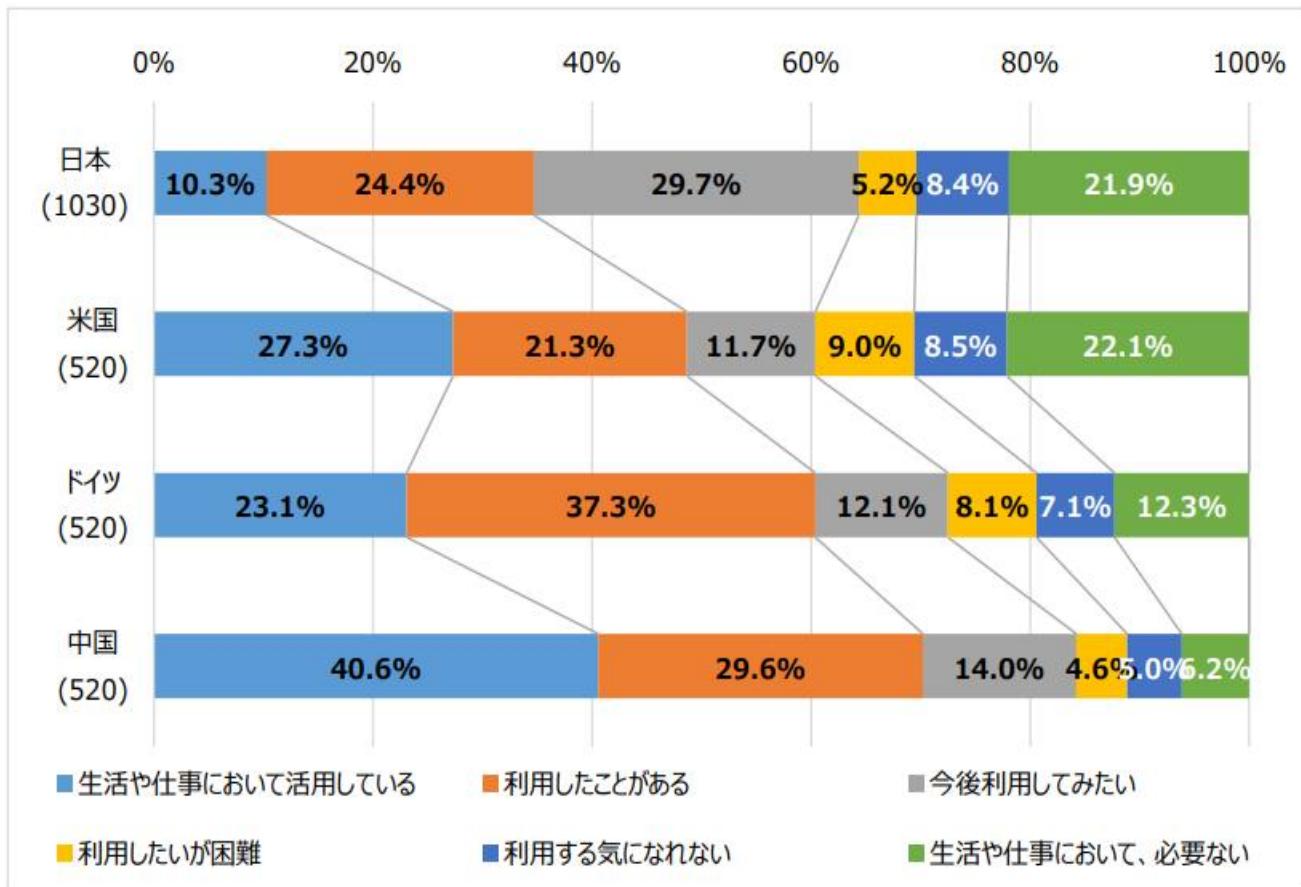
※デジタル化に取り組んでいる企業を抽出するためのスクリーニング調査の結果に基づく

(出典) 総務省 (2023) 「国内外における最新の情報通信技術の研究開発及びデジタル活用の動向に関する調査研究」

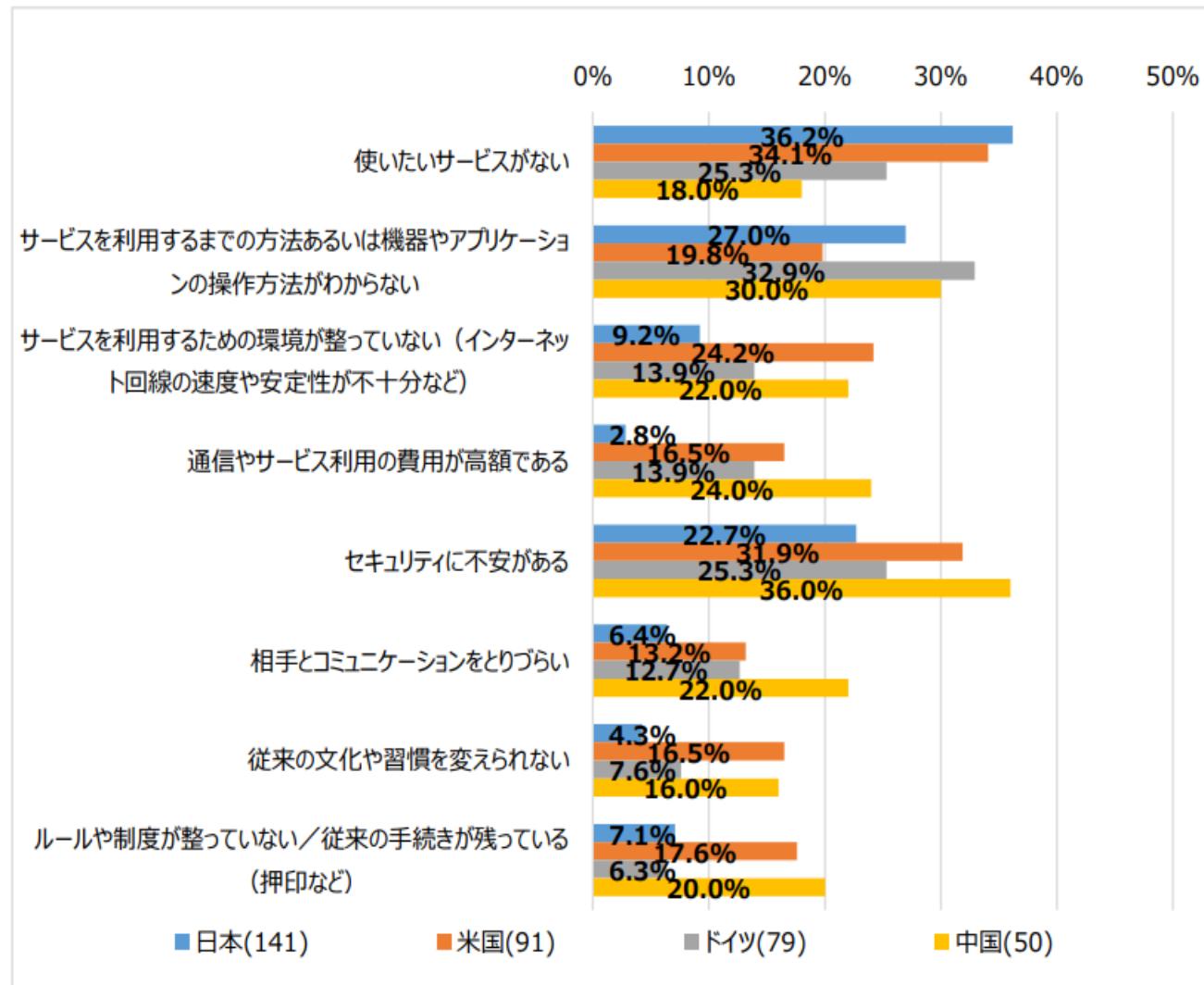
(3) AI・ICTなどの科学技術の進展 行政分野におけるデジタル化の状況（国際比較）

- 電子行政サービス（電子申請、電子申告、電子届出）の利用状況について、日本では利用経験のある者が約35%にとどまっており、他の3カ国と比べて低い
- 利用しない理由としては、4カ国とも「セキュリティへの不安」が多く挙げられており、それに加え日本では「機器やアプリケーションの使い方が分からない」、「使いたいサービスがない」との回答が多かった

図表 3-121 日本と諸外国におけるデジタル化された行政サービス利用状況の比較



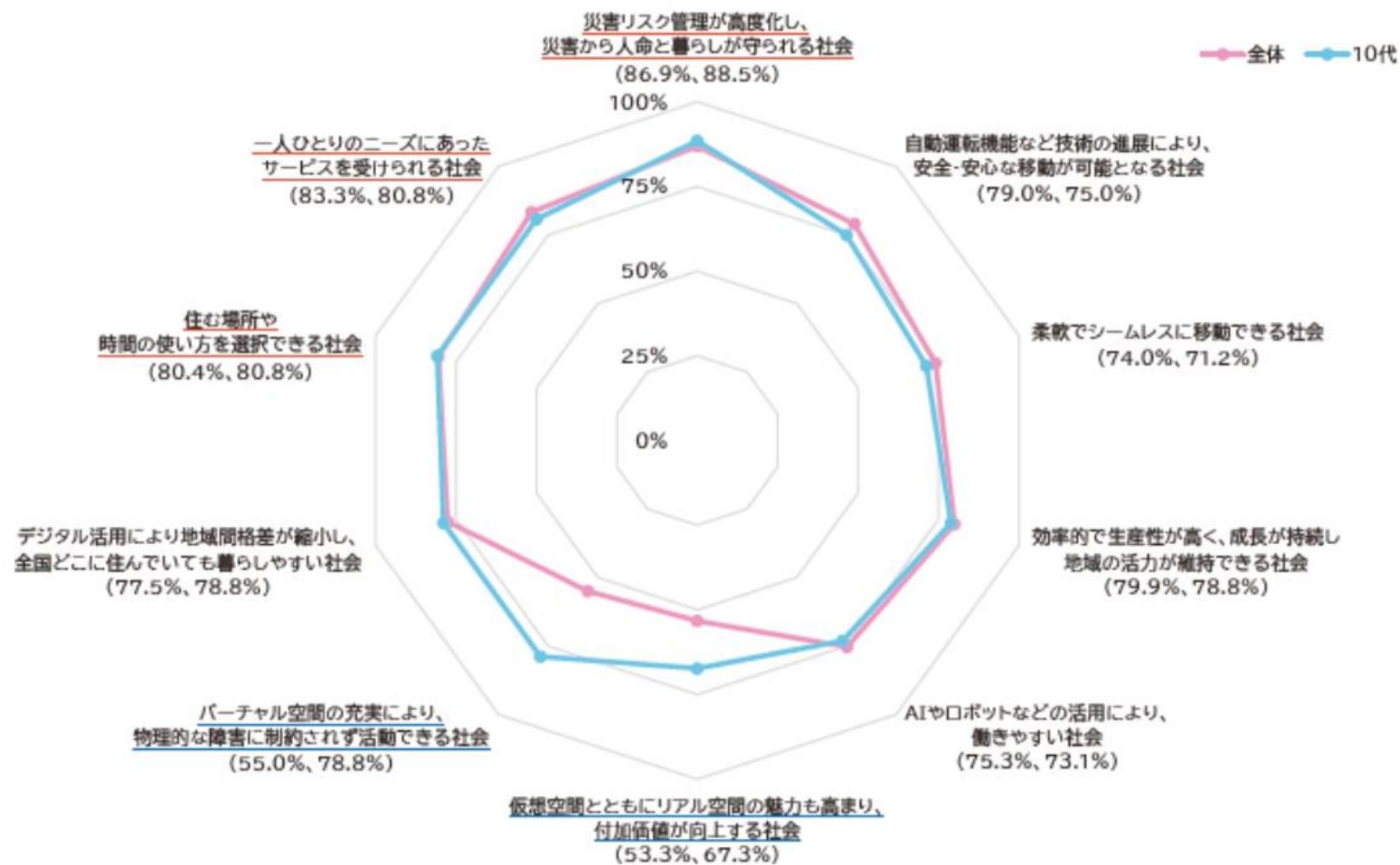
図表 3-122 デジタル化された行政サービス活用が困難である理由



出典：国内外における最新の情報通信技術の研究開発及びデジタル活用の動向に関する調査研究の請負成果報告（総務省）
https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/linkdata/r05_03_houkoku.pdf

(3) AI・ICTなどの科学技術の進展 デジタル化により実現されうる2050年の新たな社会像への希望

- 「災害リスク管理が高度化し、災害から人命と暮らしが守られる社会」、「一人ひとりのニーズにあったサービスを受けられる社会」、「住む場所や時間の使い方を
選択できる社会」について、全世代の5人に4人以上の人が望んでいると回答した
- 世代別に見ると、仮想空間の活用に関する2項目について、10代に特徴的な傾向が見られ、他の世代と比べて望んでいると答えた人の割合が高かった

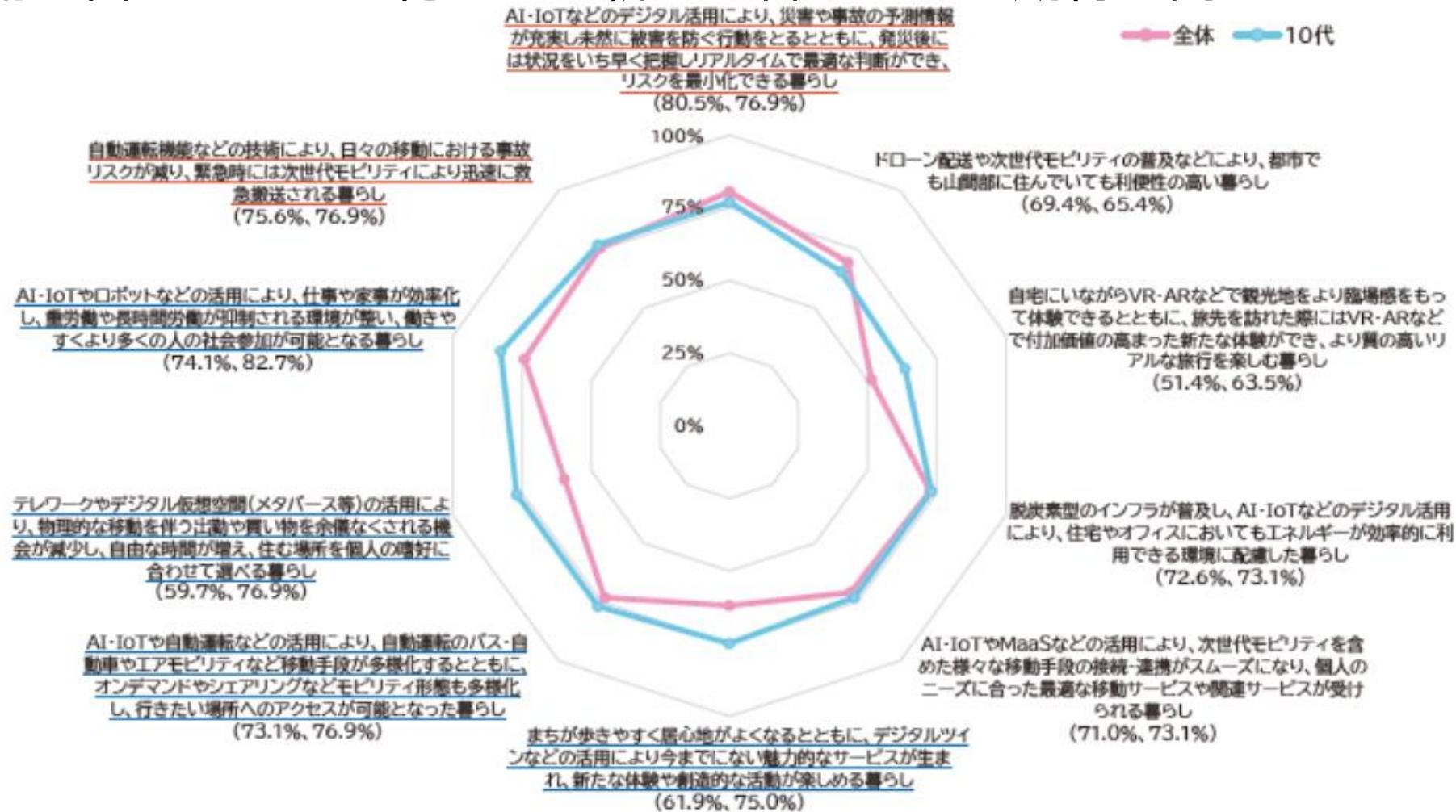


(注) 各選択肢における括弧内の数値は、設問に対し、「望んでいる（とても望んでいる、やや望んでいる）」と回答した割合（全体、10代）。

資料) 国土交通省「国民意識調査」

(3) AI・ICTなどの科学技術の進展 デジタル化により実現される未来型のライフスタイルへの希望

- AI等の活用による災害や事故の「リスクを最小化できる暮らし」、自動運転機能等の技術により日々の事故リスクが減る「次世代モビリティにより迅速に救急搬送される暮らし」の2項目からデジタル化による安全・安心の向上への期待がみられる
- 世代別に見ると、10代は「仕事や家事の効率化」、「住む場所を選べる暮らし」、「新たな体験や創造的な活動が楽しめる」の3項目についても望む声が高く、仮想空間の活用を含めデジタル化による新しい暮らしへの期待が高いことがうかがえる



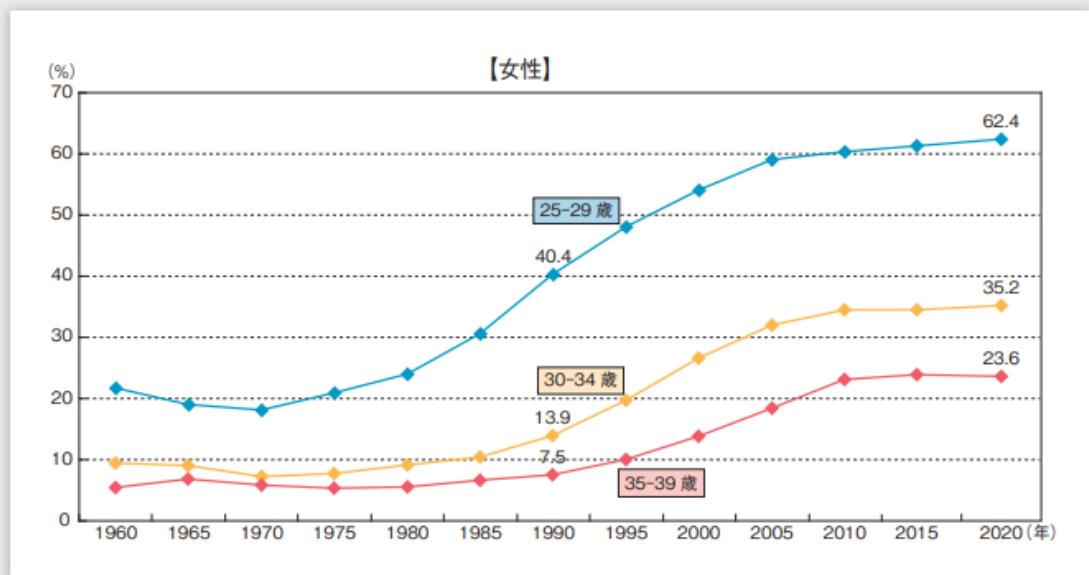
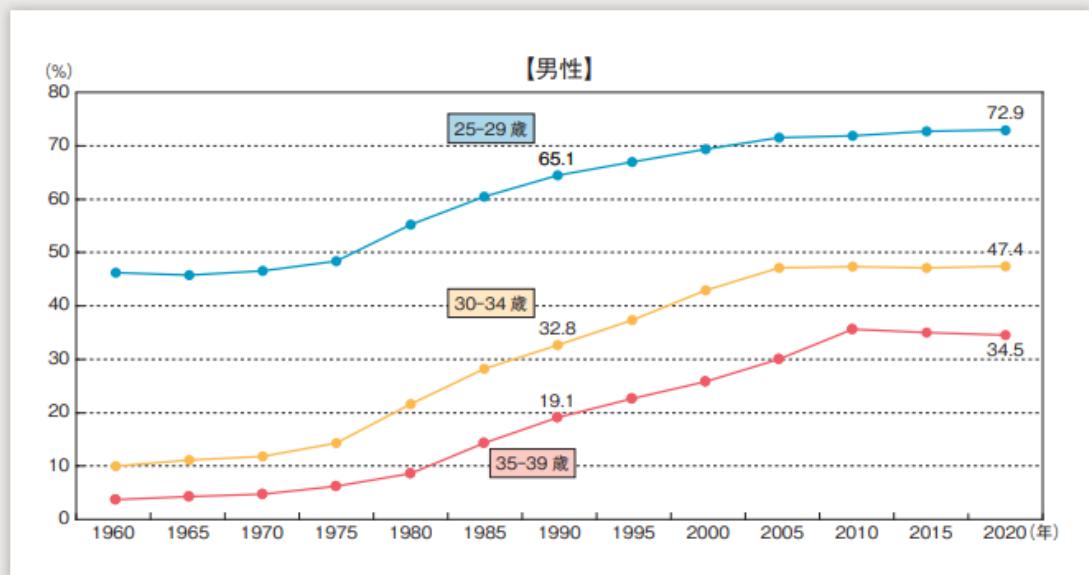
(注) 各選択肢における括弧内の数値は、設問に対し、「望んでいる (とても望んでいる、やや望んでいる)」と回答した割合 (全体、10代)。

資料) 国土交通省「国民意識調査」

(4) ライフスタイルの多様化 未婚化の進行

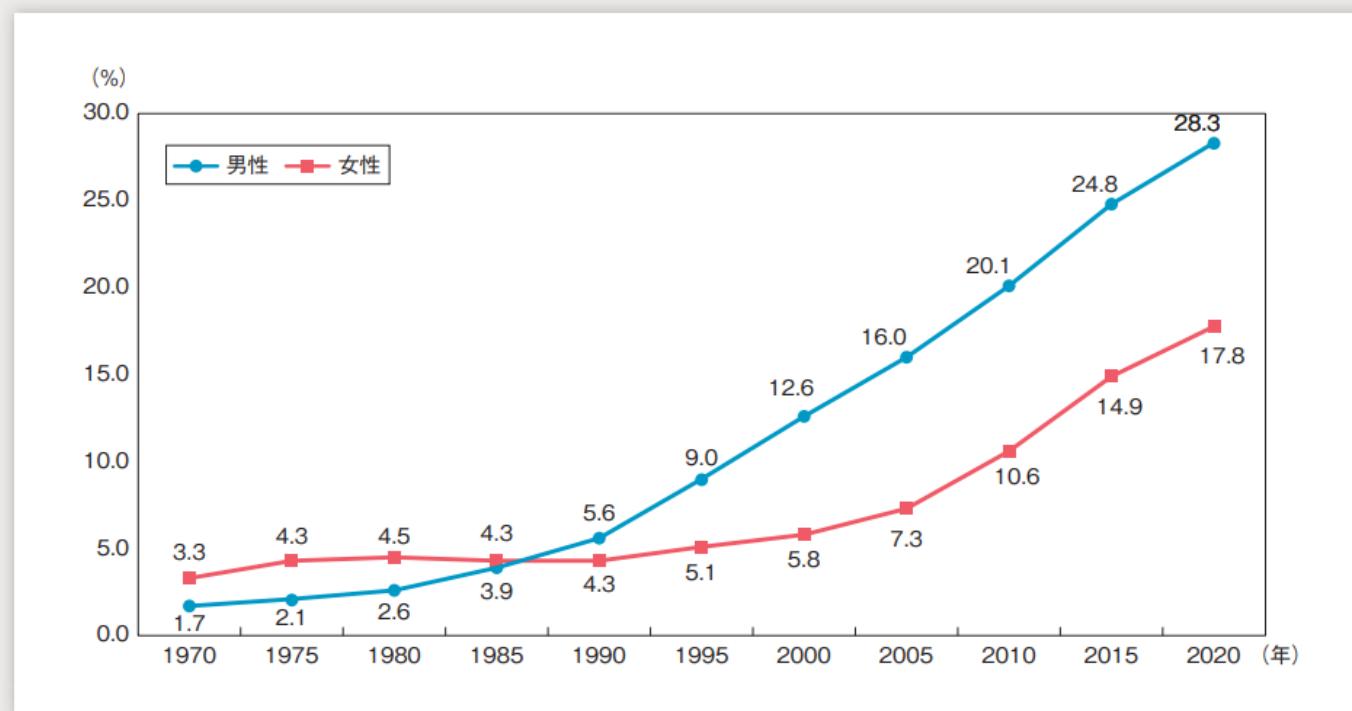
- 50歳時の未婚割合の推移は1990年頃より男女ともに増加傾向にあり、2020年には男性28.3%、女性17.8%と過去最高となった
- 年齢別にみると、男性の25～39歳、女性の30～39歳は近年概ね横ばいである

第1-1-9図 年齢（5歳階級）別未婚率の推移



資料：総務省「国勢調査」を基に作成。

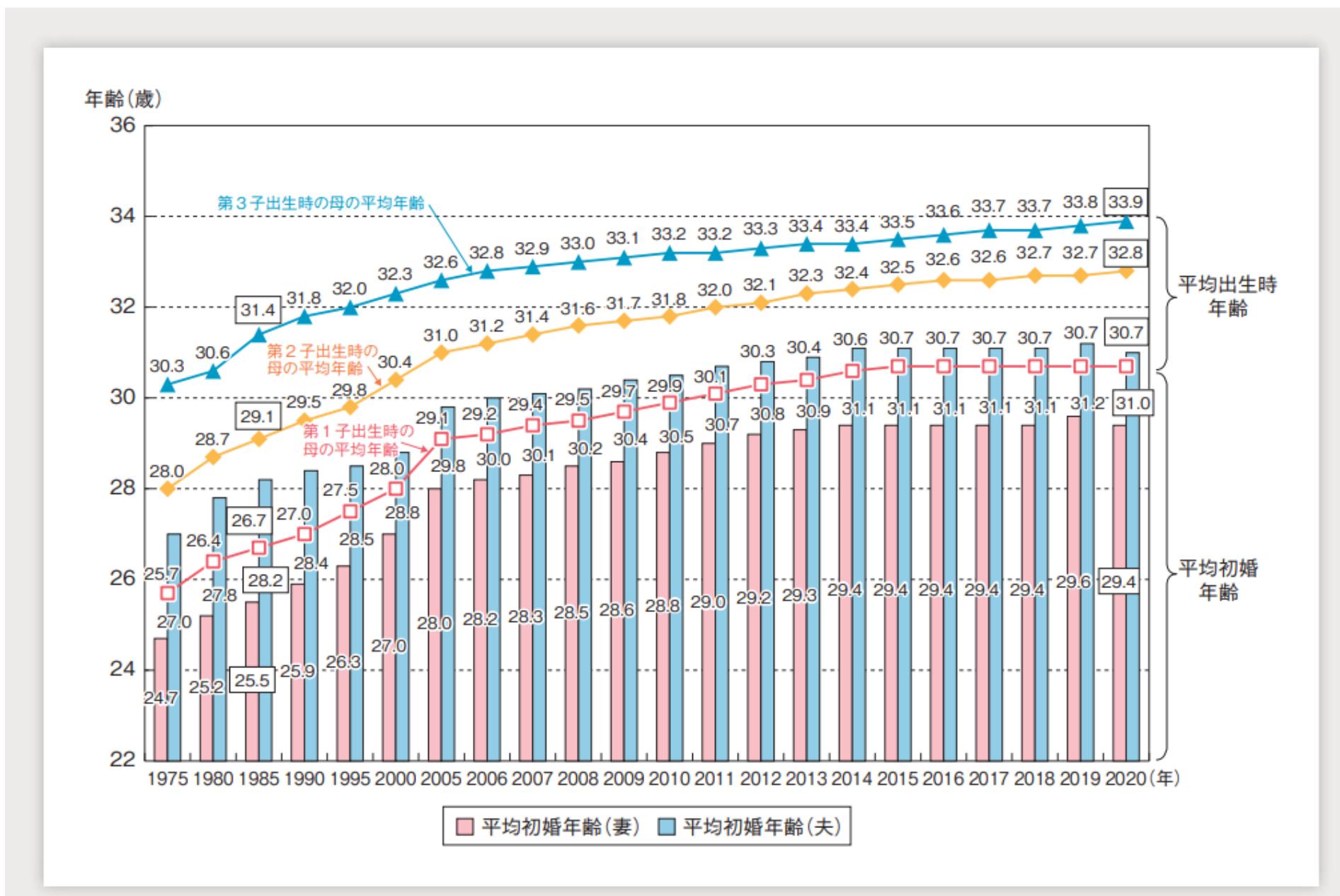
第1-1-10図 50歳時の未婚割合の推移



資料：各年の国勢調査に基づく実績値（国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集」。(2015年及び2020年は配偶関係不詳補完結果に基づく。)

(4) ライフスタイルの多様化 平均初婚年齢と出生順位別母の平均年齢の推移

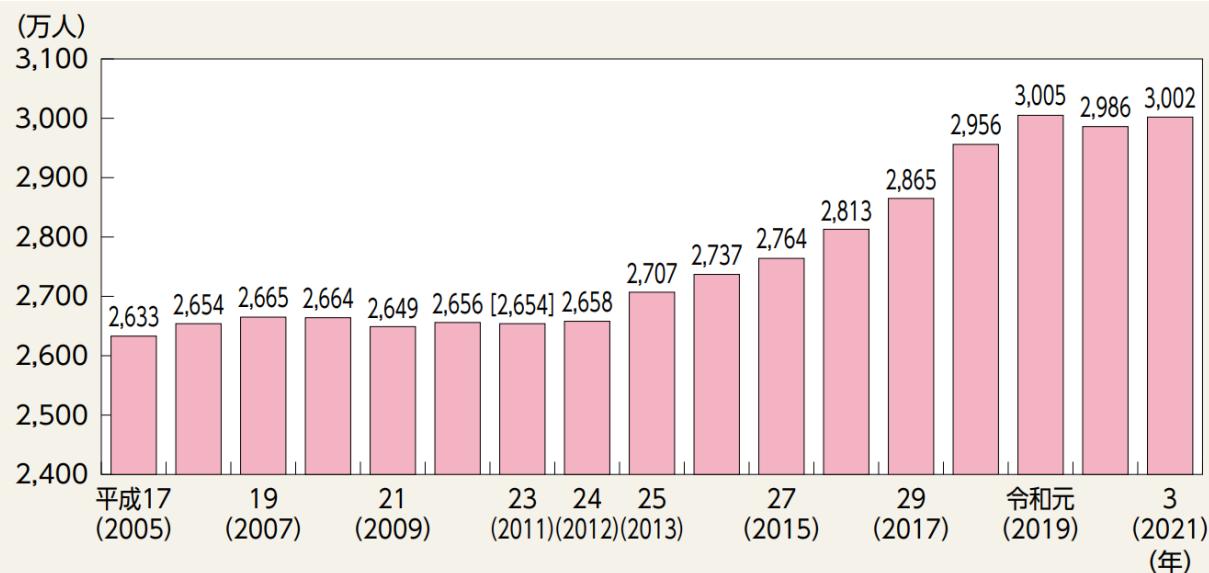
- 平均初婚年齢は夫、妻ともに上昇を続けるものの近年は晩婚化の進行は鈍化傾向
- 出産時の母の平均年齢を出生順位別にみると、2020年には第1子が30.7歳と1985年と比較し4.0歳上昇している



(4) ライフスタイルの多様化 女性就業者数・就業率の推移

- 女性就業者数は2012年以降増加傾向にあり、2021年は2012年と比較して344万人増加した
- 15～64歳の女性就業率も同様に2012年以降増加傾向にあり、2005年の58.1%から2022年の72.4%と14.3%上昇した
- 25～44歳の女性就業率は、2022年時点で79.8%である

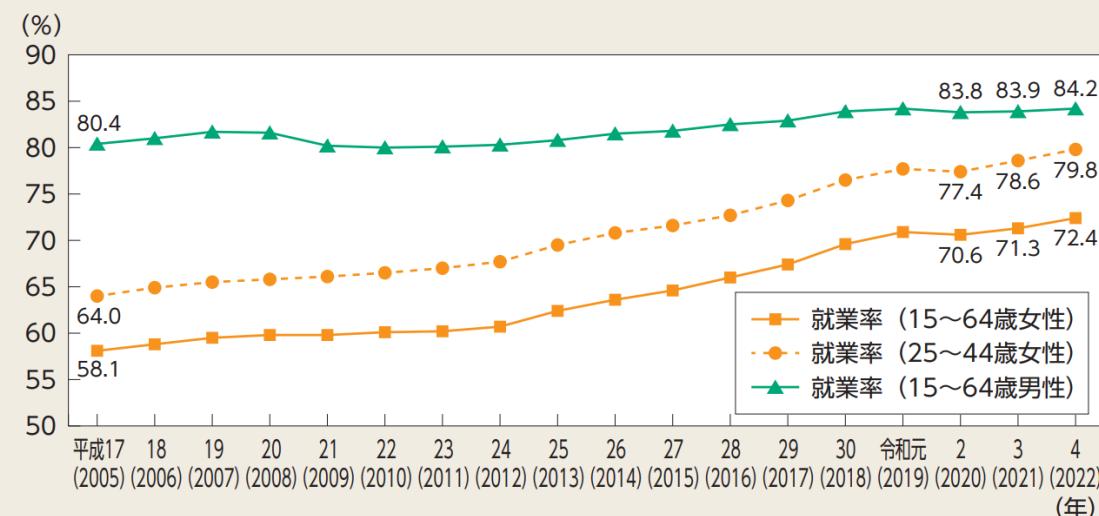
＜女性就業者数の推移＞



(備考) 1. 総務省「労働力調査（基本集計）」より作成。
2. 平成23（2011）年の就業者数は、総務省が補完的に推計した値。

出典：令和4年版男女共同参画白書 令和3年度男女共同参画社会の形成の状況 第2分野雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和
https://www.gender.go.jp/about_danjo/whitepaper/r04/zentai/pdf/r04_genjo.pdf

＜女性就業率の推移＞

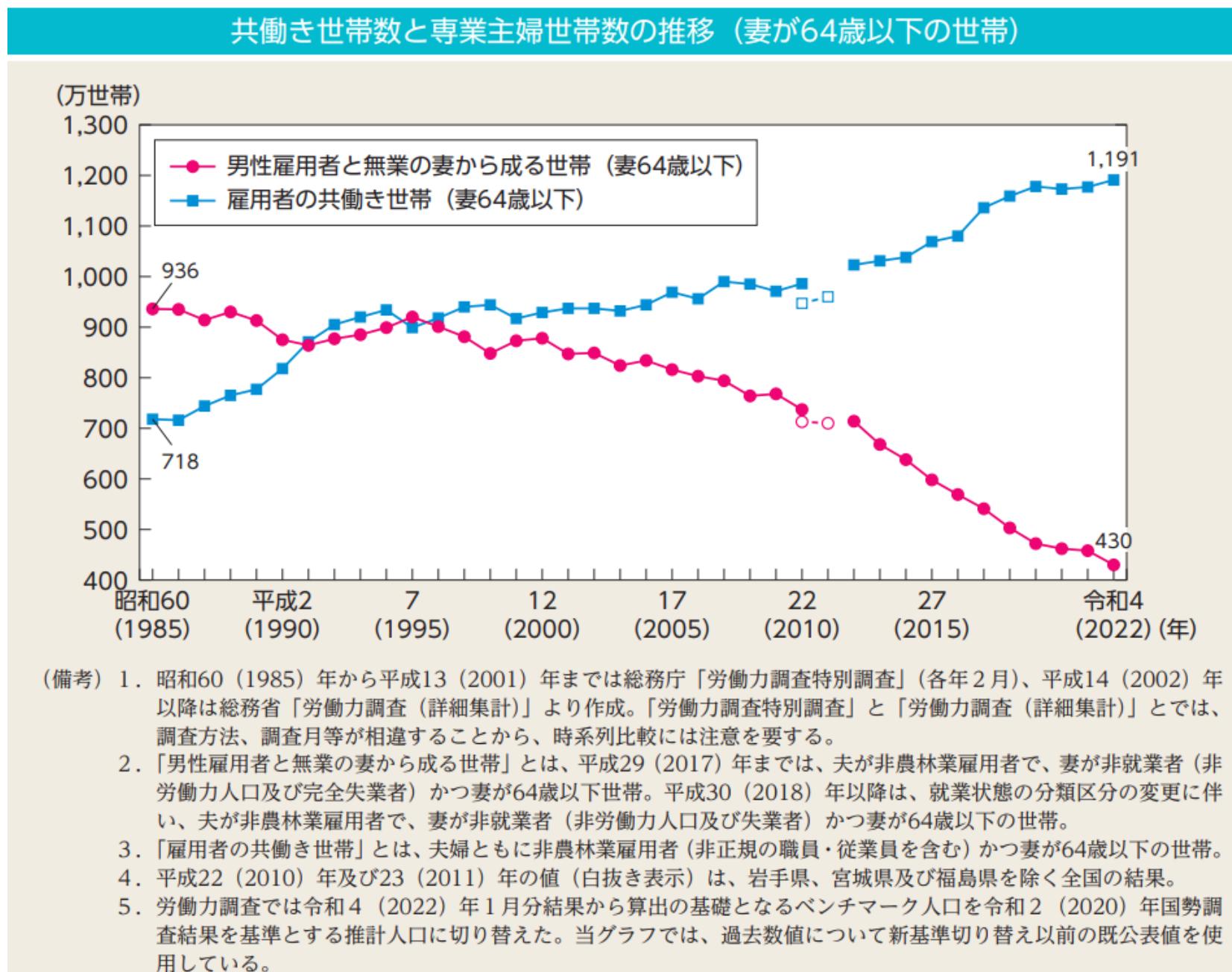


(備考) 1. 総務省「労働力調査（基本集計）」より作成。なお、労働力調査では令和4（2022）年1月分結果から算出の基礎となるベンチマーク人口を令和2（2020）年国勢調査結果を基準とする推計人口に切り替えた。当グラフでは、過去数値について新基準切り替え以前の既公表値を使用している。
2. 平成23（2011）年の就業率は、総務省が補完的に推計した値。

出典：令和5年版男女共同参画白書 1 令和4年度男女共同参画社会の形成の状況 第2分野雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和
https://www.gender.go.jp/about_danjo/whitepaper/r05/zentai/pdf/r05_genjo.pdf

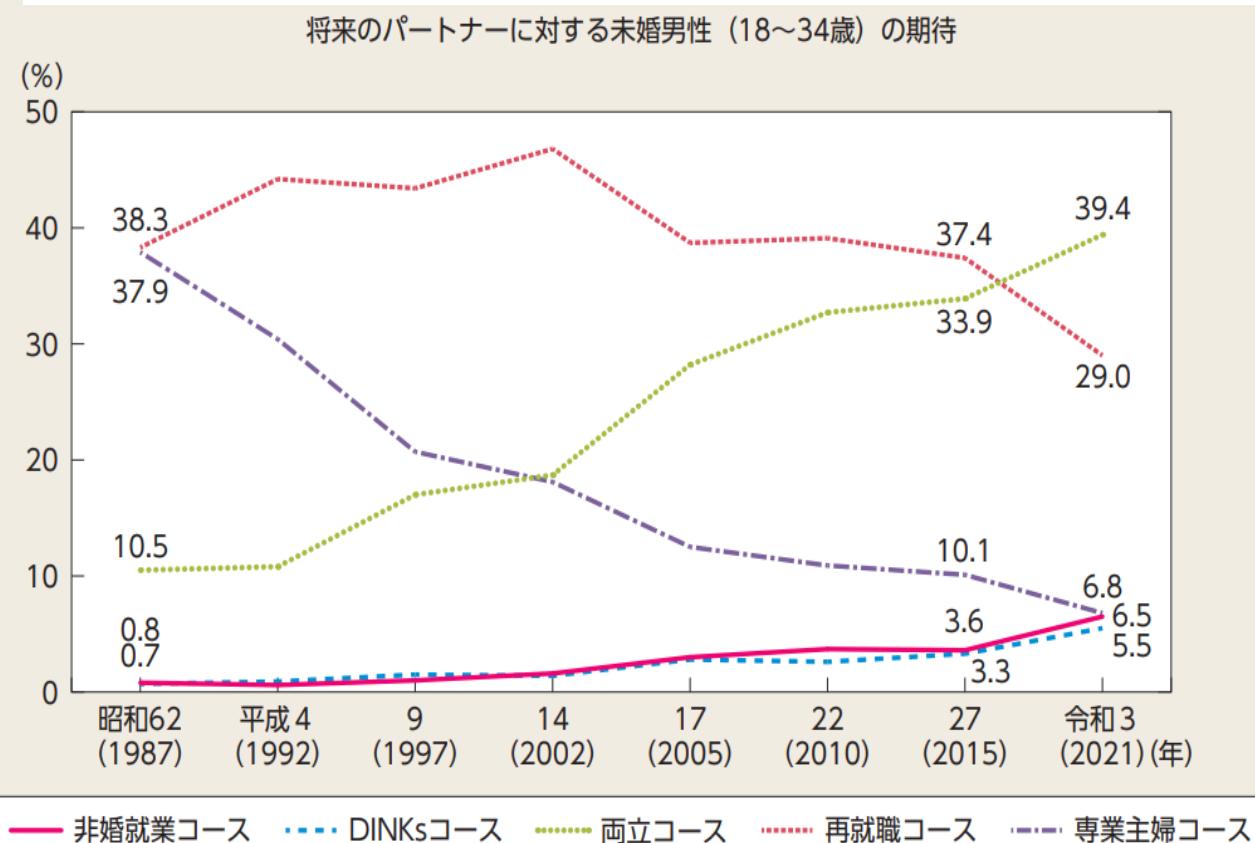
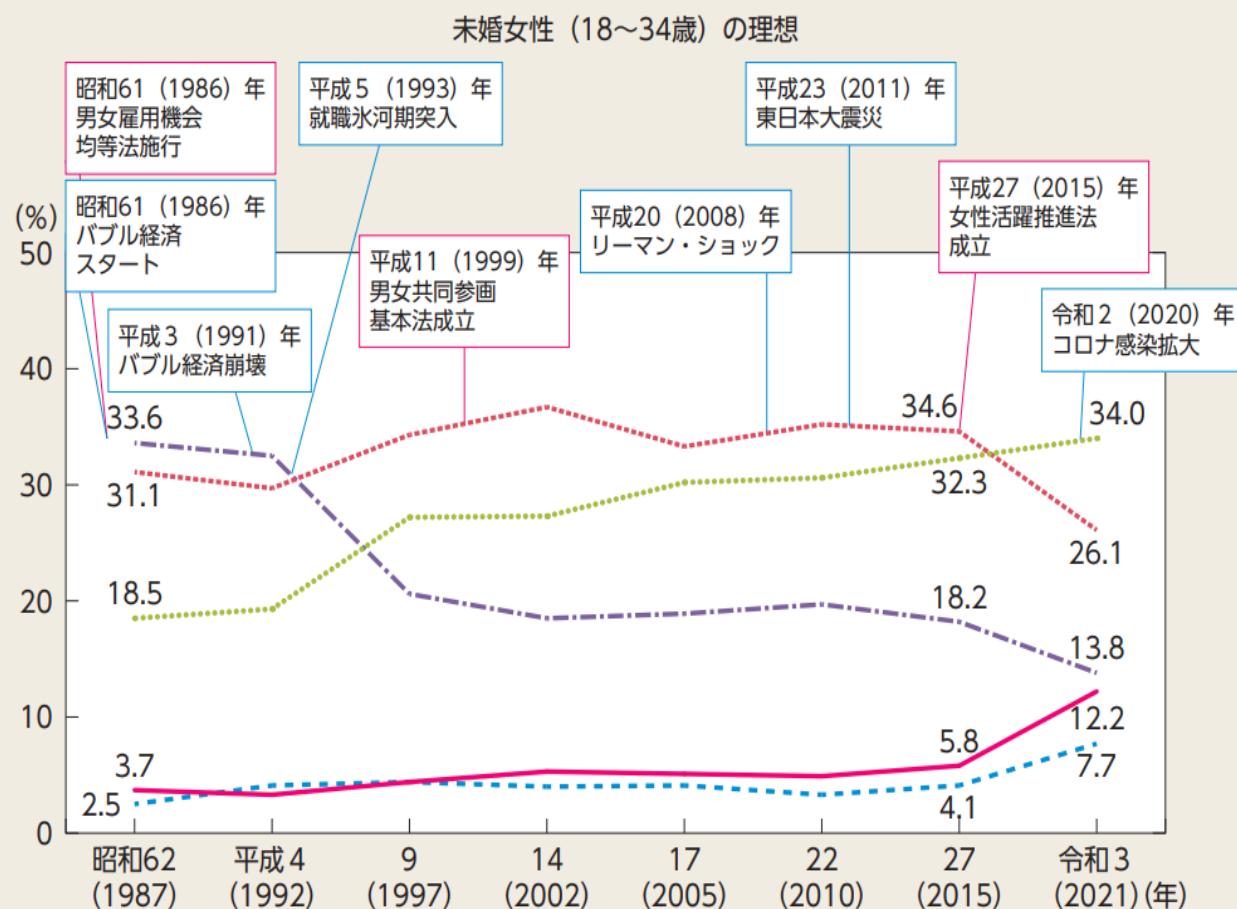
(4) ライフスタイルの多様化 共働き世帯と専業主婦世帯の推移

- 共働き世帯は増加傾向にあり、2022年時点の共働き世帯は専業主婦世帯の3倍近くとなっている



(4) ライフスタイルの多様化 ライフコースの希望の推移

- 未婚女性の理想、将来のパートナーに対する未婚男性の期待とともに、「両立コース」が一貫して増加傾向にあり、2021年には「再就職コース」を大きく上回り、未婚女性の30%超、未婚男性の約40%が選択している



【各ライフコースの説明】

- 非婚就業コース : 結婚せず、仕事を一生続ける
- DINKsコース : 結婚するが子どもは持たず、仕事を一生続ける
- 両立コース : 結婚し子どもを持つが、仕事も一生続ける
- 再就職コース : 結婚し子どもを持つが、結婚あるいは出産の機会にいったん退職し、子育て後に再び仕事を持つ
- 専業主婦コース : 結婚し子どもを持ち、結婚あるいは出産の機会に退職し、その後は仕事を持たない

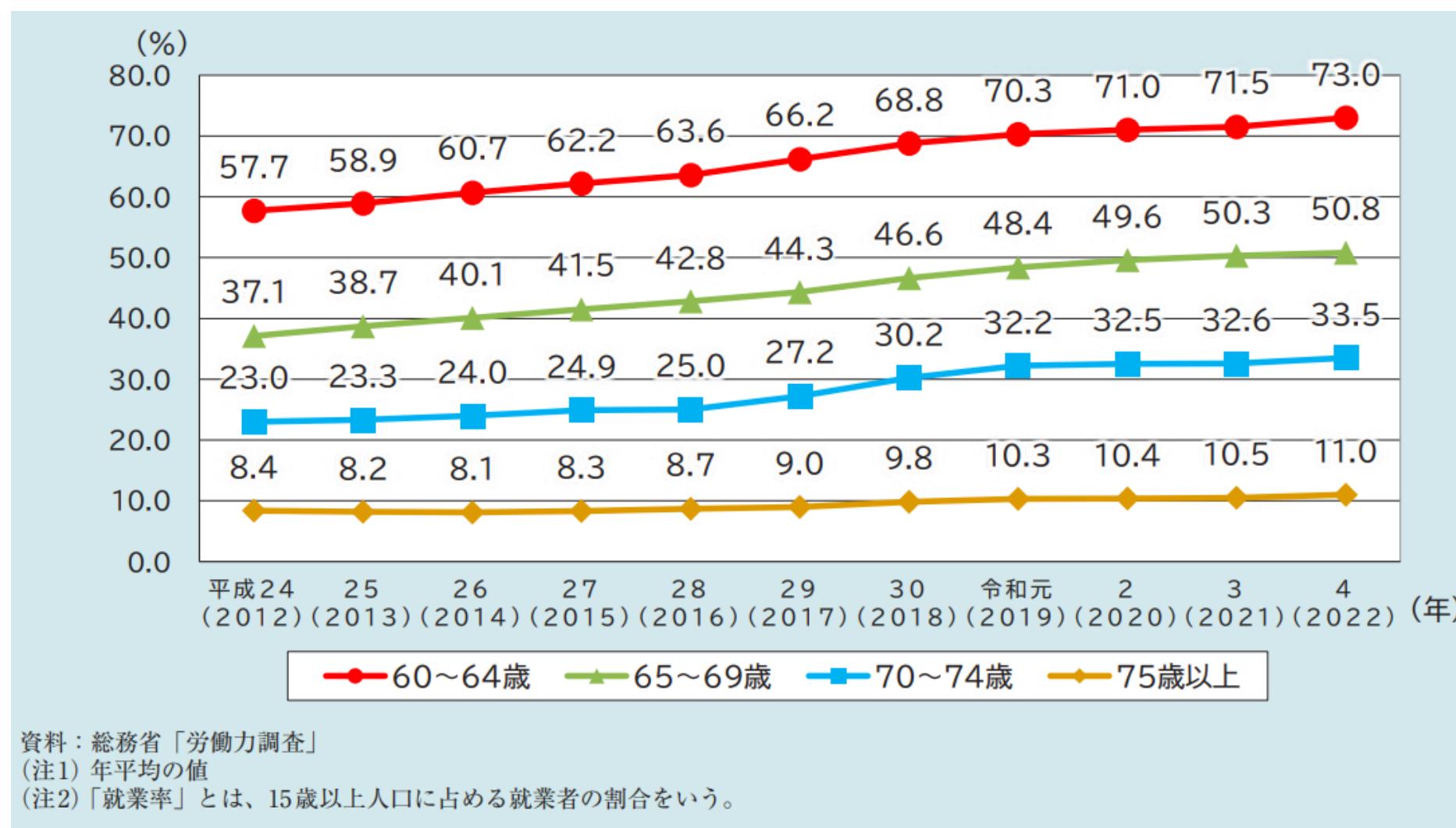
(4) ライフスタイルの多様化 健康寿命と平均寿命の推移

- 2019年時点の健康寿命（健康上の問題で日常生活に制限が無い期間）は男女ともに2010年と比べて延伸し、男女ともに70歳を超えている
- 同期間における健康寿命の伸びは平均寿命の伸びを上回っている



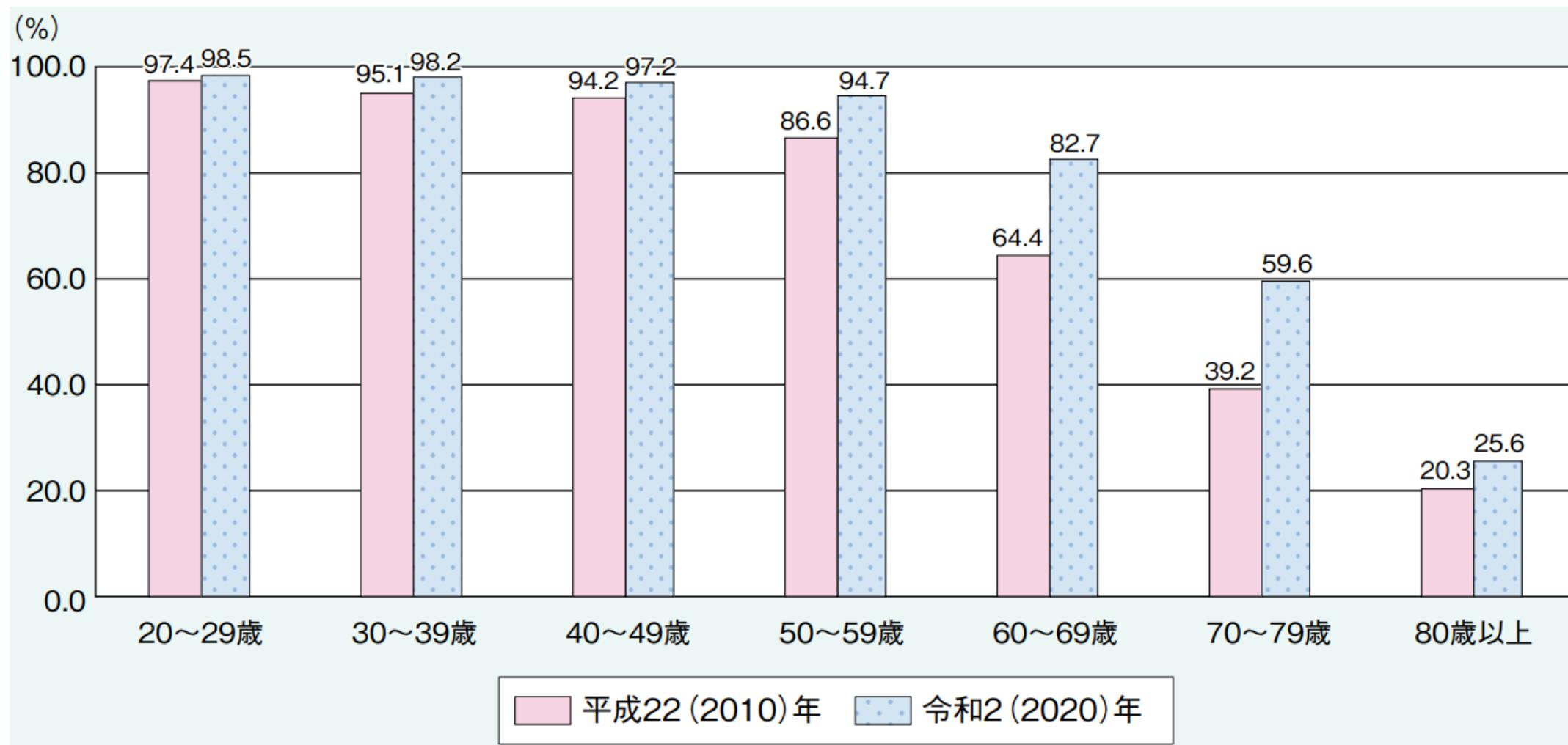
(4) ライフスタイルの多様化 高齢者の就業率の推移

- 就業率の推移を見ると、60～64歳、65～69歳、70～74歳、75歳以上では、2012年と比較して、2022年の就業率はそれぞれ15.3ポイント、13.7ポイント、10.5ポイント、2.6ポイント伸びている
- 男女別に就業状況を見ると、男性の場合は65～69歳で61.0%と65歳を過ぎても多くの方が就業している一方、女性は、65～69歳で41.3%と差が生じる



(4) ライフスタイルの多様化 高齢者のインターネット利用率

- インターネット利用率は2010年と比較し特に60歳～79歳が大幅に上昇した
- 一方で80歳以上は25%程度に留まっている

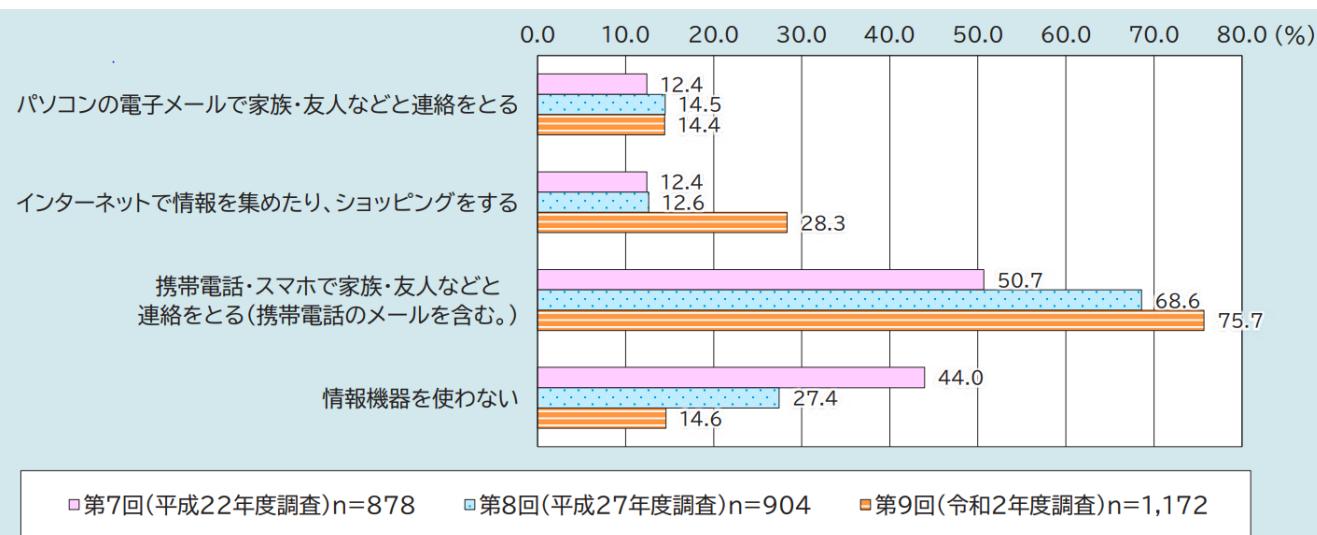


出典：令和4年版高齢社会白書

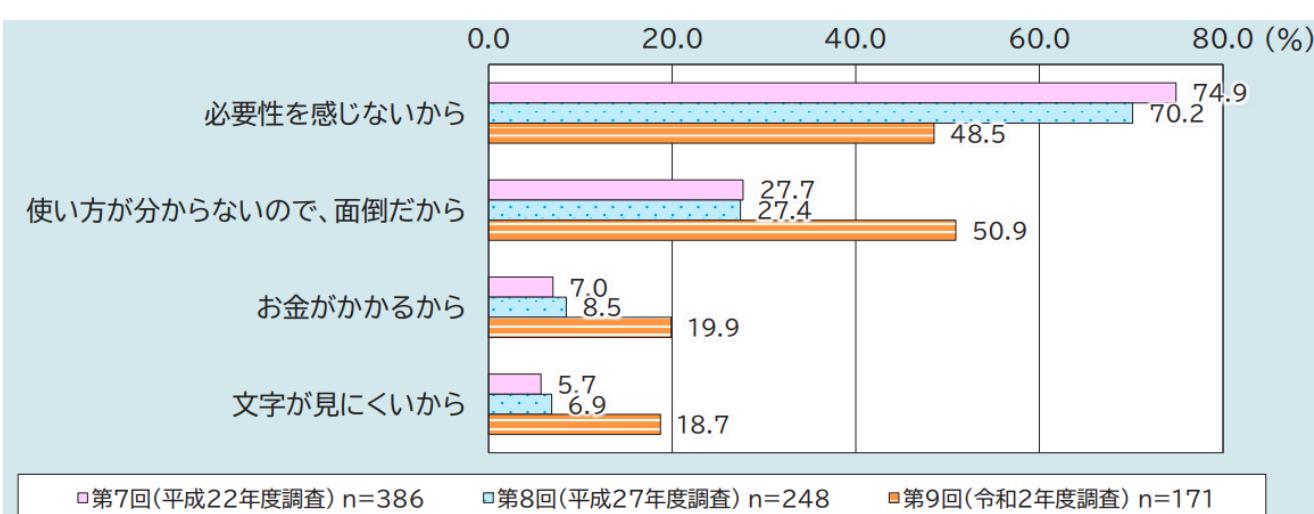
(4) ライフスタイルの多様化 高齢者の情報機器の利用内容

- 情報機器を使わないと回答した割合は徐々に減少しており、令和2年には14.6%となった
- 利用内容は、「携帯電話・スマホで家族・友人などと連絡をとる」「インターネットで情報を集めたり、ショッピングをする」が増加傾向にある
- 情報機器を利用しない理由は、「必要性を感じないから」と回答する割合が大きく減少し、「使い方がわからないので、面倒だから」が大きく増加している

<情報機器の利用状況（複数回答）>

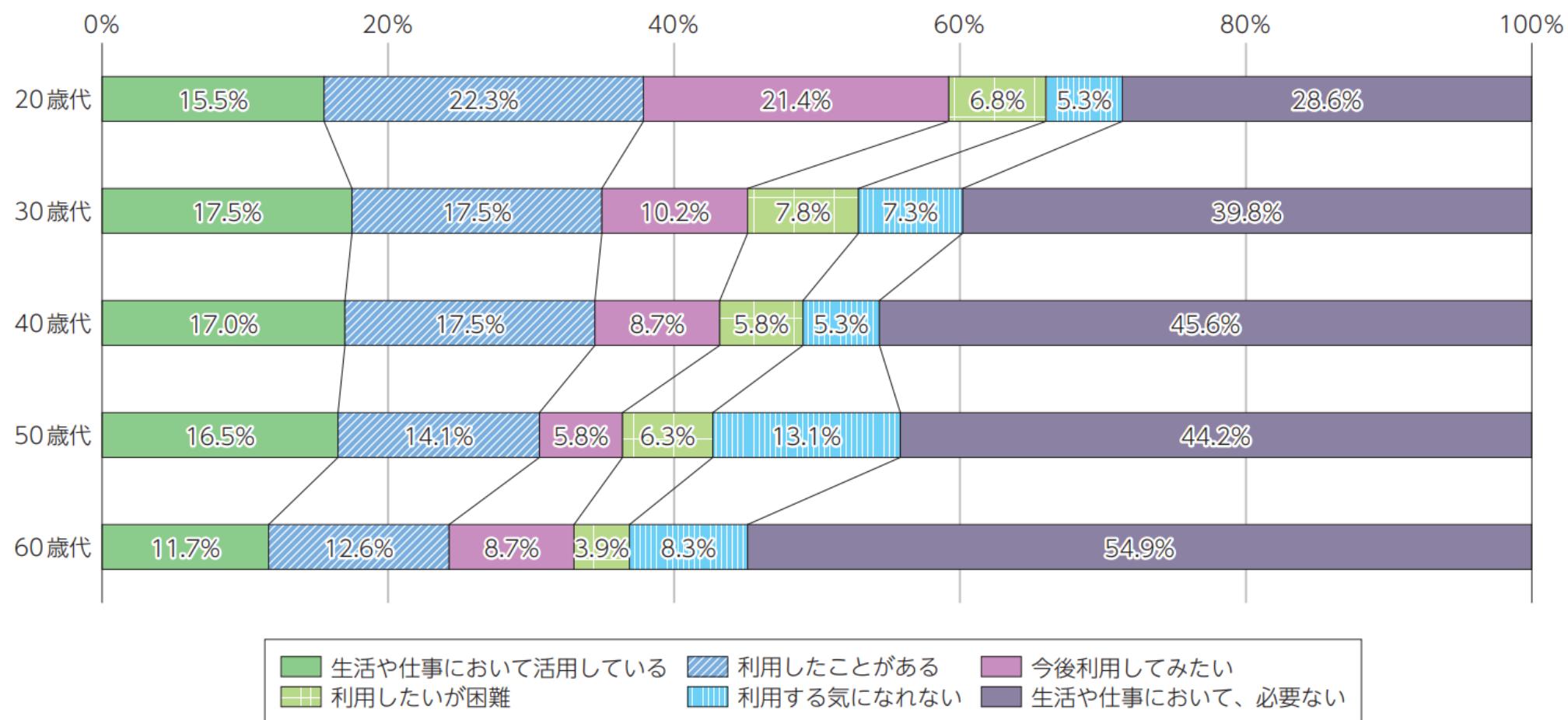


<情報機器を利用しない理由（複数回答）>



(4) ライフスタイルの多様化 テレワーク・オンライン会議の利用状況

- テレワークは、20歳代の37.8%が利用したことがあると回答し、次いで30歳代の35%である
- 一方、「利用したいが困難である」と答えた世代は、30歳代で7.8%と最も多く、次いで50歳代の6.3%が続く
- 20歳代では21.4%が「今後利用してみたい」と回答し、「利用する気になれない」「生活や仕事において必要ない」を選択した割合は各世代で最も低く約3割程度に留まる

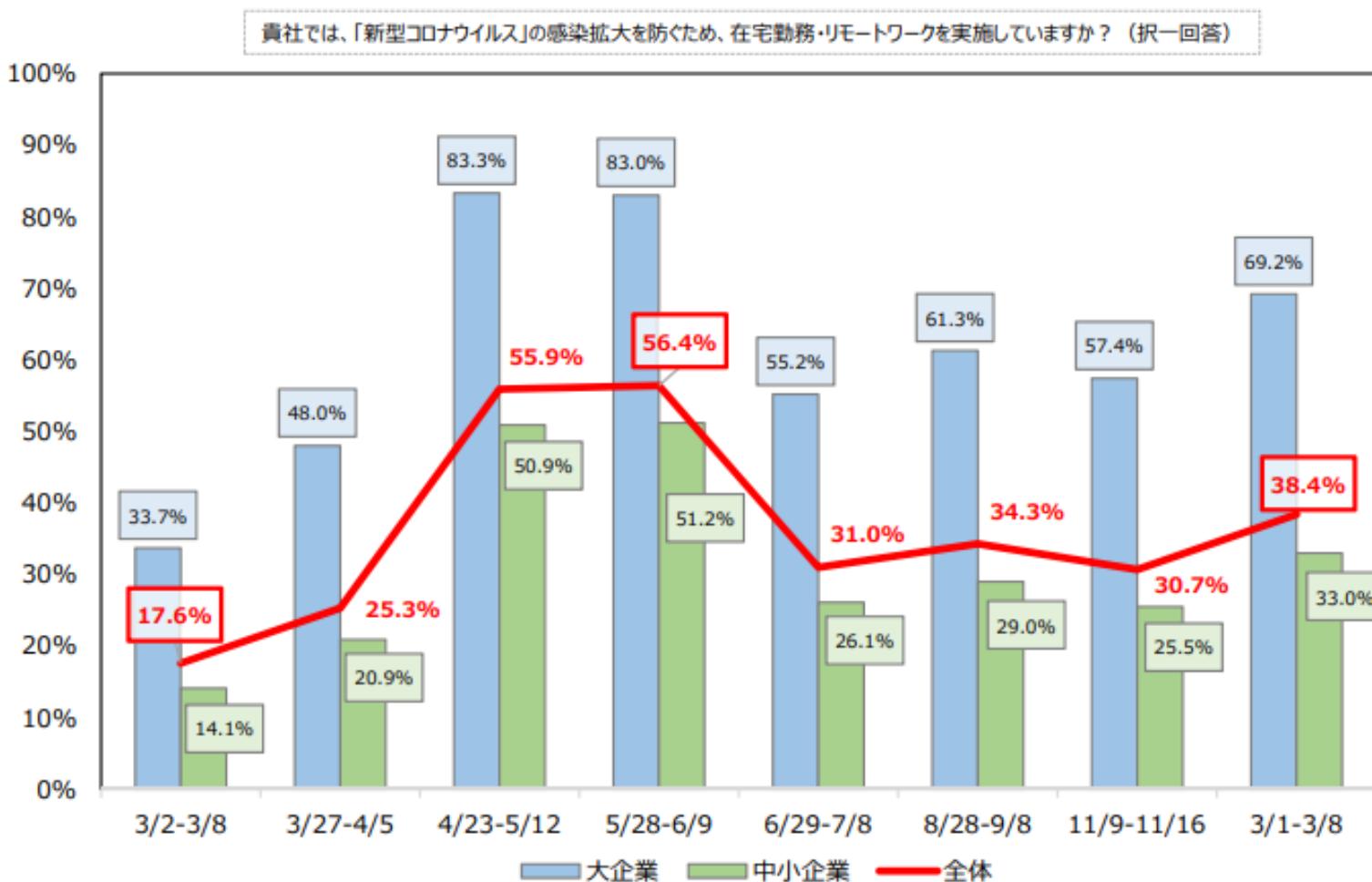


(出典) 総務省 (2023) 「国内外における最新の情報通信技術の研究開発及びデジタル活用の動向に関する調査研究」

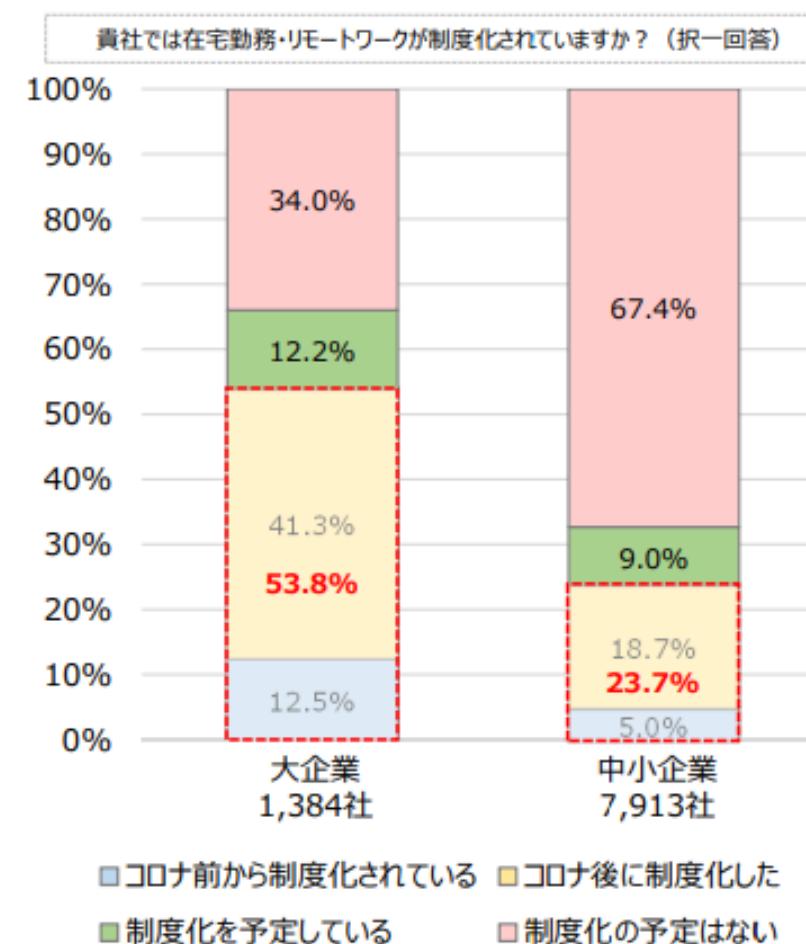
(4) ライフスタイルの多様化 テレワークの実施状況

- 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い企業のテレワーク実施率は17.6%から56.4%へ上昇したものの、緊急事態宣言解除に伴い減少し30%台を推移している
- テレワークが制度化されている企業は、大企業で53.8%、中小企業で23.7%となる

企業のテレワーク実施率（令和2年－令和3年）



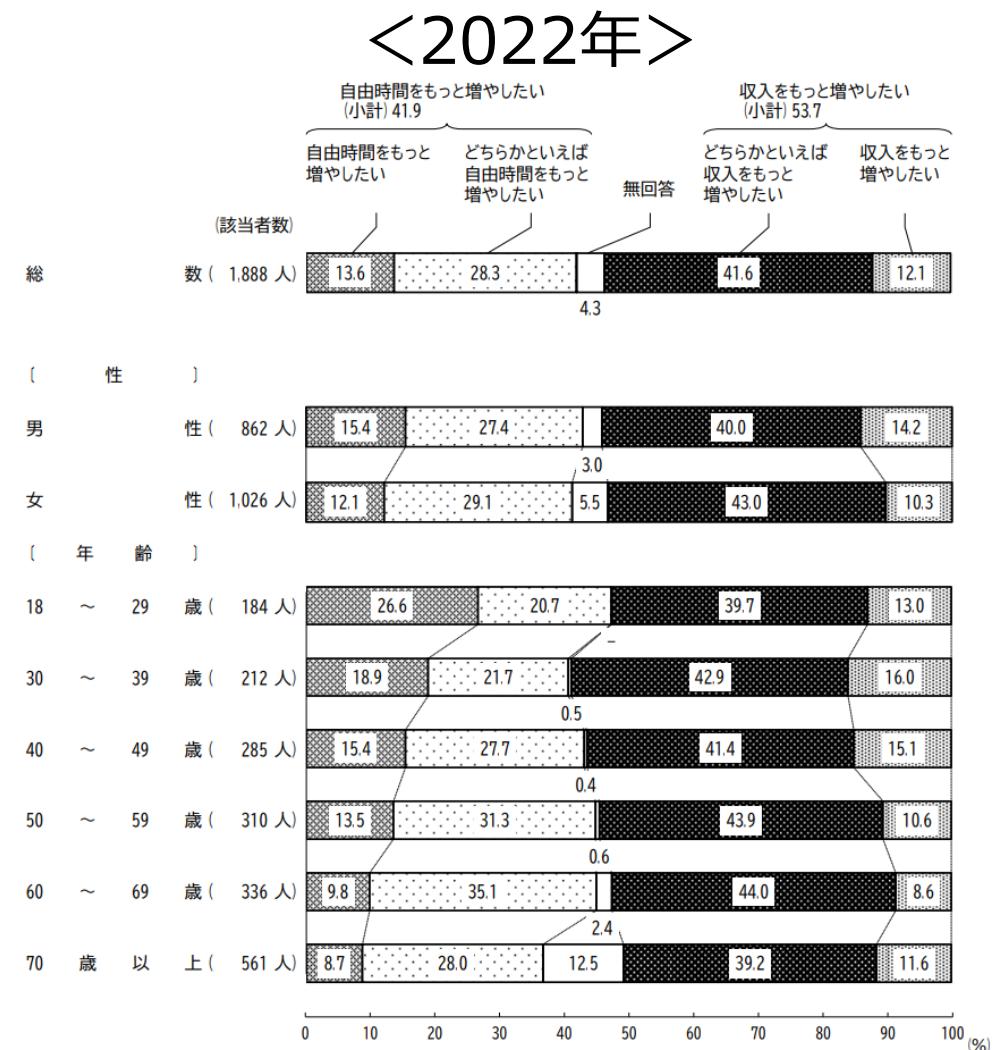
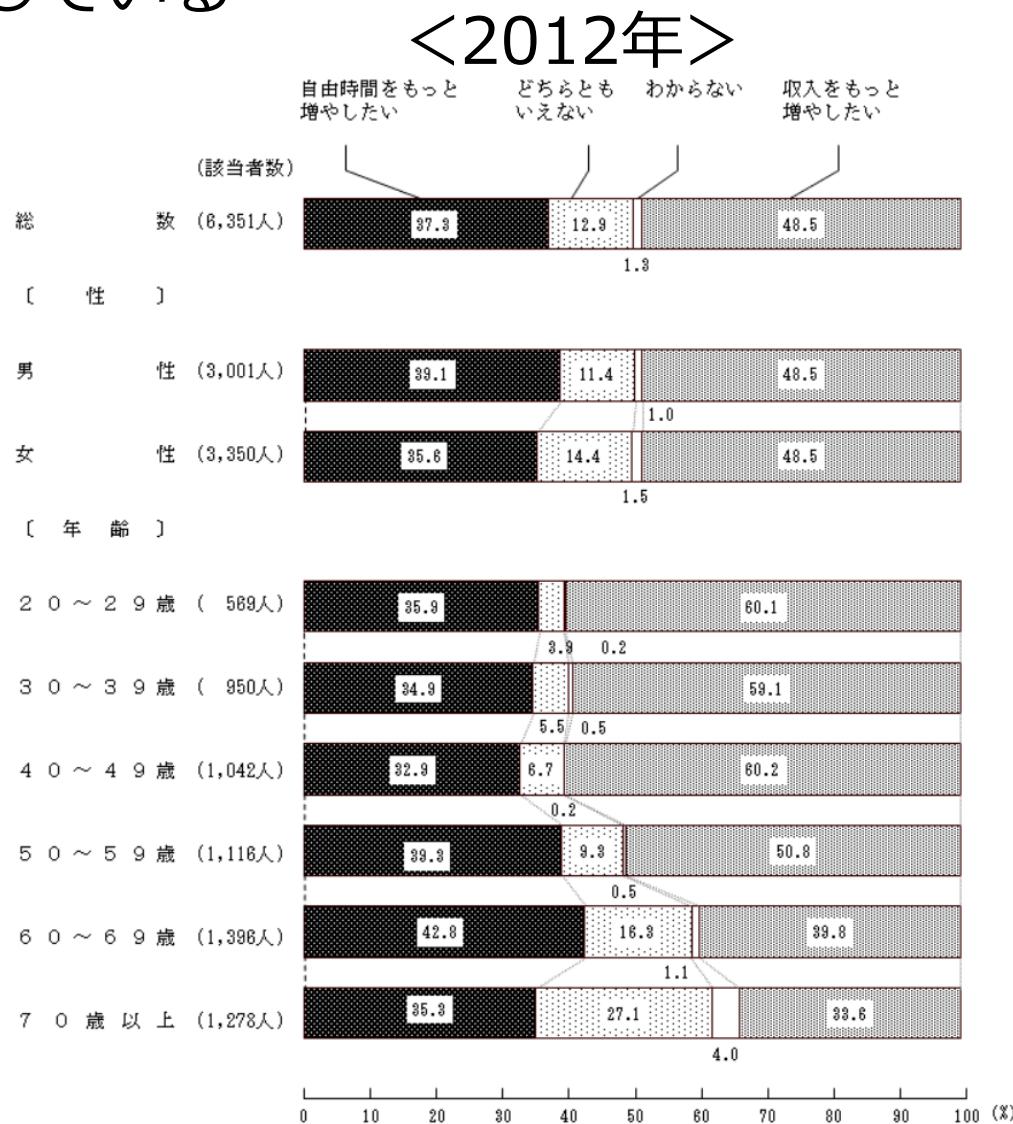
企業のテレワーク制度化率



出典：「「ポストコロナ」時代におけるテレワークの在り方検討タスクフォース」提言書別紙2（総務省）
https://www.soumu.go.jp/main_content/000762855.pdf

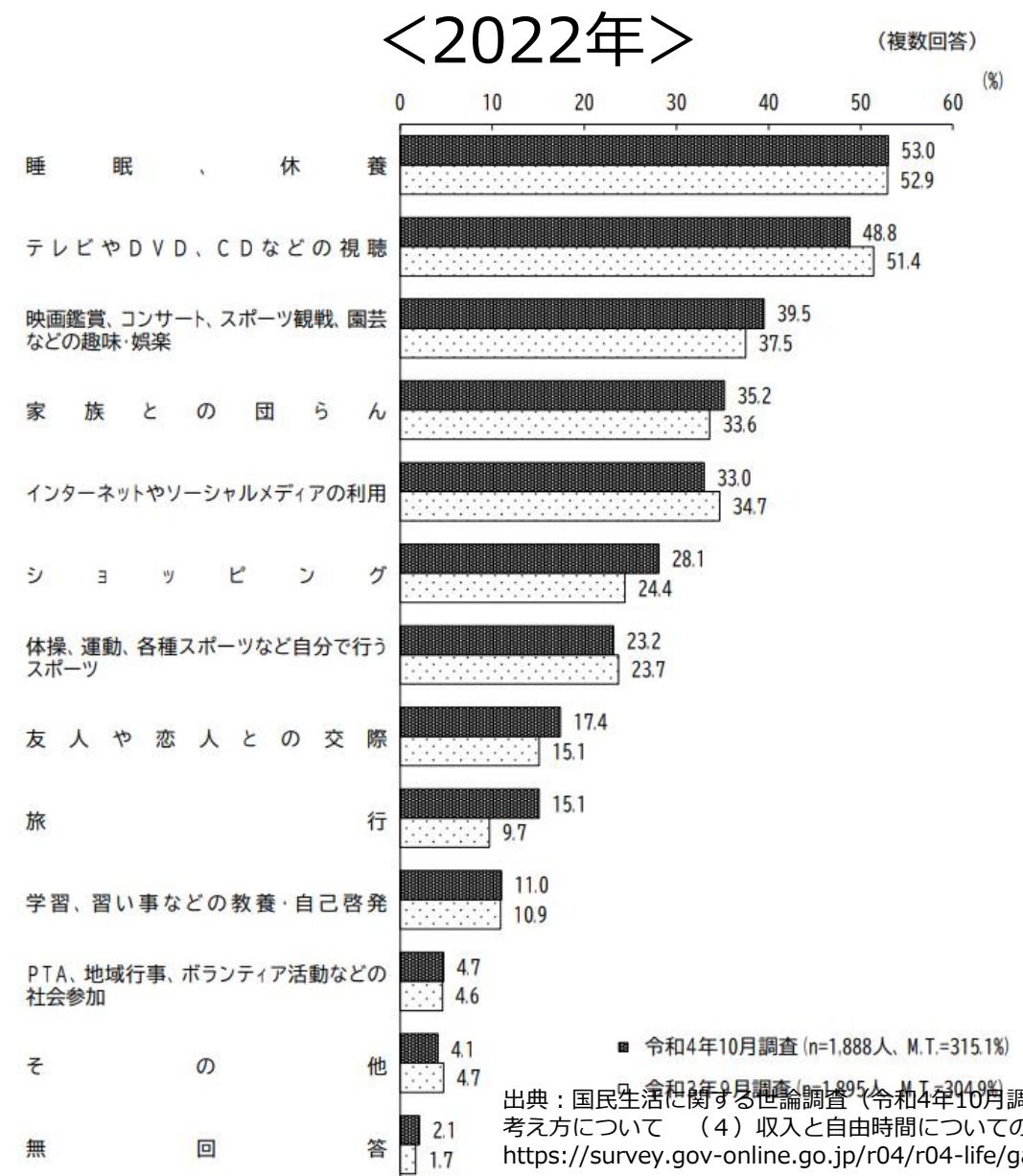
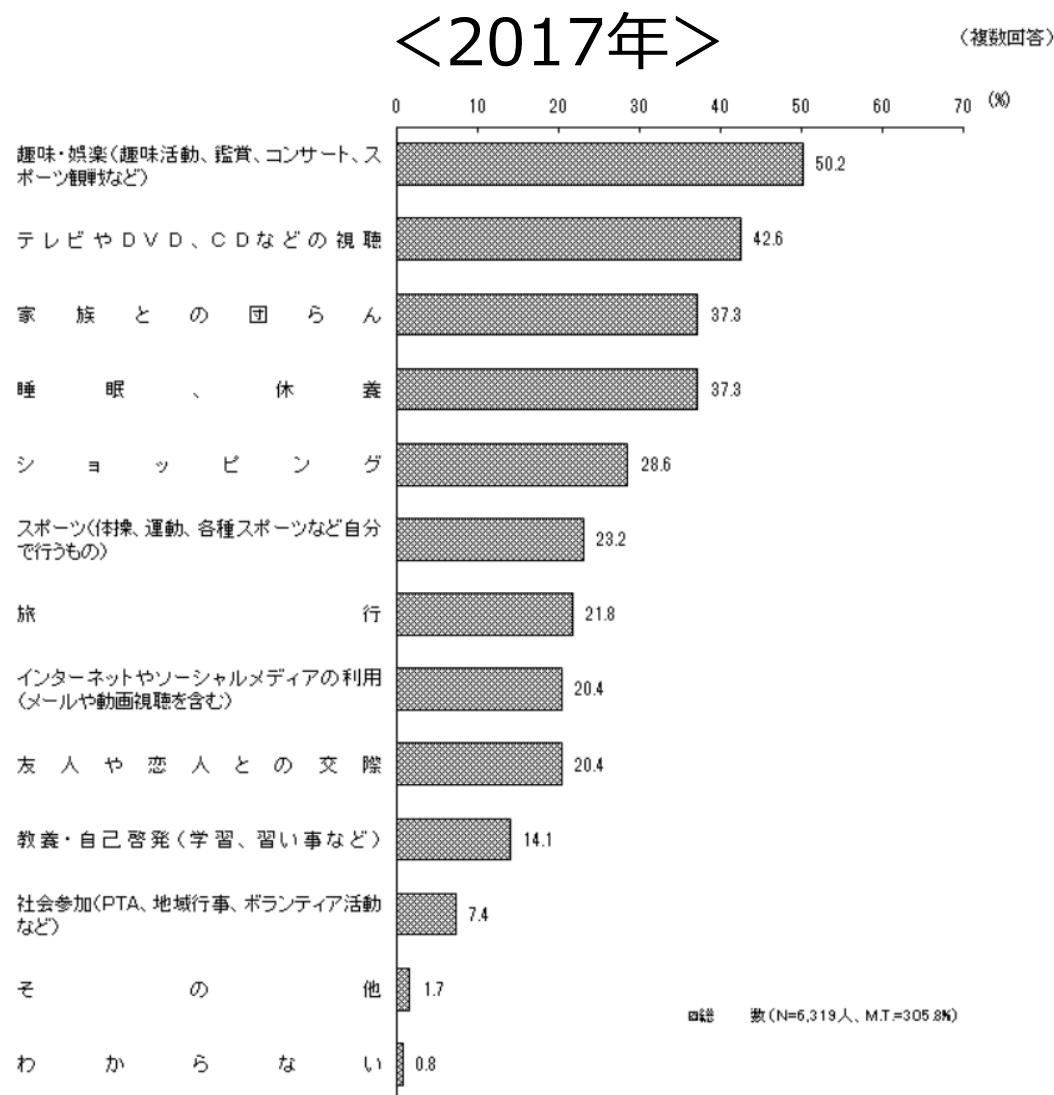
(4) ライフスタイルの多様化 収入と自由時間についての考え方の推移

- 2012年と2022年を比較すると、18～29歳（2012年は20～29歳）では「自由時間をもっと増やしたい」が11.4ポイント増加している
- 50～59歳では「自由時間をもっと増やしたい」が5.5ポイント増加したが、「収入をもっと増やしたい」も3.7ポイント増加した
- 一方、60歳以上では、「収入をもっと増やしたい」が各世代10ポイント以上増加している



(4) ライフスタイルの多様化 自由時間の過ごし方の変化

- 2022年は「睡眠・休養」が53.0%と最も多く、2017年と比較すると15.7ポイント増加した
- 「インターネット・ソーシャルメディアの利用」は12.6ポイント増加、「社会参加」は2.7ポイント減少した
- 「旅行」も6ポイント以上減少し、新型コロナウイルス感染症の影響が考えられる

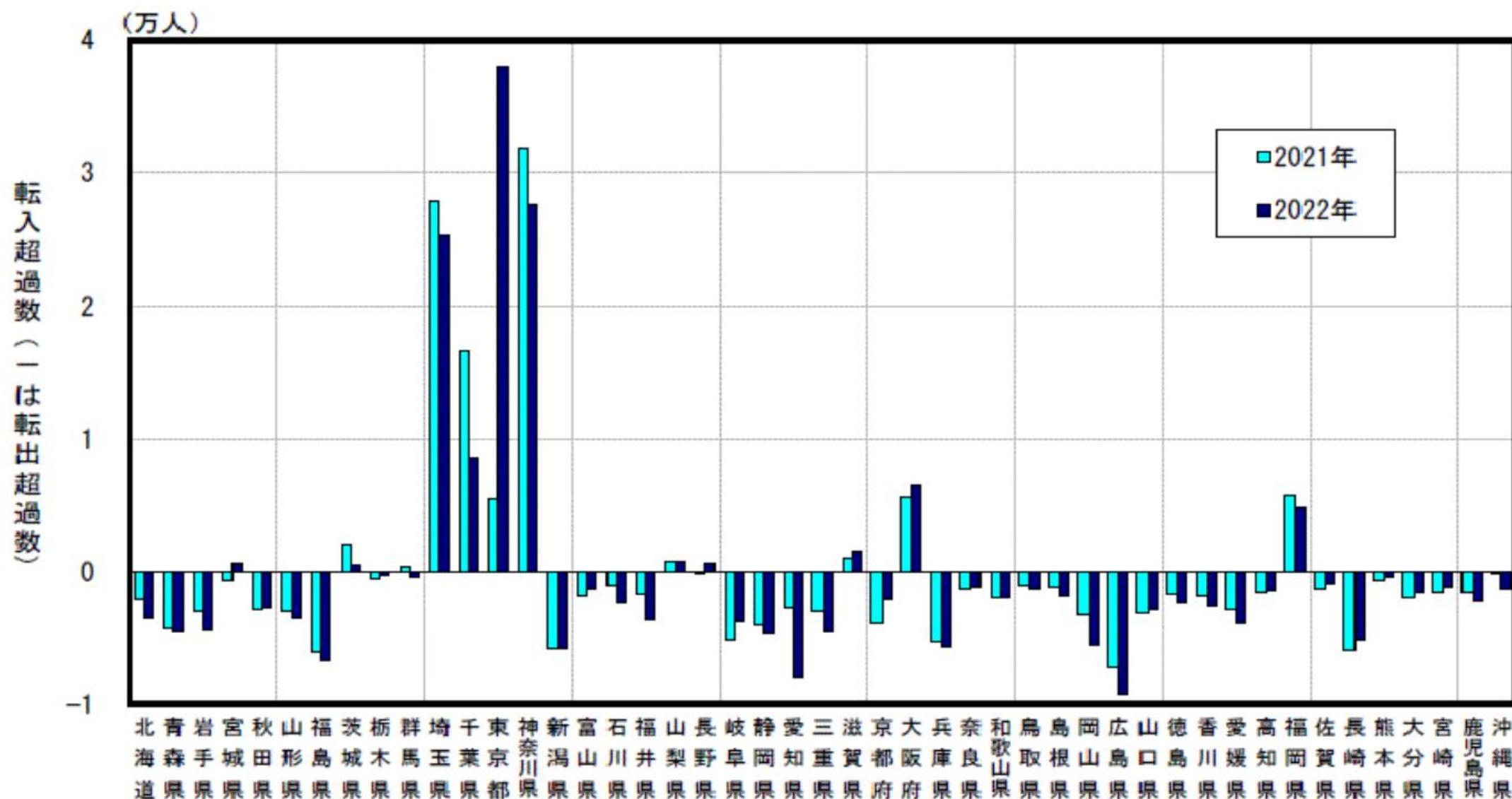


出典：国民生活に関する世論調査（平成24年6月） 3. 生き方、考え方について (4) 収入と自由時間についての考え方 図4.4
<https://survey.gov-online.go.jp/h24/h24-life/zh/z44.html>

出典：国民生活に関する世論調査（令和4年10月調査） 3. 生き方、考え方について (4) 収入と自由時間についての考え方
<https://survey.gov-online.go.jp/r04/r04-life/gairyaku.pdf>

(4) ライフスタイルの多様化 都道府県別転入超過数 (2021年、2022年)

- 2021年は東京都の転入超過数が大幅に縮小し（参考：2019年度8.3万人）近隣県への転入超過が増加しているが、2022年は東京都の転入超過が復調し約3万人増となった
- 転入超過となっているのは、大都市圏とその周囲を中心とした11都道府県に留まる

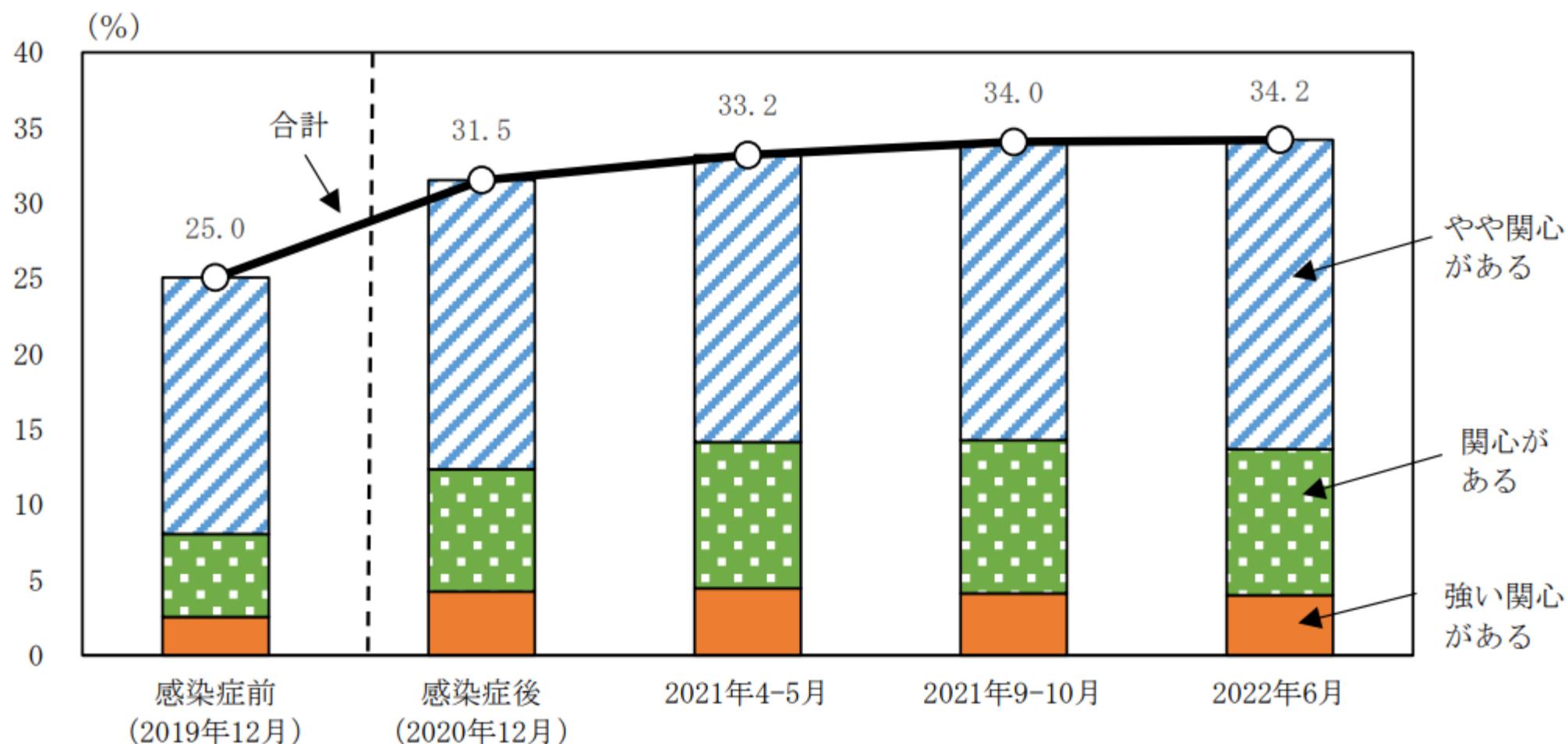


(4) ライフスタイルの多様化 東京圏在住者の地方移住への関心の推移

- 東京圏※在住者の新型コロナウイルス感染症の感染拡大前後の地方※移住への関心を比較すると、25.0%から2020年には31.5%まで上昇し、その後も緩やかに上昇を続け2022年6月時点で34.2%となった

※東京圏：東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県

※地方圏：三大都市圏（東京圏・名古屋圏・大阪圏）以外の北海道と35県



(備考) 内閣府「新型コロナウイルス感染症の影響下における生活意識・行動の変化に関する調査」により作成。

(4) ライフスタイルの多様化 移住意向者の検討時の影響項目 (令和3年3月調査)

- 検討時の影響項目は「日常の買い物で不便がない」、「地域の医療体制が整っている」といった項目が上位となった
- また、「街並みの雰囲気が好き」「穏やかな暮らしが実現できる」といった曖昧で主観的な項目も上位となっている
- 年代別にみると20代・30代は「日常の買い物で不便がない」「街並みの雰囲気が好き」が特に高く、「自然が豊か」は他の世代よりも低い傾向にある
- その他、20代は「地域の防災対策」「生活コスト」について他世代よりも重視する傾向がある

移住意向者 N = 2,988	全体	20代	30代	40代	50代	60代
Top1 地域での日常的な買い物などで不便がない	76.4%	82.7%	79.0%	74.1%	75.8%	76.1%
Top2 地域の医療体制が整っている	75.0%	77.3%	75.6%	71.6%	75.2%	80.1%
Top3 街並みの雰囲気が自分の好みに合っている	72.2%	81.4%	76.6%	70.2%	70.2%	69.8%
Top4 穏やかな暮らしを実現することが出来る	72.1%	76.4%	74.5%	70.4%	71.6%	71.1%
Top5 十分な広さや間取り、日照など快適な家に住める	71.6%	75.9%	74.2%	69.3%	71.3%	71.6%
Top6 事前に地域の住まいや生活に関する情報が十分に得られる	69.0%	70.5%	70.6%	67.8%	68.8%	68.8%
Top7 地域の防災対策に安心感がある	68.4%	75.9%	70.9%	66.2%	67.3%	68.2%
Top8 移住者に対して、地域住民が支援的である	66.9%	66.8%	67.0%	66.9%	67.0%	66.8%
Top9 自然が豊かで身近に感じられる	66.5%	62.3%	63.9%	63.8%	69.5%	72.5%
Top10 生活コストを下げられる	66.3%	73.6%	69.4%	66.5%	65.1%	60.5%

(5) 地球規模での環境問題への対応 各国の削減目標と排出量削減の取組例

- 2016年のパリ協定では世界共通の長期目標である「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求する」ことの達成のため各国のCO2排出量の削減目標が示され、2021年には2030年までの排出削減目標のさらなる引き上げが議論された
- 排出量削減には最新技術を活用し様々な分野での取組が必要とされている

各国の削減目標 		
国名	削減目標	今世紀中頃に向けた目標 ネットゼロ ¹⁾ を目指すなど (IPCC AR6 Global Warming of 1.5°C)
 中国	GDP当たりのCO2排出を 2030年までに 65%以上削減 (2005年比) <small>※CO2排出量のピークを 2030年より前にすることを旨す</small>	2060年までに CO2排出を 実質ゼロにする
 EU	温室効果ガスの排出量を 2030年までに 55%以上削減 (1990年比)	2050年までに 温室効果ガス排出を 実質ゼロにする
 インド	GDP当たりのCO2排出を 2030年までに 45%削減 (2005年比)	2070年までに 排出量を 実質ゼロにする
 日本	2030年度 において 46%削減 (2013年比) <small>※さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていく</small>	2050年までに 温室効果ガス排出を 実質ゼロにする
 ロシア	2030年までに 30%削減 (1990年比)	2060年までに 実質ゼロにする
 アメリカ	温室効果ガスの排出量を 2030年までに 50-52%削減 (2005年比)	2050年までに 温室効果ガス排出を 実質ゼロにする

各国のNDC提出・表明等、表明のまま掲載しています (2022年10月現在)

エネルギー

- ✓ 化石燃料の使用量の削減とCO2回収・貯留 (CCS) 技術
- ✓ 低炭素・ゼロカーボンのエネルギー源への移行
- ✓ 電化の促進・エネルギー効率の改善
- ✓ 水素やバイオ燃料など新たな代替燃料の利用

産業

- ✓ 材料の効率利用、再利用、リサイクル、無駄の見直し
- ✓ バリューチェーン全体の協調行動
- ✓ 低炭素・ゼロ GHG 排出の電力、水素、燃料と炭素管理を用いた新しい生産プロセスの導入

都市

- ✓ 商品やサービスの持続可能な生産と消費
- ✓ エネルギーの電化
- ✓ 都市内の緑化、池、森林の整備など炭素吸収と貯留の強化

2030年までに排出量を半減するには？

出典) IPCC第6次評価報告書 WG3 より JCCCA 作成

建物

- ✓ 既存の建物の改修や新築の建物への効果的な緩和策の導入
- ✓ 政策パッケージの導入
- ✓ 新築の建物や既存の建物へのGHG 排出ゼロエネルギーやゼロカーボン技術の導入

交通

- ✓ 陸上輸送におけるライフサイクルベースでの電気自動車の活用・導入
- ✓ 列車やトラック輸送における蓄電池技術の導入
- ✓ 低炭素の水素やバイオ燃料を活用した空輸や海上輸送

土地利用

- ✓ 森林、泥炭地、沿岸湿地帯、サバンナ、大草原などにおける生物多様性や生態系の保全

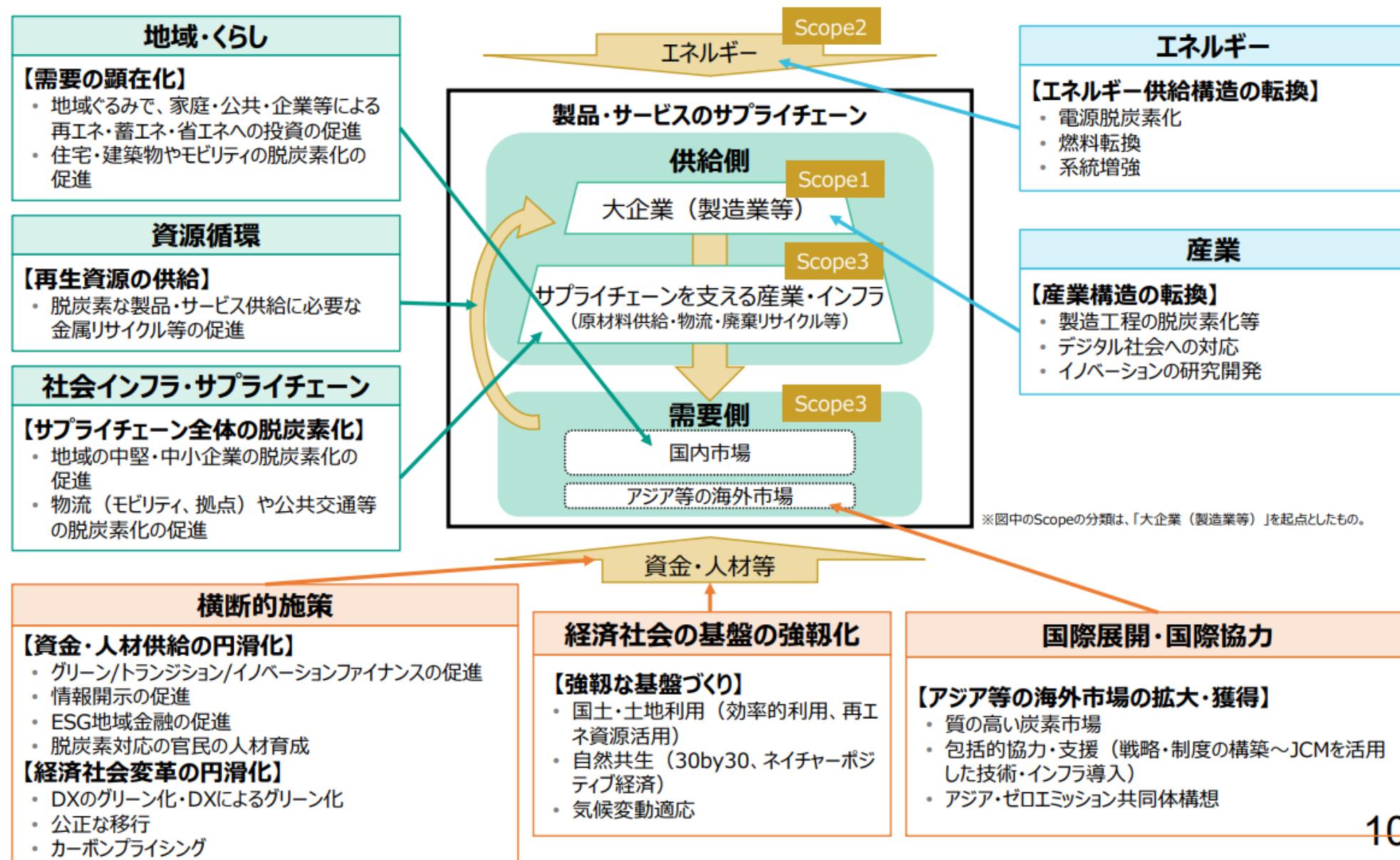
ライフスタイル (需要・サービス)

- ✓ 全ての社会における、大幅なライフスタイルの変革
- ✓ 徒歩や自転車の利用、電気自動車の利用、飛行機利用の削減、エネルギー効率の高い住まいの転換

(5) 地球規模での環境問題への対応 国の脱炭素施策の全体像

- 脱炭素※を日本の成長エンジンへと転換するために、政府・地方自治体・企業等の各主体それぞれに役割や実施する取組が求められている
- 産業に限らず、地域ぐるみでの脱炭素化の推進やライフスタイル転換も必要である

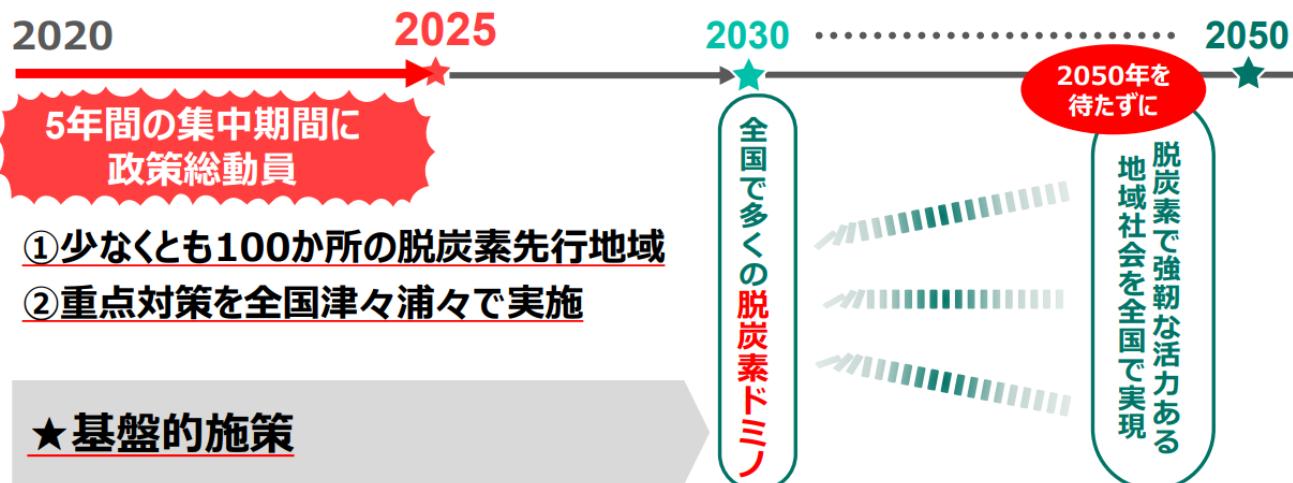
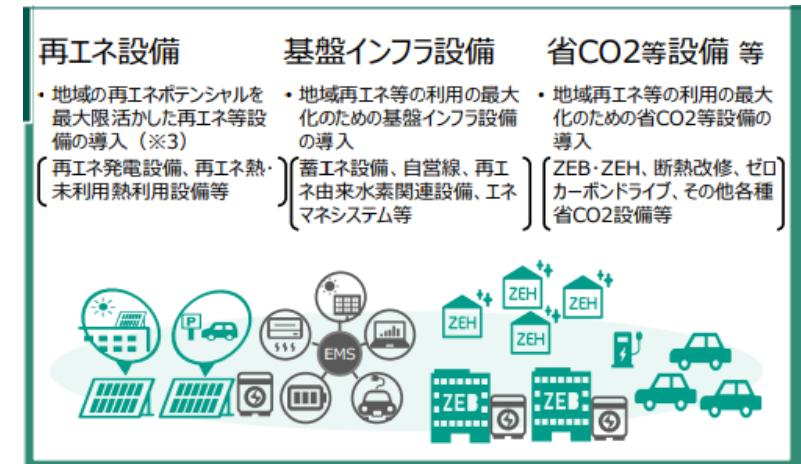
※脱炭素：温暖化の原因となる二酸化炭素等の温室効果ガスの排出「実質ゼロ」を目指す取組



(5) 地球規模での環境問題への対応 地域の脱炭素ロードマップ

- 2025年までに政策を総動員し、人材・技術・情報・資金を積極支援
 - ① 2030年度までに少なくとも100か所の「脱炭素先行地域」をつくる（つくば市は2023年11月に選定）
 - ② 全国で、重点対策を実行（自家消費型太陽光、省エネ住宅、電動車など）
- 3つの基盤的施策（①継続的・包括的支援、②ライフスタイルイノベーション、③制度改革）を実施する
- モデルを全国に伝搬し、2050年を待たずに脱炭素達成（脱炭素ドミノ）

<重点対策の例>



「みどりの食料システム戦略」「国土交通グリーンチャレンジ」「2050カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」等の政策プログラムと連携して実施する

<基盤的施策の例（ライフスタイルイノベーション）>

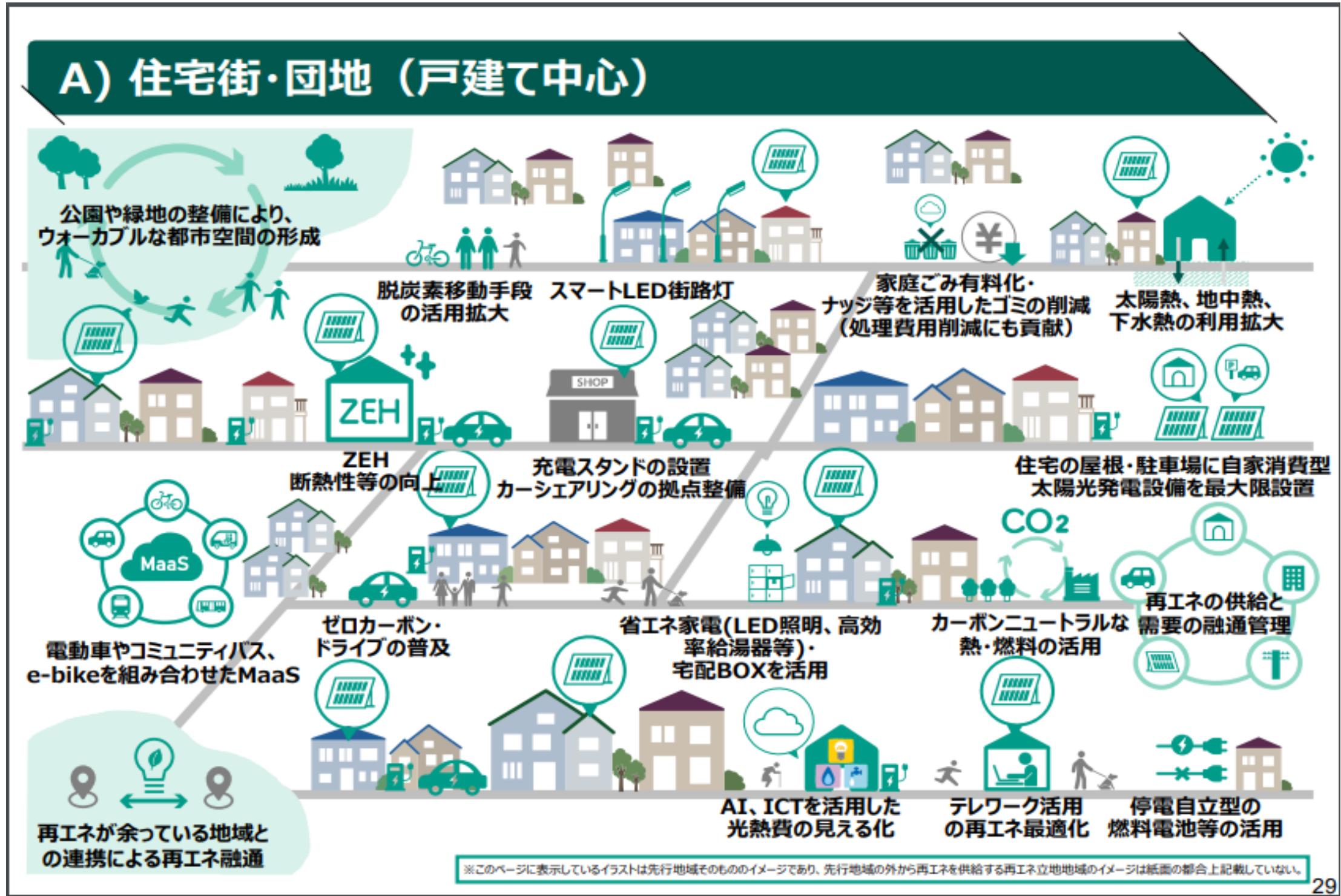
1 温室効果ガス排出の見える化 ◀◀◀ どれを選べばいいか、わかりやすくします

- 製品・サービスの温室効果ガス排出量の見える化の環境整備
 ※2030年までに、見える化がなされ、消費者の選択に活用されている状況が一般的になっていることを目指す（参考例：食品のカロリー表示）
- 靴での見える化の事例 (出典：アディダス、オールバース)
- 衣類での見える化の事例 (出典：アダストリア)

※アダストリアのグループ会社「ADOORLINK」が展開する「00u」の取組

出典：地域脱炭素ロードマップ（環境省）
<https://www.env.go.jp/earth/%E2%91%A1%E5%9C%B0%E5%9F%9F%E8%84%B1%E7%82%AD%E7%B4%A0%E3%83%AD%E3%83%BC%E3%83%89%E3%83%9E%E3%83%83%E3%83%97%EF%BC%88%E6%A6%82%E8%A6%81%EF%BC%89.pdf>

(5) 地球規模での環境問題への対応 脱炭素先行地域のイメージ



(5) 地球規模での環境問題への対応 国のグリーン成長戦略

- 2050年カーボンニュートラルの実現に向けた国の政策として「グリーン成長戦略」を策定し、民間企業のグリーンエネルギーの活用やビジネスモデルの変革等を加速させる
- 温暖化対策は経済成長の制約やコストとせず「成長の機会」と捉えるとしている
- 今後成長が期待される14分野の産業に対しては高い目標を設定

グリーン成長戦略（概要） （令和3年6月18日策定）

- 温暖化への対応を、経済成長の制約やコストとする時代は終わり、「成長の機会」と捉える時代に入っている。
- 実際に、研究開発方針や経営方針の転換など、「ゲームチェンジ」が始まっている。この流れを加速すべく、グリーン成長戦略を推進する。
- 「イノベーション」を実現し、革新的技術を「社会実装」する。これを通じ、2050年カーボンニュートラルだけでなく、CO₂排出削減にとどまらない「国民生活のメリット」も実現する。

2050年に向けて成長が期待される、14の重点分野を選定。

・ 高い目標を掲げ、技術のフェーズに応じて、実行計画を着実に実施し、国際競争力を強化。 ・ 2050年の経済効果は約290兆円、雇用効果は約1,800万人と試算。

 洋上風力・太陽光・地熱 ・ 2040年、3,000～4,500万kWの案件形成[洋上風力] ・ 2030年、次世代型で14円/kWhを視野[太陽光] 1	 水素・燃料アンモニア ・ 2050年、2,000万トン程度の導入[水素] ・ 東南アジアの5,000億円市場[燃料アンモニア] 2	 次世代熱エネルギー ・ 2050年、既存インフラに合成メタンを90%注入 3	 原子力 ・ 2030年、高温ガス炉のカーボンフリー水素製造技術を確立 4	 自動車・蓄電池 ・ 2035年、乗用車の新車販売で電動車100% 5	 半導体・情報通信 ・ 2040年、半導体・情報通信産業のカーボンニュートラル化 6	 船舶 ・ 2028年よりも前倒しでゼロエミッション船の商業運航実現 7
 物流・人流・土木インフラ ・ 2050年、カーボンニュートラルポートによる港湾や、建設施工等における脱炭素化を実現 8	 食料・農林水産業 ・ 2050年、農林水産業における化石燃料起源のCO ₂ ゼロエミッション化を実現 9	 航空機 ・ 2030年以降、電池などのコア技術を、段階的に技術搭載 10	 カーボンサイクル・マテリアル ・ 2050年、人工光合成プラを既製品並み[CR] ・ ゼロカーボンスチールを実現[マテリアル] 11	 住宅・建築物・次世代電力マネジメント ・ 2030年、新築住宅・建築物の平均でZEH・ZEB[住宅・建築物] 12	 資源循環関連 ・ 2030年、バイオマスプラスチックを約200万トン導入 13	 ライフスタイル関連 ・ 2050年、カーボンニュートラル、かつレジリエントで快適な暮らし 14

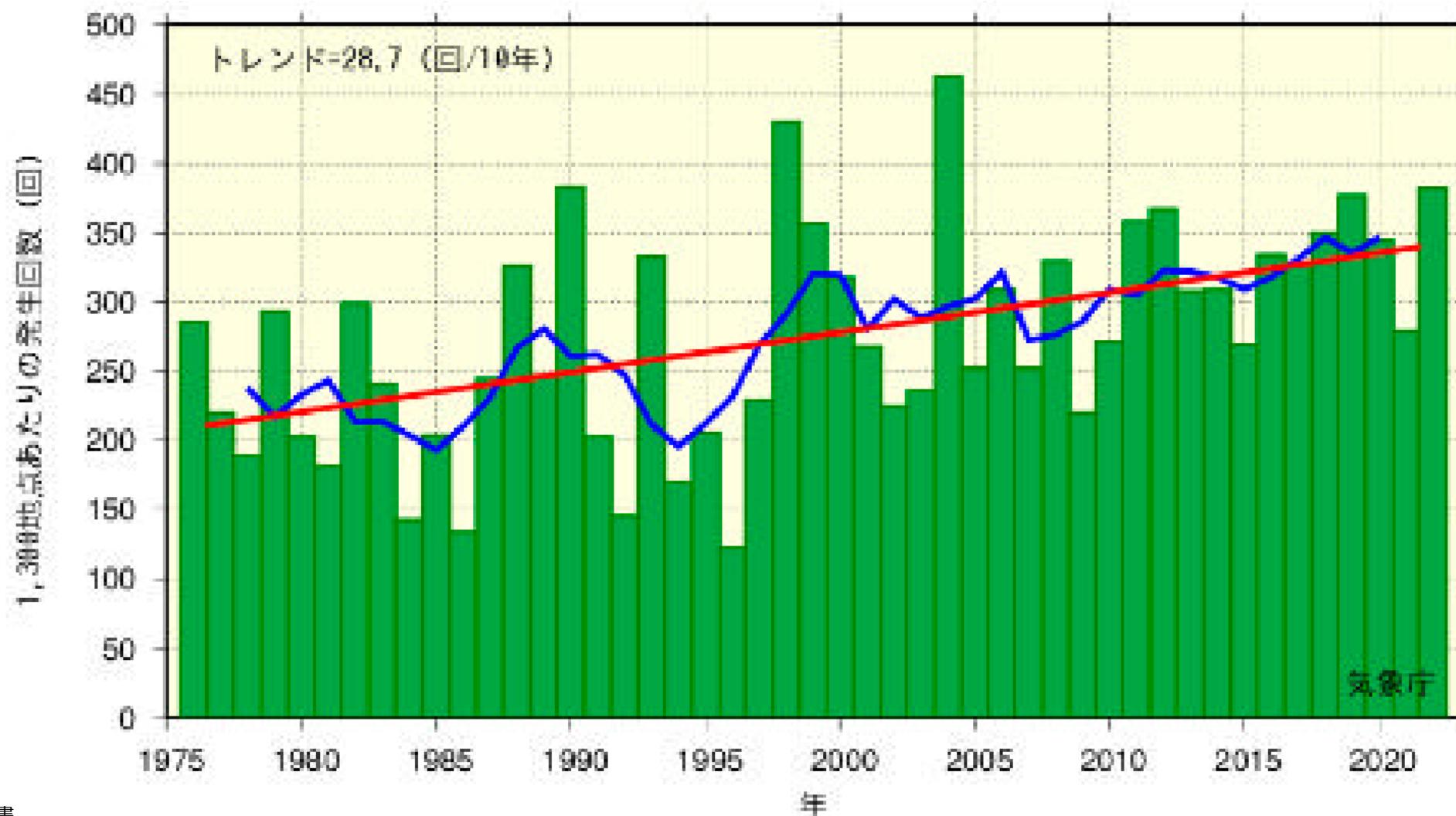
政策を総動員し、イノベーションに向けた、企業の前向きな挑戦を全力で後押し。

1 予算 ・ グリーンイノベーション基金（2兆円の基金） ・ 経営者のコミットを求める仕掛け ・ 特に重要なプロジェクトに対する重点的投資	2 税制 ・ カーボンニュートラル投資促進税制（最大10%の税額控除・50%の特別償却）	3 金融 ・ 多排出産業向け分野別ロードマップ ・ TCFD等に基づく開示の質と量の充実 ・ グリーン国際金融センターの実現	4 規制改革・標準化 ・ 新技術に対応する規制改革 ・ 市場形成を見据えた標準化 ・ 成長に資するカーボンライジング
5 国際連携 ・ 日米・日EU間の技術協力 ・ アジア・エネルギー・トランジション・イニシアティブ ・ 東京ピوند・ゼロ・ウィーク	6 大学における取組の推進等 ・ 大学等における人材育成 ・ カーボンニュートラルに関する分析手法や統計	7 2025年日本国際博覧会 ・ 革新的イノベーション技術の実証の場（未来社会の実験場）	8 若手ワーキンググループ ・ 2050年時点での現役世代からの提言

(6) 安全・安心意識の高まり 短時間強雨（50mm/h以上）の年間発生回数

- 年間発生回数は増加傾向にあり、2016年から2020年においては300~400回の間を推移していた

※折れ線（青）は5年移動平均値、直線（赤）は長期変化傾向（この期間の平均的な変化傾向）を示す（気象庁HP）



出典：令和5年版防災白書
https://www.bousai.go.jp/kaigirep/hakusho/pdf/r5_tokushu1_2.pdf

(6) 安全・安心意識の高まり 災害の頻発化・激甚化

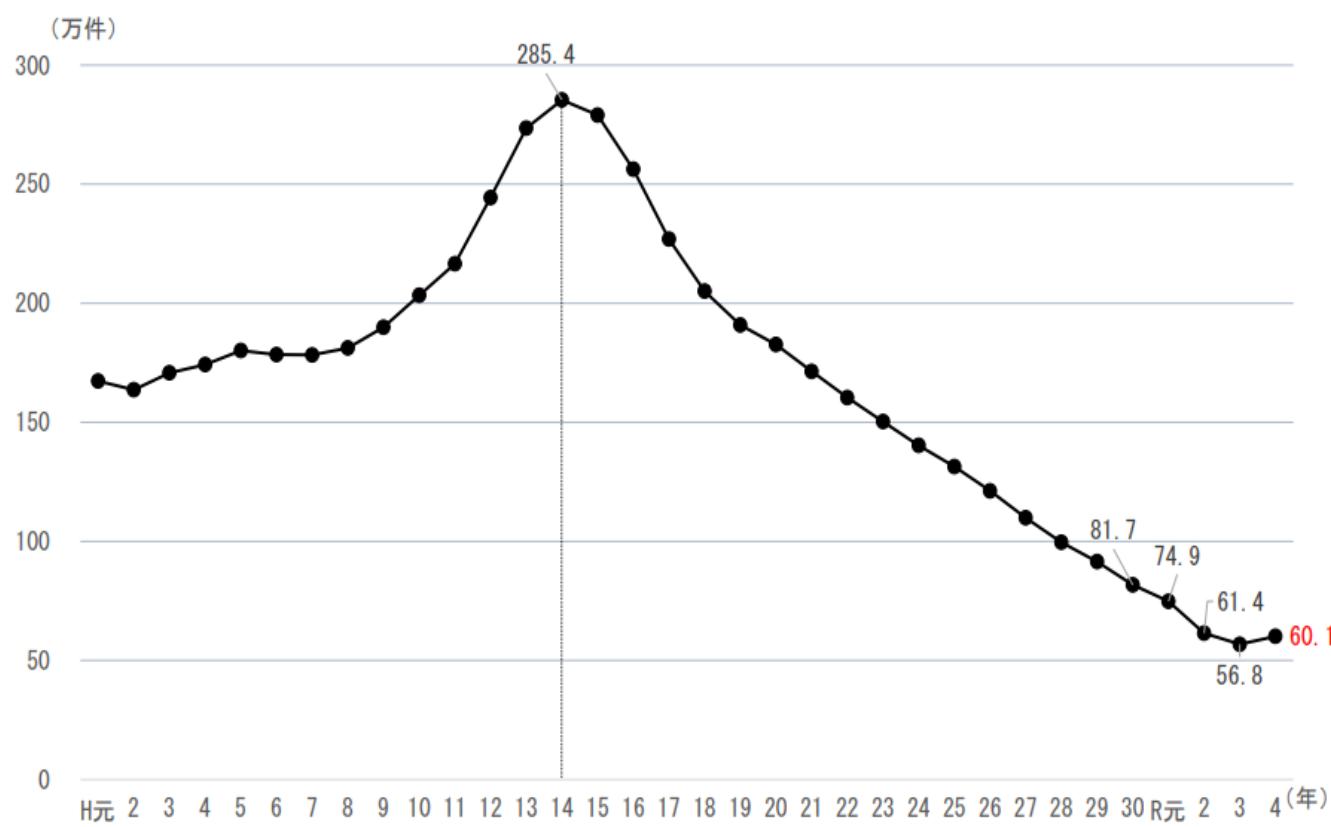
- 豪雨災害の危険を及ぼす大雨の発生頻度が大幅に増加しており、それに伴う土砂災害の発生回数も増加傾向にある
- 今後30年以内の南海トラフ地震（M8～9クラス）の発生確率は70～80%、相模トラフ沿いのプレートの沈み込みに伴うM7程度の地震の発生確率は70%程度とされ、今後も自然災害の頻発化・激甚化の傾向が続くことが懸念される



(6) 安全・安心意識の高まり 犯罪の発生状況

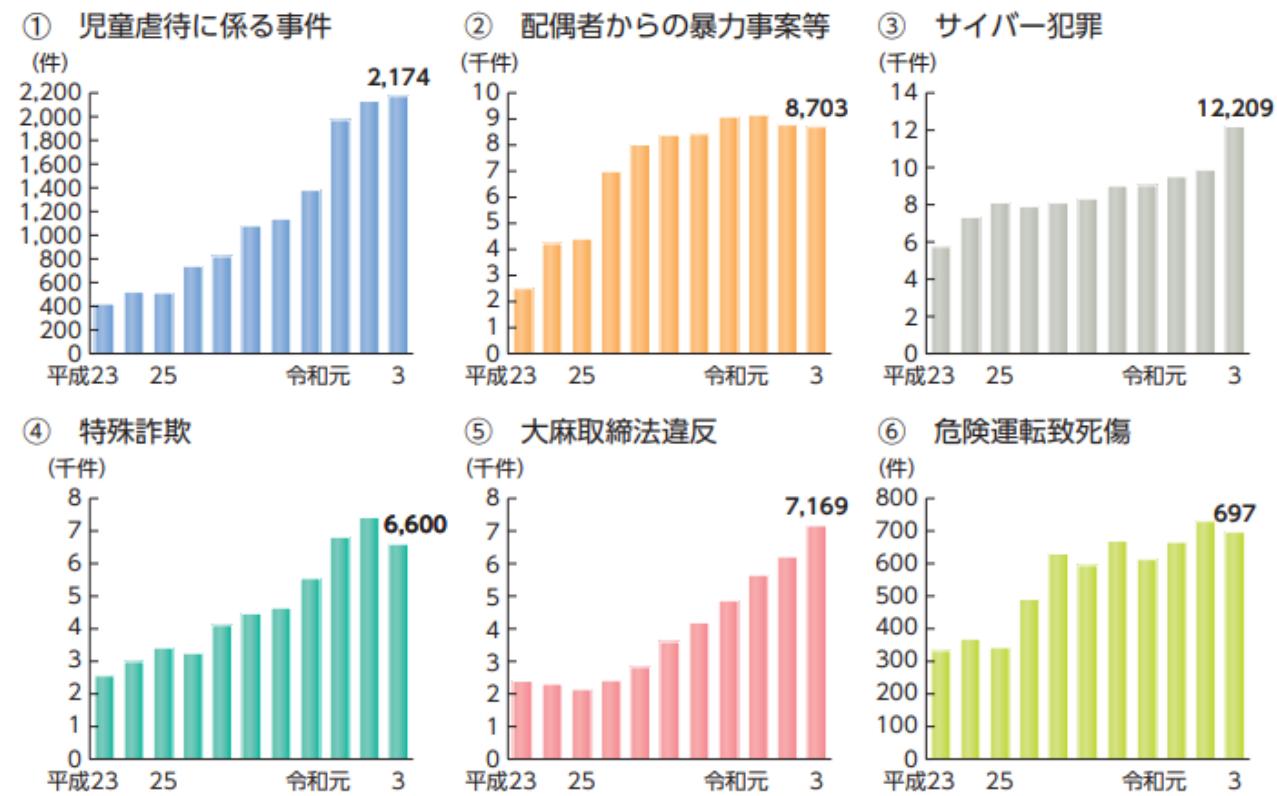
- 刑法犯認知件数の総数については、平成 15 年以降一貫して減少してきたところ、令和 4 年は 60 万 1,331 件と、戦後最少となった令和 3 年を上回った（前年比 5.8%増加）
- 犯罪類型別にみると、窃盗や横領、暴行は減少傾向にあるものの、児童虐待に係る事件、配偶者からの暴力事案等、サイバー犯罪、特殊詐欺、大麻取締法違反及び危険運転致死傷では、いずれも検挙件数が増加傾向又は高止まり状態にある

確定値 刑法犯の認知件数の推移



出典：令和 4 年の犯罪情勢（警察庁）
https://www.npa.go.jp/publications/statistics/crime/r4_report.pdf

(平成 23 年～令和 3 年)



出典：令和 4 年犯罪白書（法務省）
<https://www.moj.go.jp/content/001387342.pdf>

(7) その他 コロナ後に求められる社会像

- コロナ禍では一時的な課題から恒常的な課題まで様々な社会課題が明らかとなった
- これらの課題を乗り越えた先の社会像として、人口減少・少子高齢化や環境問題への対策を講じ国民生活・企業活動を支える「持続可能な社会」、感染症や災害の発生といった非常時においても、国民生活や経済活動における混乱を防げるような最低限の社会・経済機能を維持する「レジリエントな社会」、価値観の多様化に応じた一人ひとりのニーズに合ったサービス提供による「多様な幸せが実現できる社会」が求められる



(7) その他

ポストコロナの経済社会に対応する地方制度のあり方に関する答申（概要）

- 内閣総理大臣の諮問に応じ地方制度に関する重要事項を調査審議するため、地方制度調査会が設置され、令和4年から5年にかけてポストコロナの経済社会に対応する地方制度のあり方を検討し令和5年12月21日に答申した

分野	答申の概要
デジタル・トランスフォーメーションの進展を踏まえた対応	<ul style="list-style-type: none"> 急速な人口減少によって人材不足が深刻化するなど、経営資源が制約される中で、地方公共団体が職員等のリソースを創意工夫を要する業務にシフトさせ、より質の高い行政サービスを持続可能な形で提供していくためには、デジタル技術を活用し、地方公共団体と住民との接点や内部事務、意思形成における業務改革を飛躍的に進める必要がある その際には、規模を拡大するための追加的な費用負担が低廉であり、かつ、規模の拡大によって付加価値を高めることが可能になるデジタル技術の性質を踏まえ、地方公共団体間で共通性の高いインフラやアプリケーションを、広域又は全国的に整備して、重複投資を回避しつつ全体的な最適化を図る必要がある これらのDXの進展を踏まえた情報セキュリティや人材の確保も必要となる いずれの取組も、個々の地方公共団体において主体的に行うのみならず、地方公共団体相互や国と地方公共団体の間で連携・協力して行うことが求められる
地方公共団体相互間の連携・協力及び公共私連携	<ul style="list-style-type: none"> 住民は地域という物理的な空間で生活しているため、DXが進んだ社会においても、地方公共団体と住民の接点は必要であり、保健、福祉、教育、消防等のサービスや、住民が物理的に利用するインフラ・施設等の設置管理など、物理空間において対応する業務は引き続き重要である 経営資源が制約される中で持続可能な形で行政サービスを提供し、住民の暮らしを支えていくためには、地方公共団体が、地域や組織の枠を越えて、それぞれの資源を融通し合い、他の地方公共団体や多様な主体と連携・協働していく視点が一層重要になる
大規模な災害、感染症のまん延等の国民の安全に重大な影響を及ぼす事態への対応	<ul style="list-style-type: none"> 平成12年の地方分権一括法の施行から20年が経過し、地方公共団体が自主性・自立性を発揮して、地域の実情や住民ニーズを踏まえた行政サービスの提供が行われるようになった一方で、近年は、広域かつ甚大な風水害が頻発し、また、大規模地震も相次ぐようになり、これまでの経験に基づく備えでは対応ができない事態が見られるようになっている 今般の新型コロナによる感染症危機に際しても、様々な局面において従来の法制では想定されていなかった事態が相次いだ このことを真摯に受け止め、国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の役割分担、関係等に関する課題について十分な対策を講じ、国民の安全に重大な影響を及ぼす様々な事態に対して、国と地方を通じた的確な対応が可能となるよう万全を期する必要がある

(7) その他 自治体DXの推進

- 総務省は自治体がDXにて重点的に取り組むべき事項として、「自治体フロントヤード改革」「自治体情報システムの標準化・共通化」「マイナンバーカードの普及促進・利用の推進」等を挙げている
- DXを推進するには組織整備や人材確保が必要となる

自治体DX推進計画（2020.12.25策定、2023.12.22最新改定）

■ 自治体におけるDXの推進体制の構築

- ① 組織体制の整備
- ② デジタル人材の確保・育成
- ③ 計画的な取組
- ④ 都道府県による市区町村支援

■ 重点取組事項

- ① 自治体フロントヤード改革の推進
 - ・ 各自治体の実情に応じた創意工夫で、新しいフロントヤード（住民と自治体の接点）を実現
- ② 自治体情報システムの標準化・共通化
 - ・ 2025年度までに基幹系20業務システムを標準準拠システムへ移行
- ③ マイナンバーカードの普及促進・利用の推進
- ④ セキュリティ対策の徹底
- ⑤ 自治体のAI・RPAの利用推進、⑥ テレワークの推進

■ 自治体DXの取組とあわせて取り組むべき事項

- ① デジタル田園都市国家構想の実現に向けたデジタル実装の取組の推進・地域社会のデジタル化
- ② デジタルデバイド対策
- ③ デジタル原則を踏まえた規制の点検・見直し

自治体DX推進手順書（2021.7.7策定）

■ 自治体DX全体手順書（2023.12.22改定）

- ・ DXの推進に必要と想定される一連の手順を0～3ステップで整理
 ステップ0：認識共有・機運醸成 ステップ1：全体方針の決定
 ステップ2：推進体制の整備 ステップ3：DXの取組みの実行

■ 自治体情報システムの標準化・共通化に係る手順書

（2023.9.29改定）

- ・ 自治体情報システム標準化・共通化の意義・効果、作業手順等を示す

■ 自治体の行政手続のオンライン化に係る手順書

（2023.1.20改定）

- ・ 自治体の行政手続のオンライン化の取組方針や作業手順等を示す

■ 自治体DX推進参考事例集（2023.4.28改定）

- ・ 全国の自治体におけるDXの最新の取組を、①体制整備、②人材確保・育成、③内部DXに整理し、参考事例集としてまとめたもの

地域社会のデジタル化に係る参考事例集（2021.12.28策定、2022.9.4改定）

これから事業に取り組む団体の参考となるよう、各事業の概要に加え、事業のポイント・工夫点、取組に至った経緯・課題意識等を参考事例集としてまとめたもの

説明資料

第1回 つくば市未来構想等審議会

令和6年(2024年)2月8日(木)

事務局 政策イノベーション部 企画経営課



《目次》

1. 改定方針【資料1】

- ① つくば市未来構想・戦略プランの概要
- ② 現行の未来構想・戦略プランにおける課題
- ③ 改定の方向性
- ④ 改定の進め方

2. つくば市を取り巻く環境【資料2】

3. 意見交換【資料3】



議事(1)諮問第1号 「第2期つくば市戦略プラン」の改定について

①つくば市未来構想及び戦略プランの 改定方針について



《目次》

1. 改定方針

- ① つくば市未来構想・戦略プランの概要
- ② 現行の未来構想・戦略プランにおける課題
- ③ 改定の方向性
- ④ 改定の進め方

2. つくば市を取り巻く環境

3. 意見交換



① つくば市未来構想・戦略プランの概要

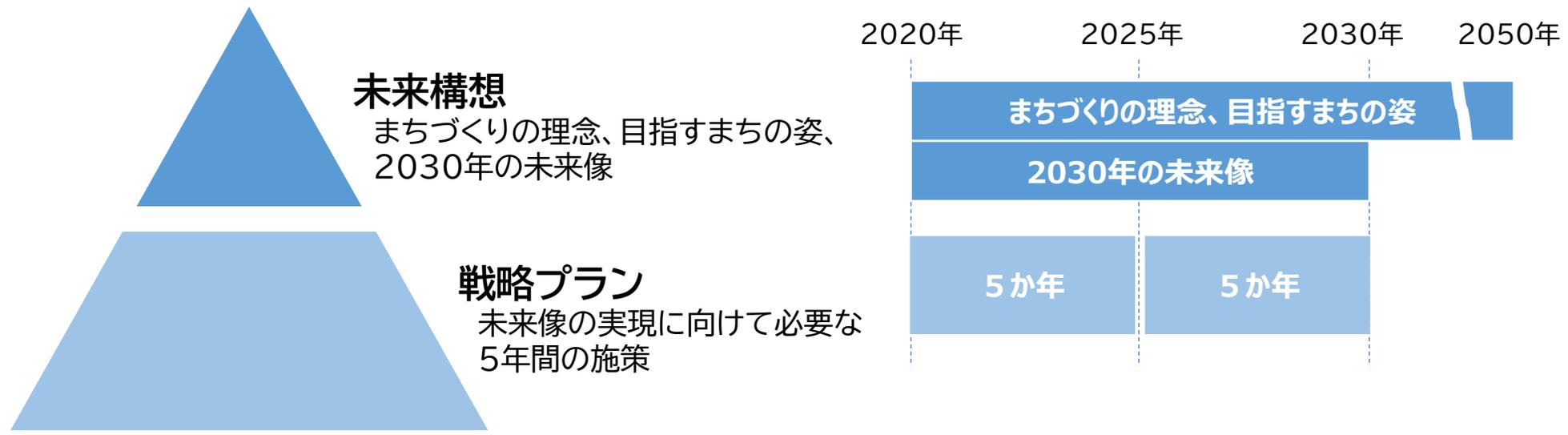
つくば市における **最上位の計画**

未来構想 2020▶2050

つくば市における全分野のまちづくりの指針となる構想で、21世紀半ば、およそ2050年頃を見据えたまちづくりの理念や目指すまちの姿を掲げています。
また、マイルストーンとして、2030年の未来像を示しています。

第2期戦略プラン 2020▶2024

未来構想で掲げた2030年の未来像の実現に向けて、重点的に取り組む必要がある5年間の施策を定めています。



① つくば市未来構想・戦略プランの概要

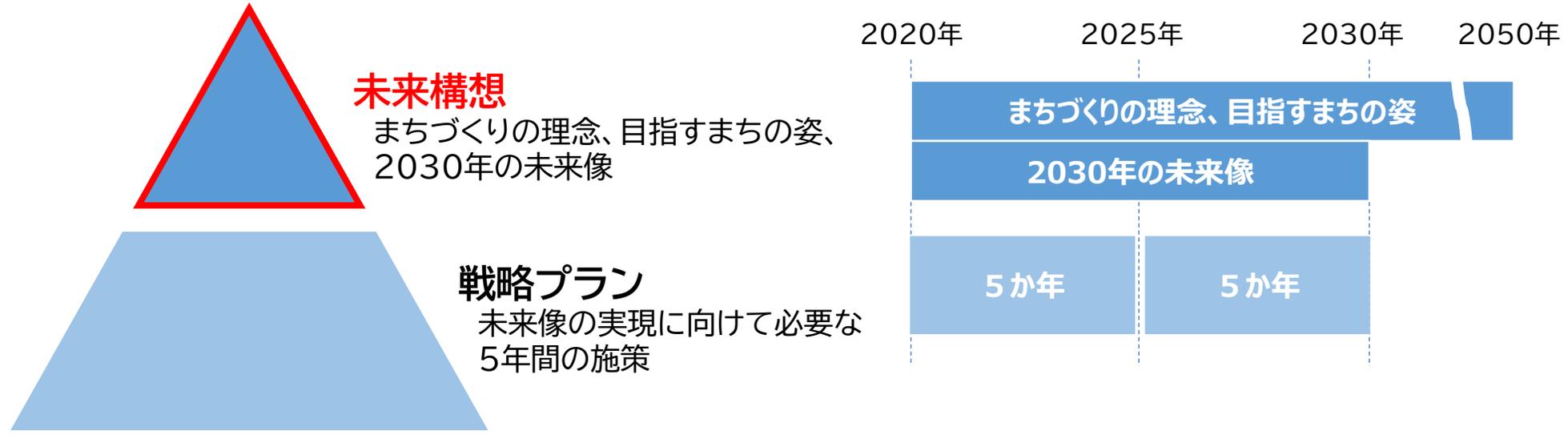
つくば市における **最上位の計画**

未来構想 2020▶2050

つくば市における全分野のまちづくりの指針となる構想で、21世紀半ば、およそ2050年頃を見据えたまちづくりの理念や目指すまちの姿を掲げています。
また、マイルストーンとして、2030年の未来像を示しています。

第2期戦略プラン 2020▶2024

未来構想で掲げた2030年の未来像の実現に向けて、重点的に取り組む必要がある5年間の施策を定めています。



① つくば市未来構想・戦略プランの概要

まちづくりの理念

つながりを力に 未来をつくる

顔と顔が見える

多様なコミュニティの中で、
顔と顔が見えるつながりをつくり、

挑戦を応援する

イノベーションを目指す 挑戦者を応援し、
挑戦を身近に感じながら
次世代を担うこどもたちが成長することで、
新たなまちの活力を生み出し、

未来をつくる

誰もが幸せを感じる未来をつくり、
さらなる好循環を生み出すことで、
まちを持続的に発展させていきます。

① つくば市未来構想・戦略プランの概要

目指すまちの姿

I 魅力をみんなで創るまち

市民が中心となり、多様なコミュニティの中で顔と顔が見え、人と人がつながり、つくばならではの魅力を高め、世界に示すまち。

II 誰もが自分らしく生きるまち

誰一人取り残されず、一人ひとりの安心が守られ、地域の隅々まで福祉がいきわたり、つくばに集うすべての人が自分らしく生き、自然豊かで幸せがあふれるまち。

III 未来をつくる人が育つまち

自分たちのまちと世界を知り、未来について考え、よりよい未来を次の世代に引き継いでいけるよう、自ら行動する人が育つまち。

IV 市民のために科学技術をいかすまち

市民の日々の生活や地球環境をよりよくするため、科学技術の成果を最大限活用し、課題解決に貢献するとともに、社会にイノベーションを生み出すまち。

I 魅力を みんなで 創るまち

I-1 市民と共に創る
まちの実現



I-2 資源をみかく
新たな魅力の創造



I-3 つくばならではの
街並みや体験の創出



I-4 世界中から人を
惹きつける魅力の発信



II 誰もが 自分らしく 生きるまち

II-1 地域が支え合う医療、
介護、福祉の実現



II-2 生涯いきいきと暮らせる
人生100年代の実現



II-3 日頃から地域で連携した
防災・防犯体制の構築



II-4 公共施設やインフラの
長期的な活用・維持



II-5 ライフスタイルに合わせた
多様な移動手段の構築



II-6 身近な自然を守り、
楽しみ、持続させる



III 未来を つくる人が 育つまち

III-1 こどもも親も
楽しく育つ環境の充実



III-2 じぶんの「好き」を見つけ
個性を伸ばす環境の充実



III-3 多様性をいかした誰もが
活躍できる社会の実現



IV 市民のために 科学技術を いかすまち

IV-1 未来を切り拓く
社会イノベーションの創出



IV-2 地元で頑張る組織や
人の持続的な成長



IV-3 新たな技術や価値の導入
によるまちの進化



IV-4 地球に優しく「ごみ」の
ない循環型社会の実現



① つくば市未来構想・戦略プランの概要

策定過程(平成30年～令和元年度)における市民参加の取組

市民の認知度・理解度を上げ、一体となり計画策定を進めるため、アンケートやワークショップ、未来構想キャラバンを実施しました。



ワークショップの様子



未来構想キャラバン つくば市長との意見交換会

研究所・
機関対象

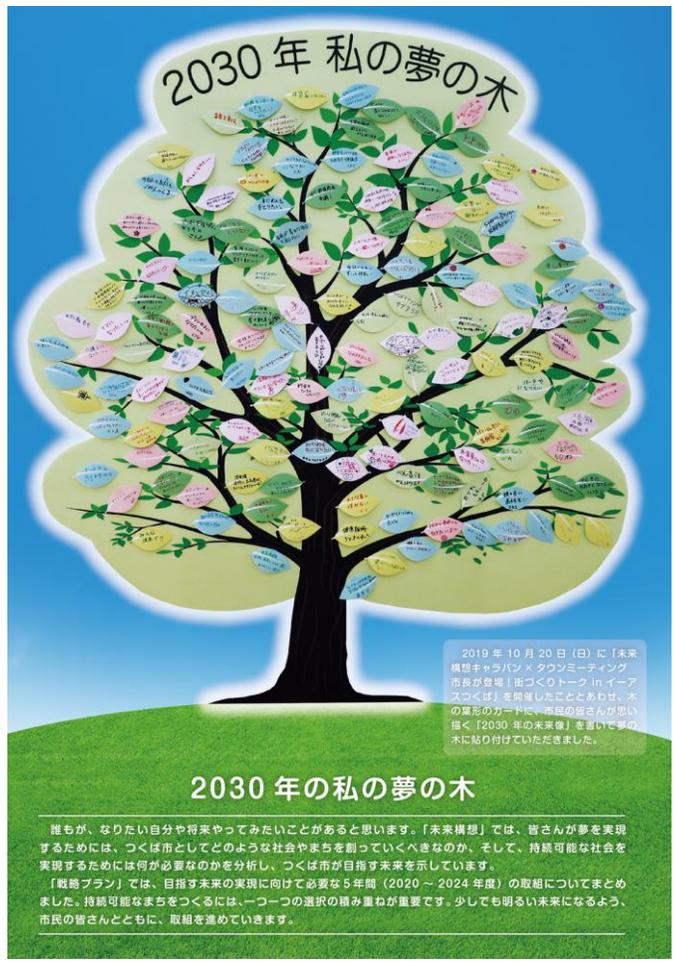
発行日：令和元年8月
編集・発行：つくば市 政策イノベーション部 企画経営課

◆ 研究所・機関の皆さんと市長がまちづくりを語るキャラバンが開催されました！

つくば市では、今後10年間の総合的な指針である未来構想の策定にあたり、市長とつくば市在勤の研究所・機関にお勤めの皆さんが、まちづくりについて意見交換をするキャラバンを開催しました。

筑波研究学園都市を支える皆さんからの貴重な意見をご紹介します。

日時：令和元年8月6日(火) 18:00~19:30
会議場所：B i V i つくば 2階交流サロン
参加者：11名(事務局含まず)



① つくば市未来構想・戦略プランの概要

つくば市における **最上位の計画**

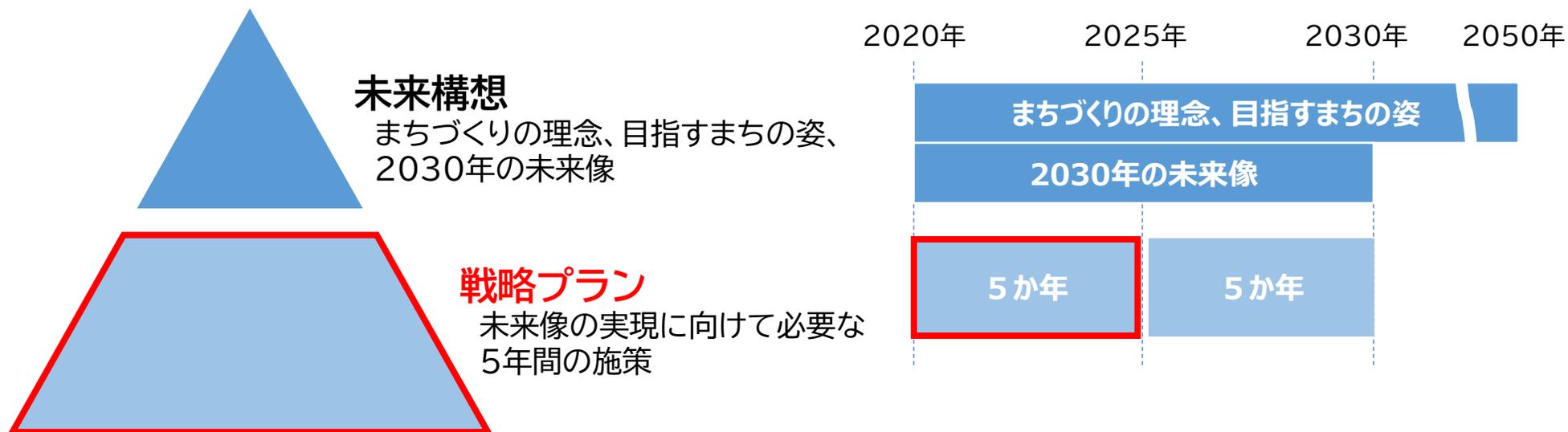
未来構想 2020▶2050

つくば市における全分野のまちづくりの指針となる構想で、21世紀半ば、およそ2050年頃を見据えたまちづくりの理念や目指すまちの姿を掲げています。

また、マイルストーンとして、2030年の未来像を示しています。

第2期戦略プラン 2020▶2024

未来構想で掲げた2030年の未来像の実現に向けて、重点的に取り組む必要がある5年間の施策を定めています。



① つくば市未来構想・戦略プランの概要

つくば市第2期戦略プランの施策体系

2030年の未来像から逆算して、実現のための施策を策定

目指すまちの姿

2030年の未来像(17)

基本施策(17)

個別施策(49)

I
魅力を
みんなで
創るまち

- I-1 市民と共に創るまちの実現
- I-2 資源をみがく新たな魅力の創造
- I-3 つくばならではの街並みや体験の創出
- I-4 世界中から人を惹きつける魅力の発信

- I-1 市民と共に創るまちづくりを推進する
- I-2 資源をみがき、魅力あふれるまちをつくる
- I-3 つくばならではの街並みや体験を創出する
- I-4 シティプロモーションを推進する

- 4 施策
- 5 施策
- 2 施策
- 2 施策

II
誰もが
自分らしく
生きるまち

- II-1 地域が支え合う医療、介護、福祉の実現
- II-2 生涯いきいきと暮らせる 人生 100 年時代の実現
- II-3 日頃から地域で連携した 防災・防犯体制の構築
- II-4 公共施設やインフラの 長期的な活用・維持
- II-5 ライフスタイルに合わせた 多様な移動手段の構築
- II-6 身近な自然を守り、楽しみ、持続させる

- II-1 地域が支え合い、医療、介護、福祉が充実したまちをつくる
- II-2 人生100年時代に生涯いきいきと暮らせるまちをつくる
- II-3 地域や市民一人ひとりの防災・防犯への備えを後押しする
- II-4 公共施設やインフラのマネジメントを推進する
- II-5 多様な移動手段があるまちをつくる
- II-6 身近な自然を守り、楽しみ、持続させる

- 5 施策
- 2 施策
- 3 施策
- 4 施策
- 2 施策
- 2 施策

III
未来を
つくる人が
育つまち

- III-1 こどもも親も楽しく育つ環境の充実
- III-2 じぶんの「好き」を見つけ個性を伸ばす環境の充実
- III-3 多様性をいかした誰もが活躍できる社会の実現

- III-1 こどもも親も楽しく育つ環境をつくる
- III-2 個性を伸ばし未来を切り拓く力を育む
- III-3 多様性をいかした誰もが活躍できる社会をつくる

- 3 施策
- 3 施策
- 1 施策

IV
市民のために
科学技術を
いかすまち

- IV-1 未来を切り拓く社会イノベーションの創出
- IV-2 地元で頑張る組織や 人の持続的な成長
- IV-3 新たな技術や価値の導入 によるまちの進化
- IV-4 地球に優しく「ごみ」のない循環型社会の実現

- IV-1 知識集約によってイノベーションを創出する
- IV-2 地元で頑張る組織や人が成長し続けるまちをつくる
- IV-3 市民のために新たな技術や価値を導入し、進化するまちをつくる
- IV-4 地球に優しく「ごみ」のない低炭素で循環型のまちをつくる

- 2 施策
- 2 施策
- 3 施策
- 4 施策

① つくば市未来構想・戦略プランの概要

基本施策と個別施策

I 魅力をみんなで創るまち

I-1 市民と共に創るまちづくりを推進する

- ①地域活動と市民チャレンジへの支援
- ②区会加入及び新規区会設立促進と活動支援
- ③市政への市民参加の推進
- ④SDGs普及による市民活動の促進

I-2 資源をみがき、魅力あふれるまちをつくる

- ①豊かな農資源を輝かせることによる魅力の創出
- ②豊かな資源をいかした観光の振興
- ③文化芸術の推進及び文化財の保存と活用
- ④スポーツでつながるまちの推進
- ⑤空き家・空き店舗等の有効活用の推進

I-3 つくばならではの街並みや体験を創出する

- ①魅力ある研究学園都市地域の推進
- ②地域資源をいかした持続的な周辺市街地の振興

I-4 シティプロモーションを推進する

- ①市民目線の効果的な広報の推進
- ②市内外へ向けたPRの推進

II 誰もが自分らしく生きるまち

II-1 地域が支え合い、医療、介護、福祉が充実したまちをつくる

- ①世代や分野を超えた地域の居場所づくりの拡充
- ②民生委員等のサポート強化と次世代の育成
- ③認知機能低下等の支援策情報発信と相談体制の充実
- ④地域で安心して暮らし続けるための福祉サービスの充実
- ⑤障害者の自立に向けた就労等の支援

II-2 人生100年時代に生涯いきいきと暮らせるまちをつくる

- ①一人ひとりのこころと体の健康づくりの支援
- ②誰もがつながり役割を持てる社会参加の環境整備

II-3 地域や市民一人ひとりの防災・防犯への備えを後押しする

- ①市の災害対策の推進や公共施設の機能維持
- ②自宅の安全・備蓄対策や地域での支えあいの推進
- ③防犯意識を高め、安全・安心を実感できる生活環境づくり

II-4 公共施設やインフラのマネジメントを推進する

- ①公共施設・インフラの効果的な維持管理の推進
- ②保有資産の有効活用の推進
- ③保有資産の適正化
- ④公共施設やインフラ管理への先端技術等の導入

II-5 多様な移動手段があるまちをつくる

- ①まちづくりを支える公共交通ネットワークの構築
- ②自動車から自転車への転換の推進

II-6 身近な自然を守り、楽しみ、持続させる

- ①身近な自然を楽しむ環境づくり
- ②自発的な保全活動の推進

① つくば市未来構想・戦略プランの概要

Ⅲ 未来をつくる人が育つまち

Ⅲ-1 こどもも親も楽しく育つ環境をつくる

- ①こどもを安心して生み育てられる環境整備
- ②ニーズに対応した子育て環境の整備
- ③こどもも親も楽しめる遊べる場の整備

Ⅲ-2 個性を伸ばし未来を切り拓く力を育む

- ①個性を伸ばし未来を切り拓く力を育む学校教育の創出
- ②魅力ある放課後の創出
- ③就学前における子どもの遊びや体験の充実

Ⅲ-3 多様性をいかした誰もが活躍できる社会をつくる

- ①多様性をいかした社会の推進

Ⅳ 市民のために科学技術をいかすまち

Ⅳ-1 知識集約によってイノベーションを創出する

- ①新たな共創の仕組みづくり
- ②社会実装の推進によるイノベーション創出

Ⅳ-2 地元で頑張る組織や人が成長し続けるまちをつくる

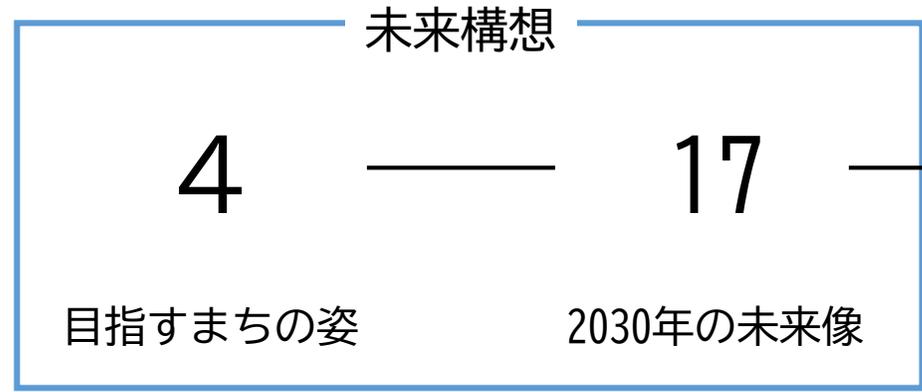
- ①地域産業人材の確保・定着の推進
- ②地元企業等の新たなチャレンジの支援

Ⅳ-3 市民のために新たな技術や価値を導入し、進化するまちをつくる

- ①人とテクノロジーが共生するスマートシティの推進
- ②データで市民を豊かにするまちの推進
- ③書かない・待たない・行かないデジタル窓口の推進

Ⅳ-4 地球に優しくごみのない低炭素で循環型のまちをつくる

- ①食品ロス削減に向けた意識啓発
- ②再資源化、再利用化の推進
- ③環境美化活動の推進
- ④低炭素化の推進



① つくば市未来構想・戦略プランの概要

I

魅力を
みんなで
創るまち

令和6年度事業計画の方向性

I-1 市民と共に創る
まちづくりを推進する



I-1-① 地域活動と市民チャレンジへの支援

完成イメージ



- 市民活動団体等のチャレンジを支援する情報の提供や相談体制の整備に加え、センター地区に新たにオープンする「つくば市民センター」を活用し、市民の交流を活性化していく。
- 「アイラブつくばまちづくり寄附基金」を活用した市民活動団体等の主体的な提案への補助金交付、フェイスブック「つくば市民活動のひろば」による情報発信等により、市民活動の更なる促進を図っていく。
- 市民活動を行う上で新たな選択肢となる「労働者協同組合」の周知や、設立を目指す団体等に対する相談・支援等に継続して取り組んでいく。

つくば市民センターの開設 2/12予定

つくばセンタービルの公共施設をリニューアルし、現在の吾妻交流センター、市民活動センター、消費生活センターの3施設に国際交流拠点の機能を加え、集約した新たな市民活動施設「コリドイオ」を整備中です。その施設内に、**令和6年(2024年)2月**、吾妻交流センターと市民活動センターの機能を併せた施設として、「つくば市民センター」が誕生します。



	改修前	改修後
1階	小ホール、アイアイモールの一部、市民活動センター	音楽室、調理・実習室、和室、社会貢献活動支援室、印刷作業室、フリースペース、図書コーナー、事務室、消費生活センター等
2階	イノベーションプラザの事務室等	ノバホール小ホール
3階	イノベーションプラザ会議室	大・小会議室、多文化共生ルーム(国際交流拠点)

※赤文字が「つくば市民センター」



Ⅱ

誰もが
自分らしく
生きるまち

令和6年度事業計画の方向性

Ⅱ-5

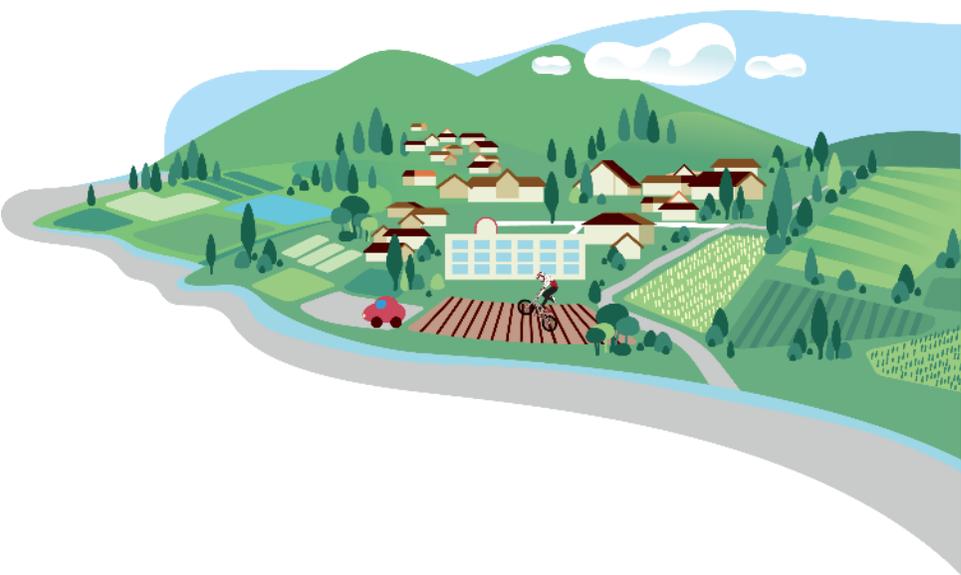
多様な移動手段があるまちをつくる

Ⅱ-5

ライフスタイルに合わせた
多様な移動手段の構築



Ⅱ-5-②自動車から自転車への転換の推進



- 市民の自転車利用の推進に向けて、「自転車活用推進計画」の策定や自転車拠点「サイクルパークつくば」の供用、弱虫ペダルサイクリングチームとの連携により、市民の自転車親和性の向上や安全利用意識の醸成、地域振興を図っていく。
- シェアサイクル実証実験事業「つくチャリ」（実験期間：令和3年10月から令和6年9月）については、当初の想定を上回る利用がされていることから本格運行に向け、事業スキームの検討を進めていく。

概要（サイクルパークつくば【筑波山ゲートパーク内】）

○施設の概要

所在地 つくば市北条4160番地（旧筑波東中学校）
開場時間 9：00から16：30まで
休場日 毎週火曜日から木曜日まで（祝日は振替営業）
年末年始（12月29日から1月3日まで）

○主要施設

- | | |
|--------------|---------------|
| ①BMXレーシングコース | ⑤更衣室 |
| ②シャワー室 | ⑥自転車点検・修理スペース |
| ③会議室 | ⑦休憩スペース |
| ④屋内運動場 | ⑧屋上観覧スペース |

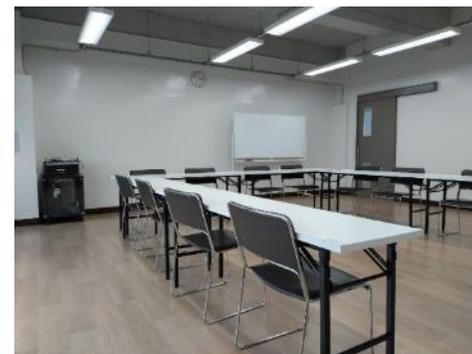
○令和6年度の予定

維持管理及び供用に専門的な知見が必要となるBMXレーシングコース等を有効に活用し、魅力的な施設運営を行うため民間事業者の知見やノウハウをいかせる指定管理者制度を導入します。

大規模なBMXレーシング競技会の開催を目指して誘致活動を実施します。



BMXレーシングコース（上級者用）



会議室

概要（シェアサイクル「つくチャリ」）

○事業の概要

つくばエクスプレスつくば駅及び研究学園駅を中心とした概ね2km圏域内にサイクルポートを設置し、スマホアプリで利用可能なシステムを備えたシェアサイクル事業を展開する。

サイクルポート数：23か所、配置自転車：58台

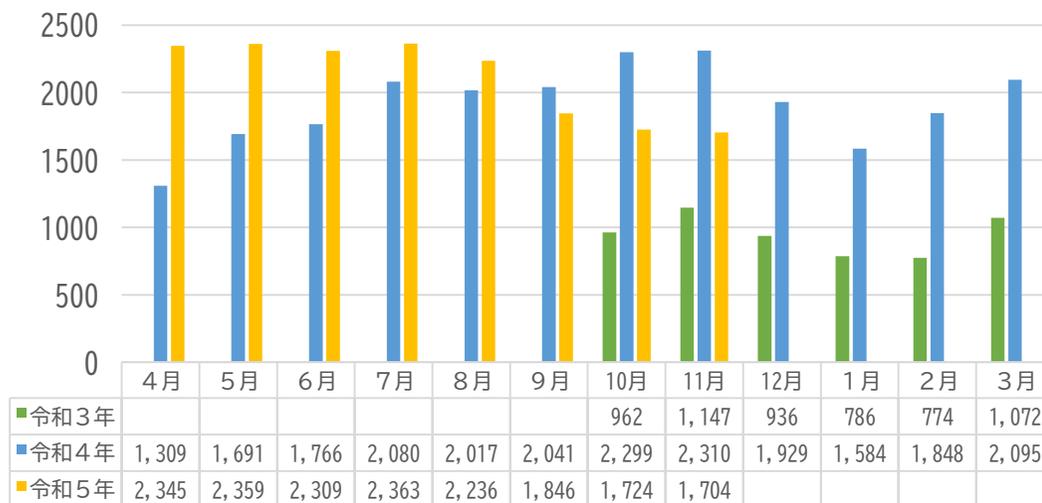


研究学園駅前サイクルポート

○利用実績

令和3年10月の事業開始以来、利用実績は事業設計時の予測を超えて推移している。

老朽化による自転車の稼働率の低下を防ぐため、事業を継続する際には計画的に更新を進めていく必要がある。



○令和6年度の予定

実証実験が令和6年9月で終了するため、令和6年10月からの事業の在り方を検討していく。

Ⅲ

未来を
つくる人が
育つまち

令和6年度事業計画の方向性

Ⅲ-1

こどもも親も 楽しく育つ環境をつくる

Ⅲ-1

こどもも親も
楽しく育つ環境の充実



Ⅲ-1-②ニーズに対応した子育て環境の整備



- 多様化する保育ニーズに対応するため、引き続き、民間保育園等に対し、障害児保育事業や子ども・子育て支援事業等の補助金を交付していく。
- 保育士等の確保及び離職防止のため、引き続き、処遇改善助成金及び就労促進助成金を交付していく。**
- 待機児童解消のため、保育園等の整備事業に対し補助するとともに、**一時預かりや病児保育を充実させていく。**

保育士等の確保及び離職防止

世界のあしたが見えるまち。TSUKUBA

つくば市は **保育士・保育教諭** を **応援** します。

処遇改善

月額3万円

市内の私立保育所等に勤務する常勤保育士
(無期雇用・月給制の方)

家賃補助

月額2万円
(最大)

前年度の4月以降に市内に就労・転入した常勤保育士
(最大12か月支給)

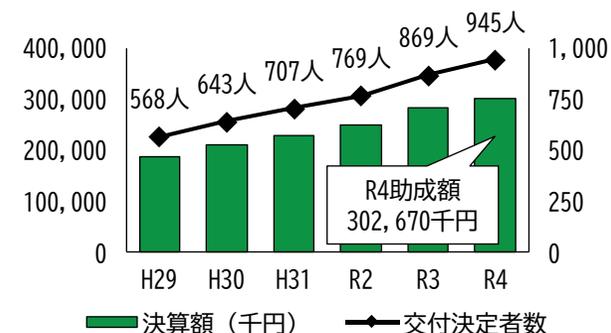
つくば市保育士等処遇改善助成金(処遇改善)
つくば市保育士就労促進助成金(家賃補助)

つくば市こども部幼児保育課
〒305-8555 つくば市研究学園一丁目1番地1
☎ 029-883-1111 (代表) 裏面をご覧ください

つくば市保育士等処遇改善助成金

交付対象 市内の私立保育所等に勤務する常勤保育士

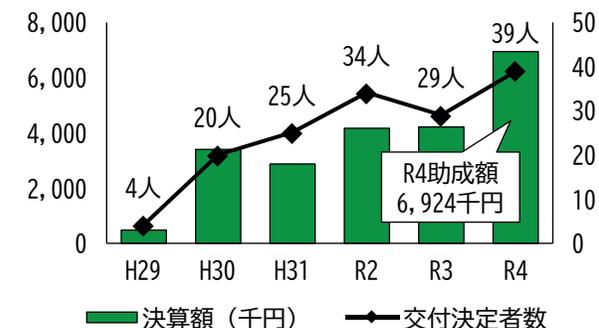
交付内容 月額3万円の処遇改善を実施



つくば市保育士就労促進助成金 (家賃補助)

交付対象 新たに市内に転入し、市内の私立保育所等で勤務を始めた常勤保育士

交付内容 月額2万円を上限に家賃補助を交付



▶ 保育の受け皿の量的拡大への対応及び保育の質の向上のため、引き続き助成金事業を行っていく。

一時預かり保育/病児・病後児保育の充実

一時預かり保育事業

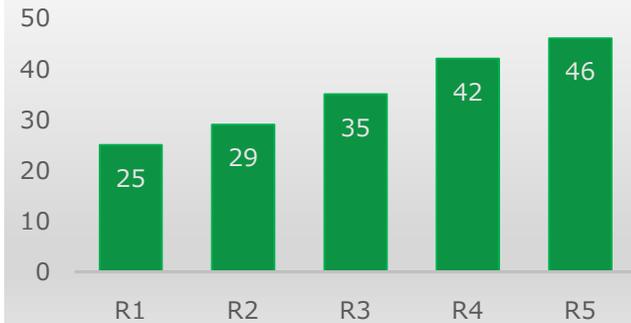
概要

就学前の乳幼児で、保護者のリフレッシュや日常生活上の突発的な事情により、家庭で保育できない時に、一時的に預けることができる制度

対象施設

保育所、認定こども園、小規模保育事業、認可外保育施設、子育て支援センター等
市内 46か所 ※R5.11現在
(一部休止中の施設あり)

実施施設数



病児・病後児保育事業

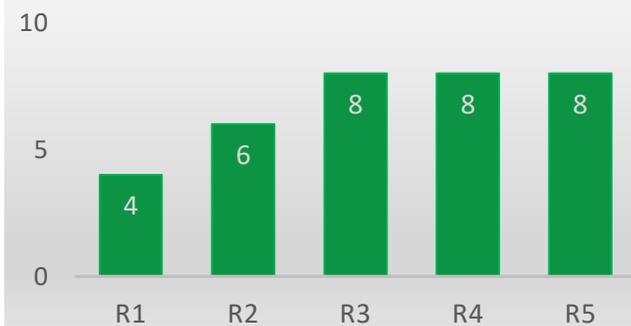
概要

乳幼児及び保育が必要な児童において、疾病等により集団保育や家庭での保育が困難な時に、一時的に預けることができる制度

対象施設

保育所、病児保育専用施設
市内 8か所 ※R5.11現在
(一部休止中の施設あり)

実施施設数



両事業における現状の課題

空いていない、予約が取りにくい等、利用者の利便性の向上が課題

▶ 受入れ施設の拡充及び予約システムの導入の検討を行っていく

IV

誰もが
自分らしく
生きるまち

令和6年度事業計画の方向性

IV-3

市民のために新たな
技術や価値を導入し、
進化するまちをつくる

IV-3 新たな技術や価値の導入
によるまちの進化



IV-3-①人とテクノロジーが共生するスマートシティの推進



つくば市情報格差解消促進事業

スマホ講座を
受けてみませんか？



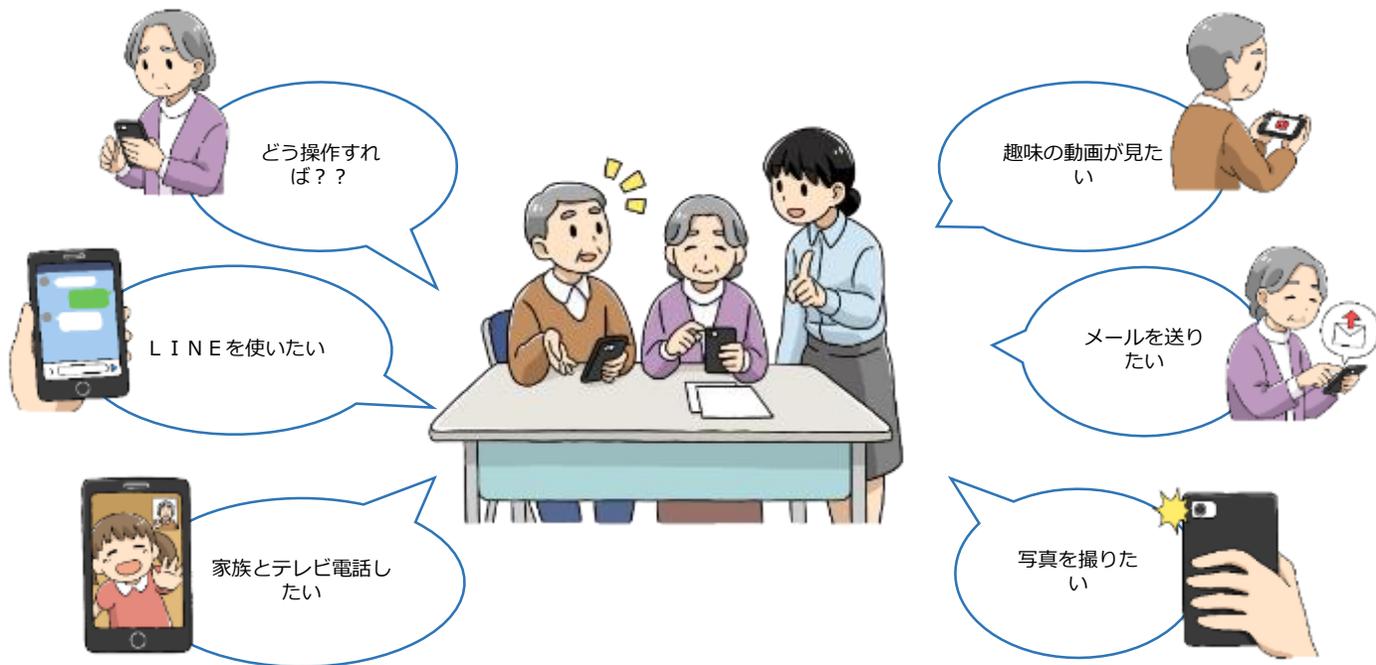
- ✓ スマートフォンをお持ちではない方には通話料・通信料無料で2カ月間スマートフォンを貸し出します
- ✓ スマートフォンをお持ちで操作に不安がある方もご自身のスマートフォンで講習会に参加できます

使い方は無料の講習会で丁寧に説明します

最大
170台
貸出

- 将来実施を目指すインターネット投票の実現に向けた模擬投票やつくばセンター地区でのパーソナルモビリティのシェアリングサービスの実証等を実施していく。
- 引き続き、市民と先端的サービスの接点となるスマートフォンの保有率向上を見据え、**スマホ講座等の促進事業を実施するとともに、多言語ポータルアプリ「つくスマ」の機能を拡充していく。**

スマホ講座等（情報格差解消促進事業）



市民と先端的サービスの接点となるデバイス（スマートフォン等）の保有率向上及び情報格差解消を見据え、参加人数や対象地区を拡大して実施。

多言語ポータルアプリ「つくスマ」

行政分野を含め、スマートシティの様々なサービスのタッチポイントとしての「つくスマ」

外国人
書かない・待たない・行かない窓口を
行かない窓口

子育て世代
いつでもどこからでも医療と安心を
遠隔診療
ヘルスケア

高齢者
周辺部の点在するお店をもっと近くに
各種MaaS
シェアリング

障害者等
オンラインでいつでもどこからでも選挙の投票を
インターネット投票

科学で新たな選択肢を人々に多様な幸せを
「場所」から「人」へ

市役所
スーパー 薬局等
病院
投票所

必要など必要となる場合へあらゆる移動手段を

日常使いの機能を提供し、より身近な「つくスマ」にする。

必要なときにいつでも使えるようにするため、多くの市民につくスマを身近なものにする。

つくカード機能



移動スーパー見える化



つくば市スマートアプリ「つくスマ」新機能
高齢者運賃割引証

紙版同様
画面表示で
運賃半額

つくば市内各バス・路線以上の方、つくば市・つくば駅・つくば市役所

スマホとマイナンバーカードがあれば市の窓口に行かなくても、デジタル版の高齢者運賃割引証を申請・発行できます！

さらにこの高齢者運賃割引証を申請・発行すれば、つくば市立中央図書館でも紙版と同様にデジタル版の割引証を利用できます。

つくば市立中央図書館
つくば市立中央図書館
つくば市立中央図書館

お問い合わせ
つくば市 科学技術推進課
電話 029-882-1111(内線9分) 受付時間 月～金 9:00～16:30

申請先
つくば市立中央図書館
〒305-8585 茨城県つくば市中央1-1-1
TEL 029-882-1111

① つくば市未来構想・戦略プランの概要

基本施策の指標

I 魅力をみんなで創るまち

市民が中心となり、多様なコミュニティを超えて顔と顔が見え、人と人がつながり、つくばならではの魅力を高め、世界に示すまち。

今後5年間で取り組むこと

施策の指標（例）

I-1 市民と共に創るまちづくりを推進する

- 地域活動と市民チャレンジへの支援
- 区会加入及び新規区会設立促進と活動支援
- 市政への市民参加の推進
- SDGs普及による市民活動の促進

市政に市民が参加できる環境が整っていると思う市民の割合



I-2 資源をみがき、魅力あふれるまちをつくる

- 豊かな農資源を輝かせることによる魅力の創出
- 豊かな資源をいかした観光の振興
- 文化芸術の推進及び文化財の保存と活用
- スポーツでつながるまちの推進
- 空き家・空き店舗等の有効活用の推進

つくば市の魅力を市外の友人に紹介したい（自慢したい）と思う人の割合



I-3 つくばならではの街並みや体験を創出する

- 魅力ある研究学園都市地域の推進
- 地域資源をいかした持続的な周辺市街地の振興

これからもつくば市に住みたいと思う人の割合



I-4 シティプロモーションを推進する

- 市民目線の効果的な広報の推進
- 市内外へ向けたPRの推進

つくば市に「愛着がある」と回答する人の割合



II 誰もが自分らしく生きるまち

誰一人取り残されず、一人ひとりの安心が守られ、地域の隅々まで福祉がいきわたり、つくばに集うすべての人が自分らしく生き、自然豊かで幸せがあふれるまち。

今後5年間で取り組むこと

施策の指標（例）

II-1 地域が支え合い、医療、介護、福祉が充実したまちをつくる

- 世代や分野を超えた地域の居場所づくりの拡充
- 民生委員等のサポート強化と次世代の育成
- 認知機能低下等の支援策情報発信と相談体制の充実
- 地域で安心して暮らし続けるための福祉サービスの充実
- 障害者の自立に向けた就労等の支援

高齢者が安心して住み続けられる環境が整っていると思う人の割合



住みやすい理由として充実した医療機関・福祉サービスを挙げる人の割合



II-2 人生100年時代に生涯いきいきと暮らせるまちをつくる

- 一人ひとりのこころと体の健康づくりの支援
- 誰もがつながり役割を持てる社会参加の環境整備

健康寿命の延伸



II-3 地域や市民一人ひとりの防災・防犯への備えを後押しする

- 市の災害対策の推進や公共施設の機能維持
- 自宅の安全・備蓄対策や地域での支えあいの推進
- 防犯意識を高め、安全・安心を実感できる生活環境づくり

地域の住民が協力して行う防犯活動へ参加している人の割合



II-4 公共施設やインフラのマネジメントを推進する

- 公共施設・インフラの効果的な維持管理の推進
- 保有資産の有効活用の推進
- 保有資産の適正化
- 公共施設やインフラ管理への先端技術等の導入

公共施設・インフラについての「個別施設計画（長寿命化計画）」の策定数



II-5 多様な移動手段があるまちをつくる

- まちづくりを支える公共交通ネットワークの構築
- 自動車から自転車への転換の推進

日常利用する交通手段が自家用車である人の割合



II-6 身近な自然を守り、楽しみ、持続させる

- 身近な自然を楽しむ環境づくり
- 自発的な保全活動の推進

住みやすいと感じる主な理由に「豊かな自然」を挙げる人の割合



Ⅲ 未来をつくる人が育つまち

自分たちのまちと世界の未来について考え、よりよい未来を次の世代に引き継いでいけるよう、自ら行動する人が育つまち。

今後5年間で取り組むこと

施策の指標（例）

Ⅲ-1 こどもも親も楽しく育つ環境をつくる

- こどもを安心して生み育てられる環境整備
- ニーズに対応した子育て環境の整備
- こどもも親も楽しめる遊べる場の整備

つくば市には安心してこどもを生み育てられる環境が整っていると感じる人の割合

59.1% ▶ 70.0%
2019年度 2024年度

Ⅲ-2 個性を伸ばし未来を切り拓く力を育む

- 個性を伸ばし未来を切り拓く力を育む学校教育の創出
- 魅力ある放課後の創出
- 就学前における子どもの遊びや体験の充実

将来の夢や目標を持つ児童生徒の割合

77.5% ▶ 80.0%
2018年度 2024年度

Ⅲ-3 多様性をいかした誰もが活躍できる社会をつくる

- 多様性をいかした社会の推進

自分らしく自分のやりたいことができる社会であると思う人の割合

55.7% ▶ 64.1%
2019年度 2024年度

Ⅳ 市民のために科学技術をいかすまち

市民の日々の生活や地球環境をよりよくするため、科学技術の成果を最大限活用し、課題の解決に貢献するとともに、社会にイノベーションを生み出すまち。

今後5年間で取り組むこと

施策の指標（例）

Ⅳ-1 知識集約によってイノベーションを創出する

- 新たな共創の仕組みづくり
- 社会実装の推進によるイノベーション創出

技術系の新規創業者数

40件 ▶ 50件
(2014~2018年度実績合計) 2020~2024年度

Ⅳ-2 地元で頑張る組織や人が成長し続けるまちをつくる

- 地域産業人材の確保・定着の推進
- 地元企業等の新たなチャレンジの支援

新規創業に伴う新規就職者数

現状値なし ▶ 390人
2020~2024年度

Ⅳ-3 市民のために新たな技術や価値を導入し、進化するまちをつくる

- 人とテクノロジーが共生するスマートシティの推進
- データで市民を豊かにするまちの推進
- 書かない・待たない・行かないデジタル窓口の推進

先進的な製品・サービスが暮らしの中にかかされていると思う人の割合

11.8% ▶ 50.0%
2019年度 2024年度

Ⅳ-4 地球に優しくごみのない低炭素で循環型のまちをつくる

- 食品ロス削減に向けた意識啓発
- 再資源化、再利用化の推進
- 環境美化活動の推進
- 低炭素化の推進

1人1日あたりの生活系ごみの排出量

695g/人・日 ▶ 668g/人・日
2018年度 2024年度



① つくば市未来構想・戦略プランの概要

参考：第2期つくば市戦略プランの指標推移について

基本 施策	指標 【単位・増加目標↗ / 減少目標↘】	従前値	2020	2021	2022	目標値	目標値
						2022	2024
I-1	市政に市民が参加できる環境が整っていると思う市民の割合【%・↗】	29.4	-	30.7	30.6	35.8	40.0
I-2	つくば市の魅力を市街の友人に紹介したい(自慢したい)と思う人の割合【%・↗】	57.0	-	58.3	59.9	58.8	60.0
I-3	これからもつくば市に住み続けたいと思う人の割合【%・↗】	53.5	-	52.2	51.2	55.3	56.2
I-4	つくば市に「愛着がある」と回答する人の割合【%・↗】	35.4	-	34.6	36.4	36.8	38.9
II-1	高齢者が安心して住み続けられる環境が整っていると思う人の割合【%・↗】	31.4	-	35.1	34.6	33.2	34.4
	住みやすい理由として充実した医療機関・福祉サービスを挙げる人の割合【%・↗】	32.1	-	26.5	28.5	33.9	35.1
II-2	健康寿命【歳・↗】	80.9	82	82.4	82.3	81.2	81.4
II-3	地域の住民が協力して行う防犯活動へ参加している人の割合【%・↗】	15.8	-	13.1	14.1	16.8	17.4
II-4	公共施設・インフラについての「個別施設計画(長寿命化計画)」の累計策定数【件・↗】	5.0	9.0	11.0	14.0	8.0	10.0
II-5	日常利用する交通手段が自家用車である人の割合【%・↘】	85.8	-	89.1	88.4	84.5	83.5
II-6	住みやすいと感じる主な理由に「豊かな自然」を挙げる人の割合【%・↗】	59.3	-	57.5	57.1	59.7	60.0
III-1	つくば市には安心して子どもを生み育てられる環境が整っていると感じる人の割合【%・↗】	59.1	-	64.3	61.0	65.7	70.0
III-2	将来の夢や目標を持つ児童・生徒の割合【%・↗】	78.6	73.9	74.5	73.9	79.1	80.0
III-3	「自分らしく自分のやりたいことができる社会である」と思う人の割合【%・↗】	55.7	-	55.3	57.4	60.8	64.1
IV-1	技術系の累計新規創業数【件・↗】	40	10	19	29	30.0	50
IV-2	新規就業に伴う新規就職者数【人・↗】	-	124	211	331	234	390
IV-3	先端的な製品・サービスが暮らしの中に生かされていると思う人の割合【%・↗】	11.8	-	14.4	19.4	40.0	50
IV-4	一人一日当たりの生活系ごみの排出量【g/人日・↘】	695	678.5	658	634.2	678.8	668

① つくば市未来構想・戦略プランの概要

参考: 第2期つくば市戦略プランの評価結果について(令和4年度)

令和4年度(2022年度)は、計画の中間年度にあたるため、3年間の指標の推移も参照しつつ、指標の達成状況の評価を行いました。

基本施策の進捗状況

進捗状況	施策数
順調: 2022年度の目標を達成している	6
概ね順調: 2022年度の目標の達成率が80%以上、100%未満である	5
やや遅れ: 2022年度の目標が80%未満である	1
遅れ: 2022年度の目標を達成しておらず、かつ、基準年度より悪化	6

※基本施策Ⅱ-1のみ2つの指標が設けられているため、基本施策の数(17)と表の合計数は異なる。

- ・指標値が最終目標値を達成した基本施策: 4施策
- ・指標値が目標設定当初の従前値を下回った基本施策: 6施策

- ・新型コロナウイルス感染症の影響を受けていた事業については対策が定着し、講座やイベント等も再開されつつあった。
- ・指標の一部では、設定当初の従前値を下回った指標が見られたが、新型コロナウイルス感染症は市民生活に大きな変化をもたらしたことから、その影響を受けた指標も一部あると考えられる。

(未来構想等推進会議評価総括から一部抜粋)

基本施策の総合評価 (基本施策の指標や紐づく個別施策の評価等に基づく)

評価段階		施策数
↑ 高	S	0
	A	7
	B	9
	C	1
低	D・E	0

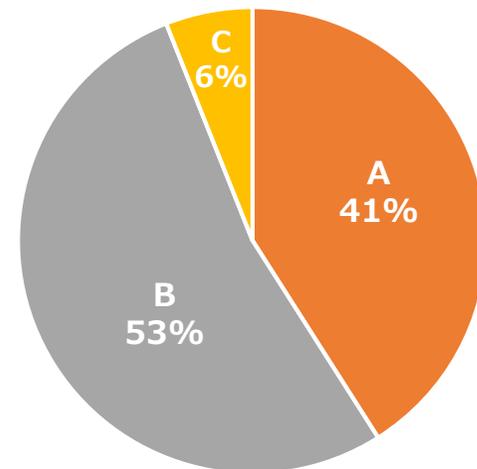


図. 総合評価 (17基本施策)

《目次》

1. 改定方針

- ① つくば市未来構想・戦略プランの概要
- ② 現行の未来構想・戦略プランにおける課題
- ③ 改定の方向性
- ④ 改定の進め方

2. つくば市を取り巻く環境

3. 意見交換



② 現行の未来構想・戦略プランにおける課題

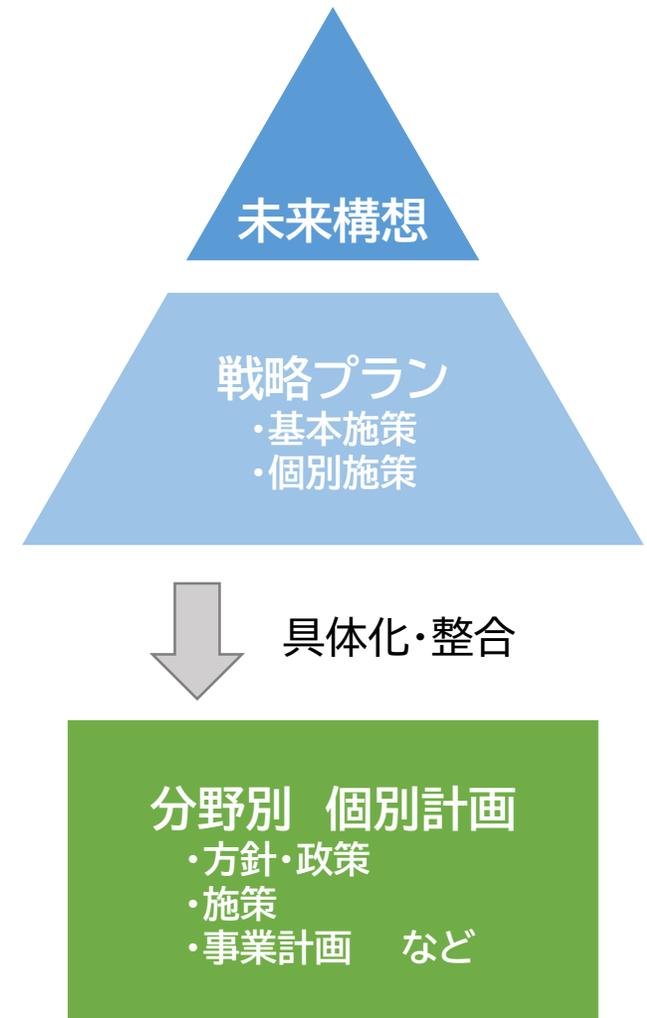
社会情勢の変化への対応

新型コロナウイルス感染症の世界的な流行をはじめ、社会情勢が急速に変化する中、計画分野が広範にわたり、かつ計画期間を5年間としている第2期つくば市戦略プランにおいては、**時勢を捉えた素早く柔軟な対応**が課題となっています。

個別計画との関係

第2期つくば市戦略プランにおいて、個別計画は、各分野について今後の取組方針や施策の展開内容を記したものであり、2030年の未来像を実現させる推進力となるものとして位置づけ、随時、未来構想・戦略プランとの整合を図ることであります。

しかし、現状、戦略プランと個別計画のそれぞれで指標等を用いた進行管理を実施するなど、一部では**重複した管理**が生じており、双方の整合性や事務負担における課題となっています。



《目次》

1. 改定方針

- ① つくば市未来構想・戦略プランの概要
- ② 現行の未来構想・戦略プランにおける課題
- ③ 改定の方向性**
- ④ 改定の進め方

2. つくば市を取り巻く環境

3. 意見交換



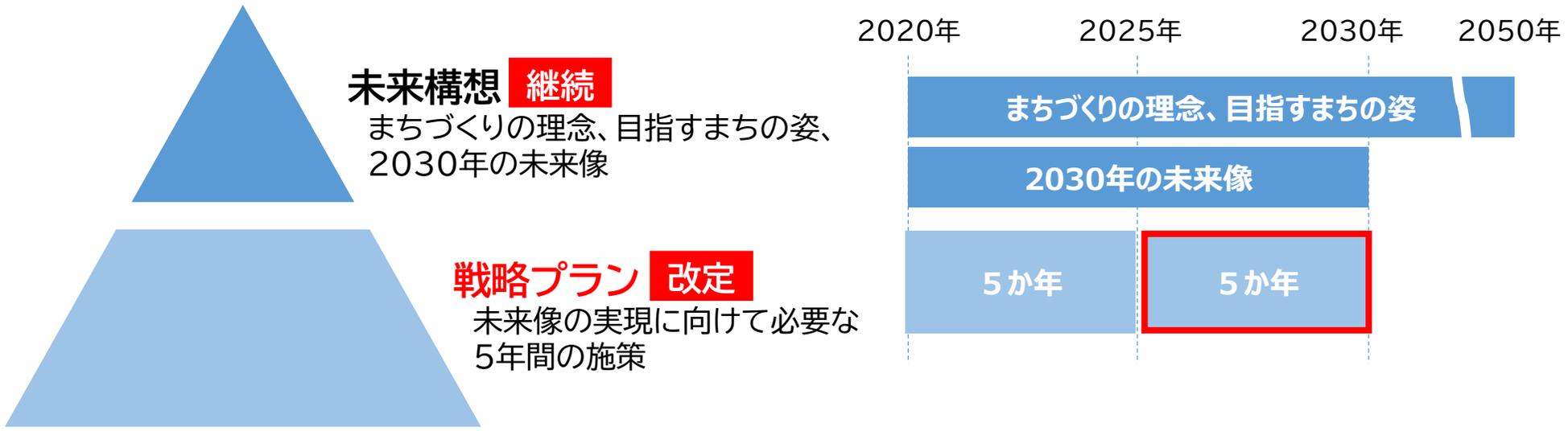
③ 改定の方向性

基本的な考え方

本改定は、未来構想で描いた2030年の未来像を実現するための、後半5年間における施策をまとめるものであるため、未来構想で掲げている「まちづくりの理念」や「目指すまちの姿」、「2030年の未来像」については、原則継続します。

現行の第2期つくば市戦略プランの計画終期が令和6年度(2024年度)であることから、令和7年度(2025年度)から令和11年度(2029年度)までの5か年を計画期間とします。

改定作業に当たっては、第2期戦略プランを適正に評価するとともに、将来の社会環境の変化を的確に捉え、審議会の開催や意見交換会等により、市民意見を反映させながら進めます。



③ 改定の方向性

計画の構成

昨今の社会経済情勢の変化にいち早く対応できるような計画体系の実現及び個別計画との重複管理等の解消を目指します。

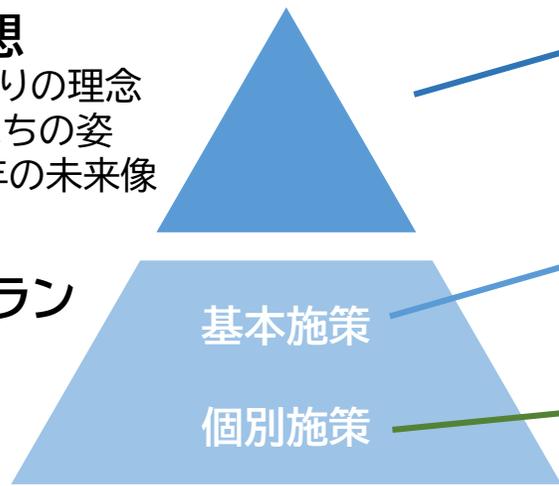
➡未来構想と個別計画をつなぐための計画へ

- ①基本施策部分は、未来構想と個別計画をつなぐ役割を担う中心的な部分として、更新する。
- ②個別施策部分は、各個別計画との重複が見られることから、その役割を個別計画へ委ねる。
- ③指標等による進行管理は各個別計画に委ね、未来像に関連する代表的な参考指標を設定し、随時公開する。(≡ダッシュボード化)
ただし、計画更新時(2029年)のみ、総括として評価を実施する。

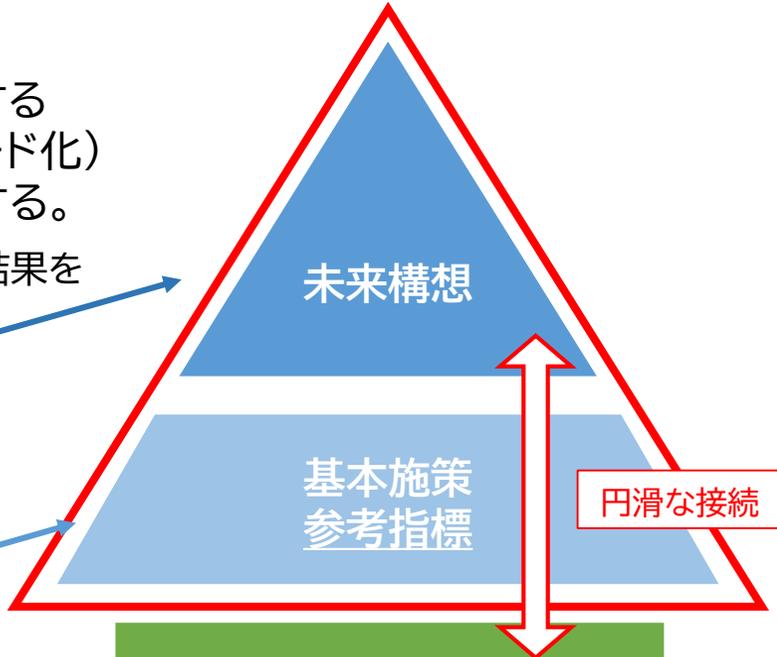
※現在、つくば市における個別計画の状況を調査・分析中のため、その結果を踏まえて、上記の方針を更新予定です。

未来構想
まちづくりの理念
目指すまちの姿
2030年の未来像

戦略プラン



継続
更新



分野別 個別計画
・方針・政策
・施策
・事業計画 など

委ねる

③ 改定の方角性

構成イメージ

継続

未来構想(2020-2050) (10年見直し)

- 第1章 目的・構成・期間
- 第2章 社会情勢等
- 第3章 地域特性
- 第4章 市民の声
- 第5章 人口財政の現状と推計フレーム
- 第6章 まちづくりの理念
・目指すまちの姿
- 第7章 人口ビジョン
- 第8章 土地利用構想

今後の審議会で特に
ご意見をいただきたい部分

第2期戦略プラン (2020-2024)

- 第1章 未来構想の概要
- 第2章 まち・ひと・しごと創生との連携
- 第3章 戦略プランの基本的な考え方
- 第4章 個別計画の位置づけ
- 第5章 基本施策と個別施策

更新

[基本施策]17個

- ・目指すべき未来像
- ・ギャップと施策の方角性
- ・今後5年間で取り組むこと
- ・基本施策の指標

[個別施策]49個

- ・個別施策の目的と方角性
- ・個別施策の現状
- ・個別施策の指標
- ・主要プロジェクト

分野別 個別計画

【構成例】

- ・目的と方角性
- ・現状
- ・指標
- ・事業

体系及び方角性を整え、個別施策相当の役割を担えるよう、策定・改定における手引き等の作成を検討。

役割を委ねる

進行管理

- ・個別計画で行い、戦略プランでは、代表的な参考指標を随時公開（ダッシュボード化）
- ・計画更新時のみ、戦略プランの総括として実施

《目次》

1. 改定方針

- ① つくば市未来構想・戦略プランの概要
- ② 現行の未来構想・戦略プランにおける課題
- ③ 改定の方向性
- ④ 改定の進め方

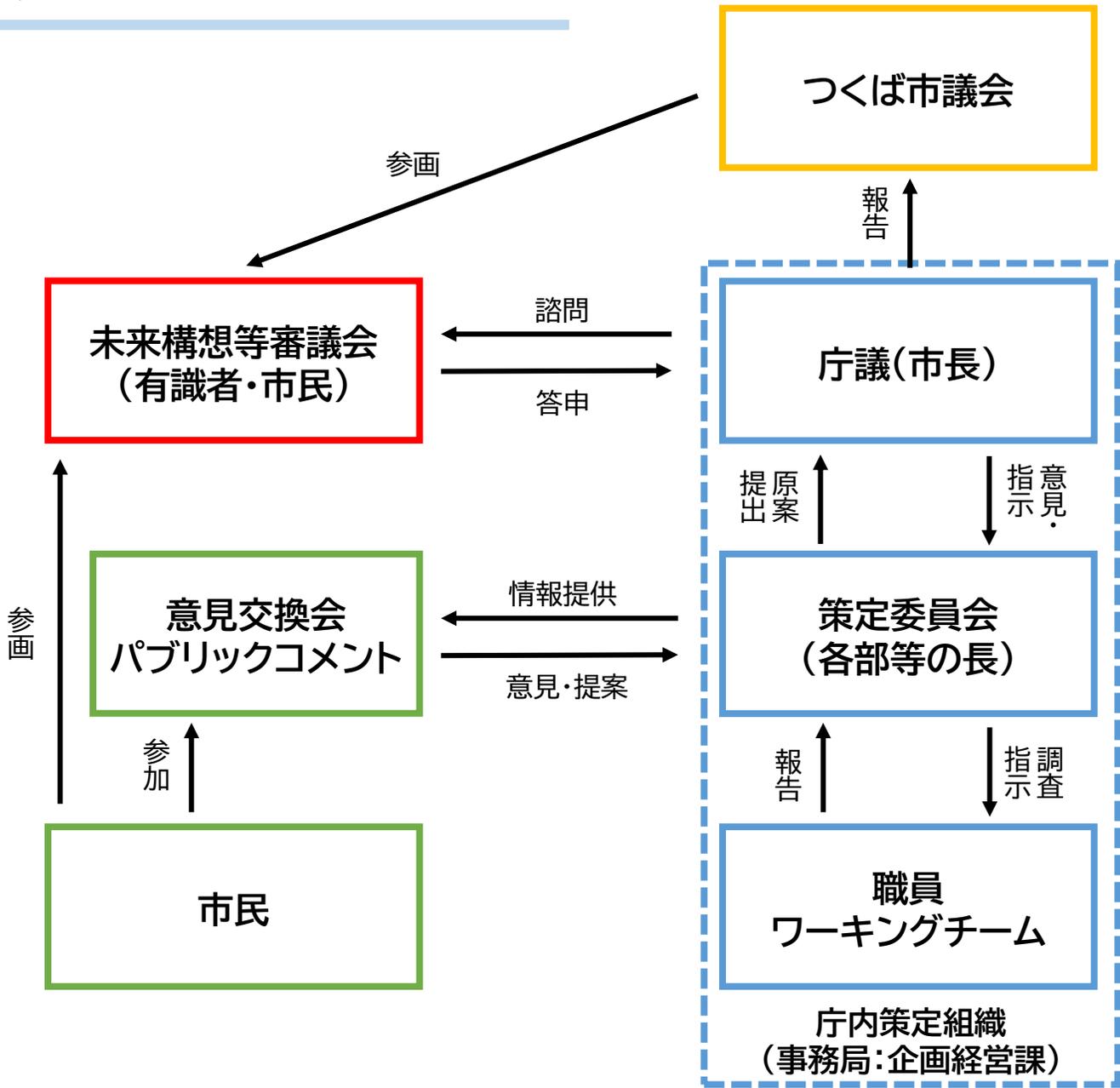
2. つくば市を取り巻く環境

3. 意見交換



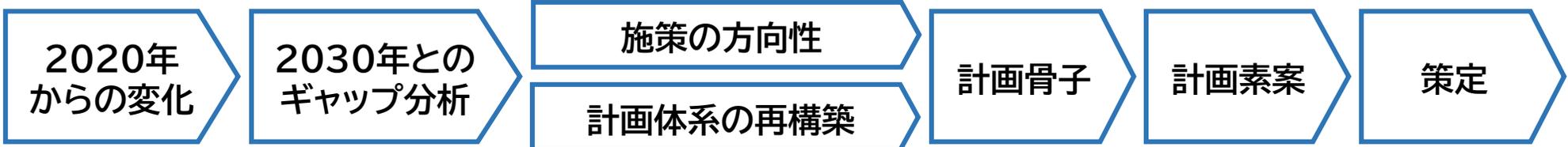
④ 改定の進め方

改定体制



④ 改定の進め方

改定の主な流れ



社会情勢の調査・分析

市民意見(意見交換会)

人口動態の分析

市勢(強み・弱み)の調査・分析

市民意見(アンケート結果分析)

庁内個別計画調査

第2期戦略プランの評価・課題整理

庁内策定組織による案について審議

第1回審議会

第2回審議会

第3回審議会

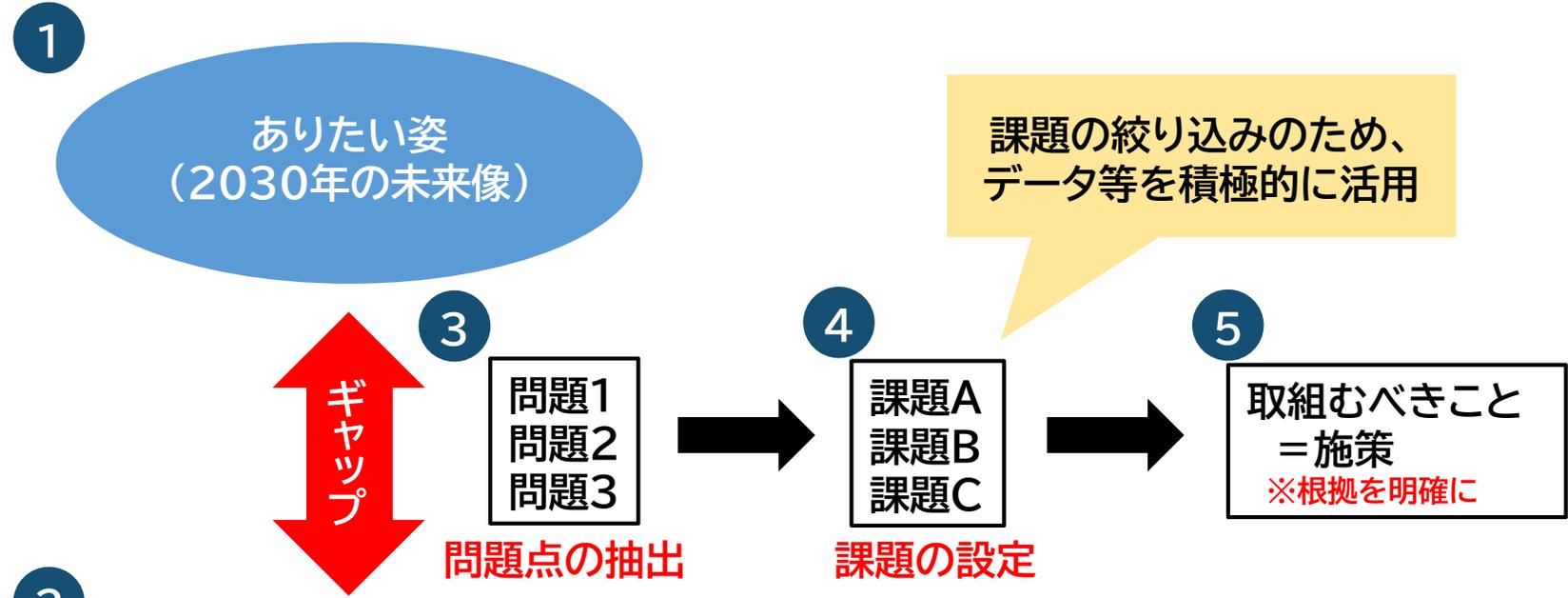
第3-5回審議会

市民意見
(パブリックコメント)

第6回審議会

④ 改定の進め方

参考イメージ:2030年の未来像とのギャップ分析



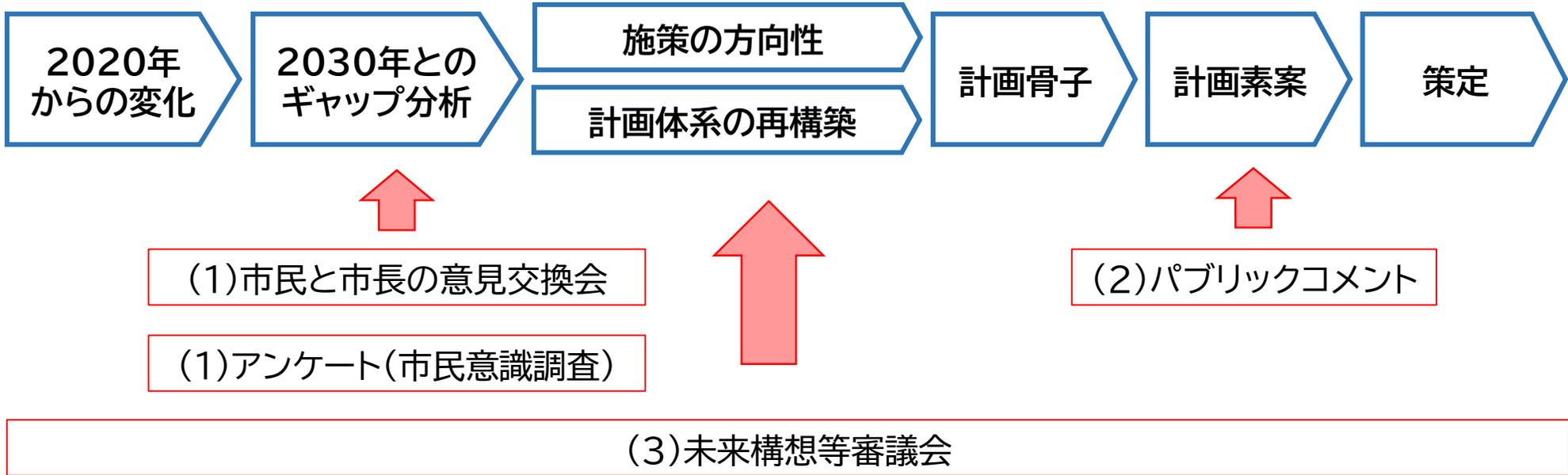
- ・「問題点」は、目標を達成しうる「ありたい姿」に対する「現状の姿」との間のギャップ。
 - ・「課題」は問題点を解決するための方策。
- ※複数の問題点を同時に解決できる方策(=課題)を考える。

④ 改定の進め方

市民意見の収集・改定への反映

本改定は、未来構想で描いた2030年の未来像を実現するための、後半5年間における施策をまとめるものである点を踏まえ、以下の方針で市民の意見を収集・改定へ反映します。

- (1)改定序盤においては、意見交換会やアンケートによって、主に「2030年の未来像とのギャップ」等についての意見を集め、その後の改定作業において反映します。
- (2)改定終盤においては、パブリックコメントにより、計画素案への意見を集め、反映します。
- (3)改定全体を通して、市民委員をはじめとした未来構想等審議会委員のみなさまの意見を反映します。



④ 改定の進め方

「市民と市長との意見交換会」

目的

多様な市民・団体との意見交換により、日常や社会生活における2020年(未来構想策定時)からの変化、それに伴う市への期待の変化等について意見を収集することで、未来構想に掲げる2030年の未来像と現在とのギャップを分析する際の参考とします。

概要

時 期：2月から2か月程度

回 数：未来構想で掲げた4つの「目指すまちの姿」に応じて全6回を予定

対象者：「目指すまちの姿」から抽出したキーワードに対応する属性の市民・団体を各回10-15名程度

時 間：平日の日中または夜間、休日の日中で1回約2時間

場 所：各回で対象者が参加しやすい場所を設定

内容

- (1) 未来構想・戦略プランの概要や改定の方向性について説明
- (2) 各回のテーマに関連した市の取組事例を紹介
- (3) 市長との意見交換



未来構想策定時に実施した際の様子

結果

意見交換会の様子やテーマに関する意見をニュースレターのようにまとめ、改定作業への反映や審議会への報告とあわせて、市HP等で公開します。

④ 改定の進め方

「市民と市長との意見交換会」： 各回のキーワードとテーマ、参加者イメージ

【A】キーワード	【B】意見交換テーマ(案)	【C】参加者イメージ(案)
I 市民協働	自主的・自発的に活動できる環境の実現に向けて 【I-1 市民と共に創るまちづくりを推進する】	<ul style="list-style-type: none"> ・区会連合会 ・アイラブつくばまちづくり補助事業団体 ・周辺市街地活性化協議会 等
II 福祉	安心して暮らし続ける社会の実現に向けて 【II-1 地域が支え合い、医療、介護、福祉が充実したまちをつくる】	<ul style="list-style-type: none"> ・シルバークラブ ・民生委員 ・ケアマネージャー連絡会 ・相談支援事業所連絡会 ・つくば市手をつなぐ育成会 等
III 子育て	充実した子育て環境の実現に向けて 【III-1 こどもも親も楽しく育つ環境をつくる】	<ul style="list-style-type: none"> ・みらい子育てネット ・地域子育て支援拠点運営団体 ・NPO法人ままとーん 等
III 多様性	すべての市民が安心して生活できる社会の実現に向けて 【III-3 多様性をいかした誰もが活躍できる社会をつくる】	<ul style="list-style-type: none"> ・国際交流協会 ・留学生交流員 ・男女共同参画審議会委員 等
IV スマートシティDX	先端的サービスを市民が実感できる社会の実現に向けて 【IV-1 知識集約によってイノベーションを創出する】 【IV-3 市民のために新たな技術や価値を導入し、進化するまちをつくる】	<ul style="list-style-type: none"> ・つくばスマートシティ協議会 ・工業団地企業連絡協議会 ・筑波研究学園都市交流協議会 ・スタートアップ関係者 等 (スタパ入居企業)
IV 環境	環境負荷の少ない社会の実現に向けて 【IV-4 地球に優しくごみのない低炭素で循環型のまちをつくる】	<ul style="list-style-type: none"> ・SDGsパートナーズ ・環境スタイルサポーターズ ・気候市民会議参加者 等

④ 改定の進め方

全体スケジュール概要

工程	令和5年度					令和6年度														
	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3			
主なマイルストーン						▲中間報告 ▲策定方針決定							▲パブリックコメント				▲審議会による答申			▲公表
計画改定作業	第2期 まとめ					個別計画 と紐づけ		計画骨子・素案					最終案 +概要版							
未来構想等審議会				①	②		③		④		⑤			⑥						
未来構想等策定委員会			①	②		③		④		⑤			⑥							
各種調査・分析 ・人口動態 ・市勢、社会情勢等 ・市民意識調査																				
市民意見の収集、反映	準備・調整			意見交換会									パブコメ							
計画体系見直し (個別計画との分担等)	庁内照会		策定方針					進行管理ツールの整理等												

④ 改定の進め方

審議会スケジュール

	時期	予定している内容
第1回	2月8日	<ul style="list-style-type: none">・ 改定方針・ つくば市を取り巻く環境（主に社会情勢）・ 意見交換
第2回	3月	<ul style="list-style-type: none">・ つくば市を取り巻く環境（主に人口動態、市勢（強み・弱み））・ 市民意見の収集・反映（市民意識調査結果、意見交換会実施報告）・ 改定のコンセプト（個別計画調査を踏まえた改定方針）
第3回	5月頃	<ul style="list-style-type: none">・ 第2期戦略プランの評価・課題整理・ 施策体系の整理状況報告
第4回	7月頃	<ul style="list-style-type: none">・ 施策体系の整理結果報告・ 計画骨子案の審議
第5回	9月頃	<ul style="list-style-type: none">・ 計画素案の審議
第6回	12月頃	<ul style="list-style-type: none">・ パブリックコメント実施結果報告・ 答申

議事(1)諮問第1号 「第2期つくば市戦略プラン」の改定について

②つくば市を取り巻く環境 (社会情勢)

資料2は、参考資料3をまとめた資料となります



《目次》

1. 改定方針

- ① つくば市未来構想・戦略プランの概要
- ② 現行の未来構想・戦略プランにおける課題
- ③ 改定の方向性
- ④ 改定の進め方

2. つくば市を取り巻く環境

3. 意見交換

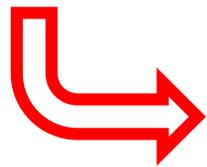


2 つくば市を取り巻く環境

未来構想策定時に整理した社会情勢等

現行計画における未来像の設定や施策の検討に当たっては、社会情勢等を以下の8つに分類し、整理しました。

- (1) 少子・高齢化の進行とまち・ひと・しごと創生
- (2) ボーターレス化の進行
- (3) AI・IoTなどの科学技術の進展
- (4) ライフスタイルの変化
- (5) 地球規模での環境問題への対応
- (6) 安全・安心意識の高まり
- (7) 市民参加・民間との新たな協働
- (8) 自治体の持続可能性・SDGsへの取組



本改定においては、この分類をベースとして、最新の情報に更新するとともに、近年の新たなトピックを盛り込みます。

2 つくば市を取り巻く環境

分類ごとの概要 (参考資料3をあわせて御覧ください)

(1) 少子・高齢化の進行とまち・ひと・しごと創生

- 我が国では、出生数及び合計特殊出生率は低下が続き、令和4年は出生数(77万747人)、合計特殊出生率(1.26)ともに過去最低となった。一方、高齢者(65歳以上)人口は増加傾向にあり、令和4年には微減に転じたものの(3,623万人)、総人口に占める割合(高齢化率)は過去最高の29.1%と世界最高であり、少子高齢化の進行がみられる。【参考資料3 2-3ページ】
- 令和2年度の国勢調査結果を踏まえた日本の将来人口推計では、総人口は今後も減少を続け、2056年には1億人を下回る予想である。一方で、高齢者人口は増加が見込まれ、高齢化率は2070年に38.7%まで上昇する予想である。都道府県別の将来人口推計では、2040年までは東京以外の道府県は総人口は一貫して減少し、東京一極集中の傾向は続くと思われる。【参考資料3 4ページ】
- 都市部と比較して地方では人口減少・高齢化の進行速度が大きいと推測される中、国では、地域の持続可能性を高めるため、デジタルの力を活用し、地域の個性を生かしながら課題解決や魅力向上の取組を加速化・深化することを目的に、「デジタル田園都市国家構想」を策定し、「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を目標に掲げている。その実現に向けては、令和4年12月に第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を抜本的に改訂し、「デジタル田園都市国家構想総合戦略」が策定された。

2 つくば市を取り巻く環境

分類ごとの概要 (参考資料3をあわせて御覧ください)

(2) ボーダレス化の進行

- 増加基調にあった訪日外国人旅行者数は、新型コロナウイルス感染症の影響で大幅に減少したが、令和4年からは復調傾向にある。在留外国人数は、新型コロナウイルス感染症の影響が見られたものの、令和4年末時点では過去最高の307.5万人となった。あわせて、外国人労働者数も令和4年に過去最高を更新（182万人）している。外国人労働者の従事する産業は「製造業」が最多の26.2%を占めるが、近年は外国人介護人材の受け入れ政策により、労働力需要が高い「医療・福祉」に従事する外国人が増加傾向にある。【参考資料3 5-6ページ】
- 物流について、国内の輸送量や輸出入は新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に縮小したが、2021年以降復調傾向にある。一方で、2024年4月からのトラックドライバーの時間外労働時間の上限規制が適用され、労働時間が短くなることで輸送能力が不足する、いわゆる「物流の2024年問題」が懸念されている。【参考資料3 7-8ページ】
- デジタルインフラの普及が進み、光ファイバ整備率や5Gの人口カバー率は90%超である。新型コロナウイルス感染症を契機としてインターネット通信量は急増し、その後も増加傾向にある。人々が容易に様々な情報入手可能になる等のメリットも大きい一方、インターネット上の誤った情報、フェイクニュースや偽情報の増加が問題となっている。【参考資料3 9-10ページ】

2 つくば市を取り巻く環境

分類ごとの概要 (参考資料3をあわせて御覧ください)

(3) AI・ICTなどの科学技術の進展

- モバイル端末の世帯保有率は増加傾向にあり、特にスマートフォンの保有率(2022年)は90.1%と10年間で約3倍に増加した。一方、パソコンの保有率(2022年)は69.0%とピーク時(2013年)から12ポイント下落している。【参考資料3 11ページ】
- ICT活用について、日本ではQRコード決済以外は、日常生活の各場面における利用状況が諸外国(米国・ドイツ・中国)と比べて低い傾向にある。【参考資料3 12ページ】
- 行政分野におけるデジタル化の取組状況について、日本では電子行政サービス(電子申請、電子申告、電子届出)の利用経験がある者は約35%に留まり、利用経験が最も多かった中国と比較し半分程度である。利用しない理由として、他国と比較し日本では「機器やアプリケーションの使い方が分からない」、「使いたいサービスがない」との回答が多い傾向にある。【参考資料3 14ページ】
- デジタル化により実現され得る未来型のライフスタイルへの希望に関する調査結果では、AI等の活用による災害や事故の「リスクを最小化できる暮らし」、自動運転機能などの技術により日々の事故リスクが減り、「次世代モビリティにより迅速に救急搬送される暮らし」の2項目について、全世代の4人に3人以上の人が望んでいると回答し、デジタル化による安全・安心の向上に対する期待が特に高かった。【参考資料3 16ページ】
- 世代別に見ると、10代では他の世代と比較し仮想空間・バーチャル空間等の新技術を活用した新しい社会・生活や仕事・家事の効率化、移動の削減による、より自由な暮らしへの期待が高い傾向にある。【参考資料3 15-16ページ】

2 つくば市を取り巻く環境

分類ごとの概要 (参考資料3をあわせて御覧ください)

(4) ライフスタイルの多様化 [その1]

- 50歳時の未婚割合の推移は増加傾向にあり、2020年には男性28.3%、女性17.8%と過去最高である。年齢別にみると、特に25～29歳の未婚率は他の年齢層と比較し、男女ともに上昇傾向にある。【参考資料3 17ページ】
- 平均初婚年齢は夫、妻ともに上昇を続けるものの、近年の晩婚化の進行は鈍化傾向にある。第1子出産時の母の平均年齢は、ここ15年で4.0歳上昇し2020年では30.7歳である。【参考資料3 18ページ】
- 女性の就業率は増加傾向にあり、25～44歳女性の就業率は8割弱に達する。夫婦共働き世帯も増加傾向にあり、2022年時点の共働き世帯は専業主婦世帯の3倍近くとなっている。【参考資料3 19-20ページ】
- ライフコースについて、未婚女性自身の理想、未婚男性の将来のパートナーに対する期待ともに、結婚し子どもをもつが仕事も一生続ける「両立コース」が一貫して増加傾向にあり、結婚または出産を契機に退職し子育て後に再び仕事をもつ「再就職コース」を上回っている。また、結婚しないライフコースや結婚はするが子を持たないライフコースを希望する割合も2015年以降増加傾向にある。【参考資料3 21ページ】
- 平均寿命、健康寿命（健康上の問題で日常生活に制限が無い期間）は男女ともに延伸傾向にある。2019年の健康寿命は男性72.68歳、女性75.38歳となった。【参考資料3 22ページ】
- 高齢者の就業率は増加傾向にあり、60～74歳は10年前と比較して10ポイント以上上昇している。男女別で見ると、男性は65～69歳で61.0%と65歳を過ぎても多くの人就業していることがわかる。【参考資料3 23ページ】

2 つくば市を取り巻く環境

分類ごとの概要 (参考資料3をあわせて御覧ください)

(4) ライフスタイルの多様化 [その2]

- 高齢者のインターネット利用率は10年前と比較し60～79歳が大幅に上昇し、約6割以上が利用している状況。一方、80歳以上は25%程度に留まっている。高齢者が情報機器を利用しない理由を10年前と比較すると「必要性を感じないから」と回答する割合が大きく減少し、「使い方がわからないので、面倒だから」が大きく増加している。【参考資料3 24-25ページ】
- 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、企業のテレワーク実施率は2022年に56.4%へ上昇したものの、緊急事態宣言解除に伴い減少し30%台を推移している。【参考資料3 27ページ】
- 収入と自由時間についての考え方について、ここ10年間で30歳未満の若者では「自由時間をもっと増やしたい」が11.4ポイント増加し、価値観の変化が見られる。一方、60歳以上では、「収入をもっと増やしたい」が10ポイント以上増加し、老後の金銭的な不安が増大していると考えられる。【参考資料3 28ページ】
- 都道府県別の移動状況では、2021年は東京都の転入超過数が大幅に縮小し近隣県での転入超過が増加しているが、2022年には東京都の転入超過が復調した。【参考資料3 30ページ】
- 東京圏在住者の地方移住への関心は新型コロナウイルス感染症の感染拡大後に上昇傾向があり、2022年時点で感染拡大前と比べて約10%増の34.2%となった。移住意向者の検討項目として「日常の買い物で不便が無い」「地域の医療体制が整っている」といった生活利便性だけでなく、「街並みの雰囲気が好き」とった曖昧で主観的な項目も上位である。20代は他の年代と比べ「地域の防災対策」「生活コストの低減」を重視する傾向がある。【参考資料3 31-32ページ】

2 つくば市を取り巻く環境

分類ごとの概要 (参考資料3をあわせて御覧ください)

(5)地球規模での環境問題への対応

- 地球温暖化は世界共通の環境問題として、各国では平均気温上昇を抑制するためのCO2排出量の削減目標を設定している。日本においては、2030年までに2013年比で46%削減、2050年までに温室効果ガス排出の実質ゼロを目標としている。【参考資料3 33ページ】
- 国は、温暖化対策・脱炭素の取組を経済成長の制約やコストではなく「成長の機会」と捉え、イノベーションを社会実装することで、同時に「国民生活のメリット」の実現を掲げている。そのために、政府・地方自治体・企業等の各主体それぞれに応じた役割や取組を求めている。【参考資料3 34,38ページ】
- また、環境問題への対応は、産業分野に限らず、地域ぐるみの脱炭素化推進やライフスタイル転換も必要であるとし、地域の脱炭素化に向け、政策を総動員し、人材・技術・情報・資金を積極支援するとしている。【参考資料3 35-37ページ】
- こうした動向を踏まえた国の取組の一つとして、脱炭素化への熱意や実現可能性の高い地域をモデル地域（脱炭素先行地域）として選定し、そこでの取組事例を全国に横展開していくことで、地域の「脱炭素ドミノ」を起こし、2050年を待たずに多くの地域での脱炭素を目指している。2023年11月には、つくば市も脱炭素先行地域に選定されました。【参考資料3 35-37ページ】

2 つくば市を取り巻く環境

分類ごとの概要 (参考資料3をあわせて御覧ください)

(6)安全・安心意識の高まり

- 近年、豪雨災害の危険を及ぼす大雨の発生頻度が大幅に増加しており、それに伴う土砂災害の発生回数も増加傾向にある。また、今後30年以内の南海トラフ地震（M8～9クラス）の発生確率は70～80%、相模トラフ沿いのプレートの沈み込みに伴うM7程度の地震の発生確率は70%程度とされ、今後も自然災害の頻発化・激甚化の傾向が続くことが懸念される。【参考資料3 39-40ページ】
- 犯罪の発生状況では、刑法犯の認知件数は平成15年以降一貫して減少し、令和3年には戦後最少となったが、令和4年は60万1,331件とやや増加している。犯罪類型別にみると、窃盗や横領、暴行は減少傾向にあるが、児童虐待に係る事件、配偶者からの暴力事案等、サイバー犯罪、特殊詐欺、大麻取締法違反及び危険運転致死傷では、いずれも検挙件数が増加傾向又は高止まり状態にある。【参考資料3 41ページ】

(7)その他

- 新型コロナウイルス感染症の流行により日本の社会・経済システムの脆弱性が明らかとなった。国は、コロナ後に求められる社会像として、①コロナ以前からの少子高齢化や災害の激甚化、ライフスタイルの変化等の社会課題の解決に向け取り組み、国民生活・企業活動を支える「持続可能な社会」、②感染症の拡大や災害の発生といった非常時においても、国民生活や経済活動における混乱を防げるような最低限の社会・経済機能を維持する「レジリエントな社会」、③価値観の多様化に応じた一人ひとりのニーズに合ったサービス提供による「多様な幸せが実現できる社会」を示している。【参考資料3 42ページ】
- 地方公共団体では、自治体DXによる業務効率化や行政経営の高度化、地方公共団体間や公共私連携による持続可能な行政サービスの提供、国と地方公共団体の円滑な連携による大規模災害・感染症等の非常時の対応体制の構築が求められる。【参考資料3 43-44ページ】

議事(1)諮問第1号 「第2期つくば市戦略プラン」の改定について

③つくば市が今後力を入れるべき分野



《目次》

1. 改定方針

- ① つくば市未来構想・戦略プランの概要
- ② 現行の未来構想・戦略プランにおける課題
- ③ 改定の方向性
- ④ 改定の進め方

2. つくば市を取り巻く環境

3. 意見交換



3. 意見交換

テーマ

「つくば市が今後力を入れるべき分野」

～本日ご紹介した社会情勢や人口の動き、みなさまの専門分野、日常で感じることなどからお気軽に～

今までこうやってきた
取組も、△△が普及し
たから、今後はこうし
た方がいいと思う。

社会情勢の(4)に関連
して、□□についても
考慮して施策を検討し
た方がいいと思う。

最近、○○が課題にな
ってきたから、こうい
う取組や支援があつて
もいいと思う。



3. 意見交換

参考：ご紹介した社会情勢等

(1) 少子・高齢化の進行と

まち・ひと・しごと創生

関連ワード：出生数、合計特殊出生率、人口減少、
高齢化率、デジタル田園都市

(2) ボーターレス化の進行

関連ワード：訪日外国人旅行者、外国人労働者、物流の
2024年問題、インターネット

(3) AI・IoTなどの科学技術の進展

関連ワード：スマートフォン、デジタル化(行政、企業)

(4) ライフスタイルの変化

関連ワード：未婚率、晩婚化、共働き、健康寿命、
インターネット利用率、テレワーク、
転入・転出、地方移住

(5) 地球規模での環境問題への対応

関連ワード：CO₂、温室効果ガス、脱炭素

(6) 安全・安心意識の高まり

関連ワード：豪雨災害、土砂災害、地震、
刑法犯の認知件数、犯罪類型別の検挙件数

(7) その他

関連ワード：持続可能、レジリエント、
価値観の多様化、自治体DX